

平成 30 年度

包括外部監査の結果報告書

佐賀県包括外部監査人

江 口 克 哉

目 次

第1 外部監査の概要

1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	
(1)	外部監査の対象	1
(2)	監査対象期間	1
3	事件（テーマ）を選定した理由	1
4	外部監査の着眼点及び主な監査手続	
(1)	監査の着眼点	2
(2)	実施した監査手続	2
5	外部監査の実施期間	2
6	外部監査従事者の資格及び氏名	2
7	利害関係	3
8	用語の説明	3

第2 監査対象の概要

1	高齢者福祉について	4
2	障害者福祉について	12
3	社会福祉法人について	23

第3 個別の監査結果及び意見

補助金 - 高齢者福祉 -

1	軽費老人ホーム事務費補助金	30
2	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金	34

補助金 - 障害者福祉 -

1	佐賀県障害者グループホーム開設事業費補助金	39
2	佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業費補助金	43
3	佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金	45
4	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金	49

無償貸与

1	佐賀県立希望の家跡地の使用貸借	60
2	佐賀県聴覚障害者サポートセンター内事務室の使用許可（無償）	62
3	佐賀県立点字図書館内発送室の使用許可（無償）	63

現地機関

	佐賀県総合福祉センター	64
2	佐賀県療育支援センター	71
3	佐賀県立九千部学園	80
4	佐賀県精神保健福祉センター	88

	社会福祉法人に対する指導監査	95
--	----------------------	----

第4	検討対象とした社会福祉法人等の概要	106
----	-------------------------	-----

第 1 . 外部監査の概要

1 . 外部監査の種類

地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 に基づく包括外部監査

2 . 選定した特定の事件（テーマ）

（ 1 ）外部監査の対象

高齢者福祉事業及び障害者福祉事業について

（ 2 ）監査対象期間

原則として平成29年度（必要に応じて前後の年度についても対象とした）

3 . 事件（テーマ）を選定した理由

全国の総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は27.7%（2017年10月推計人口）となっており、とりわけ、佐賀県では29.0%と全国平均（27.7%）を上回るペースで高齢化が進んでいる。一方、障害者については、身体障害者の数は近年横ばいであるが、知的障害者や精神障害者（以下、知的障害者等）の数は年々増加傾向にある。

高齢者や知的障害者等に対して福祉サービスを提供する社会福祉法人の存在意義は大きくなっており、その数は年々増加している。

また、障害者に対する施策においては、県の現地機関が担う役割も大きい。

佐賀県当初予算436,847百万円のうち高齢者福祉及び障害者福祉事業を担う健康福祉部の予算は74,823百万円（17.1%）であり、総務部（25.6%）、教育委員会（20.4%）に次ぐ予算規模である。

健康福祉部の平成29年度決算（人件費を除く）に対する補助金等（負担金、補助金及び交付金）の占める割合は61.8%を占める。

上記のような状況を踏まえ、高齢者福祉事業及び障害者福祉事業について、特に社会福祉法人及び現地機関に対する施策を検討することは、意義があると考え、今回事件（テーマ）として選定した。

なお、社会福祉法人に対する施策においては、主に社会福祉法人に対する補助金、指導監査の状況について検討した（一部土地等の無償貸与についても検討を行った）。

4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続

(1) 監査の着眼点

- 補助金の公益性は十分に認められるか
- 補助金の効果・有効性の検討が行われているか
- 補助率等、補助額の設定は適切か
- 交付団体（社会福祉法人）の適格性
- 補助金に関する手続（申請・金額の算定・実績の報告等）は適切か
- 補助対象経費が明確に定められ、適正な交付がなされているか
- 社会福祉法人の指導監査が適切に行われているか
- 現地機関の施設の管理は適切か
- 現地機関の運営は適切に行われているか
- 現地機関の有効性について検討が行われているか

(2) 実施した主な監査手続

上記の着眼点から、以下の手続等を実施した。

補助金の交付要綱、申請書や実績報告書ほか関係書類の閲覧、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を実施した。また、一部施設に往査し、県が実施している施設監査の状況を視察した。

指導監査に関連する法令・要綱等、指導監査結果報告書ほか関係書類の閲覧、担当者への質問、その他必要と認める監査手続を実施した。また、一部施設に往査し、県が実施している指導監査の状況を視察した。

現地機関に往査し、施設の視察、関係書類の閲覧、関係管理簿の照合、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を実施した。

5. 外部監査の実施期間

平成30年7月6日から平成31年1月31日まで

6. 外部監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	江口克哉
包括外部監査人補助者	公認会計士	藤原 林
	公認会計士	津留保生
	公認会計士	岸川浩幸
	公認会計士	田村祥三
	公認会計士	森永亮太
	公認会計士	松本さぎり

7．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係は無い。

8．用語の説明

監査結果・・・・・・・・ 一連の事務手続等のなかで、法令、条例、規則等に違反している場合、あるいは違反していないものの社会通念上適当でないと考えられる事項を記載している。

監査意見・・・・・・・・ 地方自治法第252条の38第2項に規定する「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」のことで、一連の事務手続のなかで、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第2．監査対象の概要

1．高齢者福祉について

(1) 県内の高齢者人口等の推移

高齢者人口

(ア) 人口構成の現状と将来推計

全国の総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は27.7%（2017年10月推計人口）となっており、とりわけ、佐賀県では29.0%と全国平均（27.7%）を上回るペースで高齢化が進んでいる。

佐賀県将来人口推計

（単位：人 %）

区分	2017年		2018年		2019年		2020年		2025年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
推計総人口	819,264	100.0%	817,989	100.0%	813,042	100.0%	808,093	100.0%	779,912	100.0%
0～39歳	316,844	38.7%	315,169	38.5%	310,175	38.1%	305,180	37.8%	284,270	36.4%
40～64歳	263,716	32.2%	261,864	32.0%	258,411	31.8%	254,957	31.6%	243,116	31.2%
65歳～	238,704	29.1%	240,956	29.5%	244,456	30.1%	247,956	30.7%	252,526	32.4%
65～74	114,718	14.0%	116,429	14.2%	118,689	14.6%	120,949	15.0%	109,583	14.1%
75～	123,986	15.1%	124,527	15.2%	125,767	15.5%	127,007	15.7%	142,943	18.3%

資料：2017年は佐賀県推計人口（2017年10月1日現在）、2018年以降は2015年国勢調査を基にした推計値

※ 2017年については、推計総人口に年齢不明者が含まれているため、内訳の合計と一致しない。

(イ) 高齢者人口等 長期的推移

佐賀県の高齢者（65歳以上）人口は2025年にピークを迎え、その他減少に転じる見込み。一方、後期高齢者（75歳以上）の人口は、2035年まで増加する見込み。

佐賀県の高齢者人口 高齢化率 長期的 推移



資料：2000～2015年「佐賀県推計人口（各年度10月1日現在）」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」「日本の将来推計人口」

（注）この推移は2040年までの長期的な推移を見るために用いたものであるため、2020年、2025年の推計値は上記「佐賀県将来人口推計」の値とは異なる。

高齢者のいる世帯の状況

佐賀県の65歳以上の世帯数は2025年にピークを迎え、65歳以上の単独世帯はその後増加すると見込まれている。

佐賀県の高齢者世帯数の長期的推移

（単位：世帯 %）

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全世帯数	294,133	295,111	292,197	286,352	278,932	269,880
65歳以上の総世帯数	106,691	119,369	127,862	128,855	126,085	121,538
全世帯数に占める高齢者世帯数の割合	36.3%	40.4%	43.8%	45.0%	45.2%	45.0%
65歳以上の単独世帯数	26,874	30,760	34,094	35,888	37,051	37,730
65歳以上の夫婦のみ世帯数	29,498	33,390	36,156	36,781	36,098	34,629

資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2014年4月推計）

要介護者等の状況

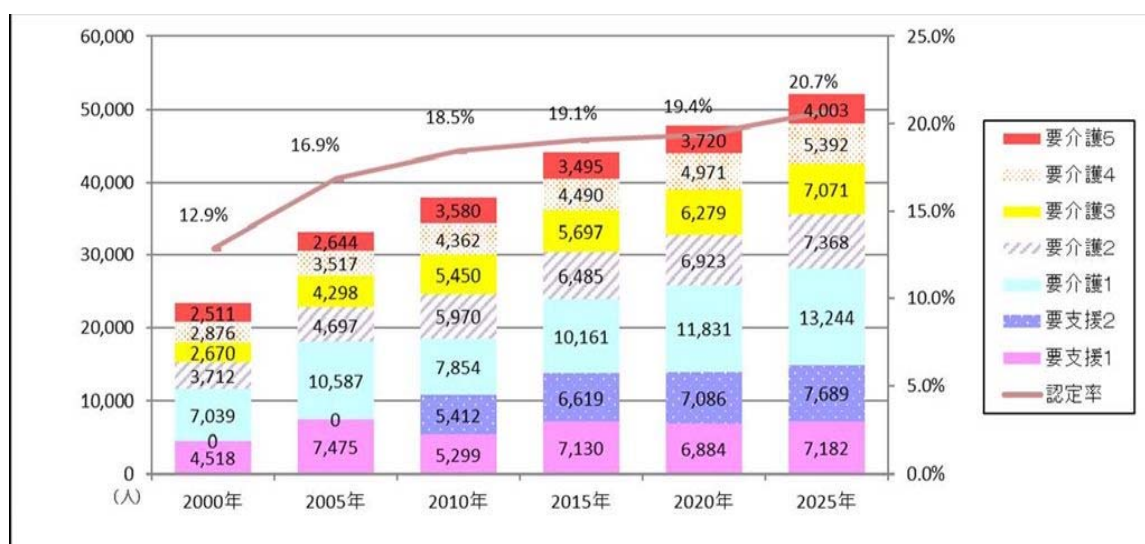
要支援・要介護認定者数は、介護保険制度施行後、増加を続けており、第7計画期間中において約3,100人（7.0%）の増加が見込まれている。

佐賀県の要支援・要介護者数の推移

(単位：人 %)

	2017年		2018年		2019年		2020年		2025年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1号被保険者	237,724	-	240,914	-	243,661	-	246,200	-	250,877	-
うち要介護者等	44,573	18.7%	45,571	18.9%	46,638	19.1%	47,694	19.4%	51,949	20.7%
要支援1	6,724	2.8%	6,766	2.8%	6,829	2.8%	6,884	2.8%	7,182	2.9%
要支援2	6,635	2.8%	6,774	2.8%	6,933	2.8%	7,086	2.9%	7,689	3.1%
要介護1	10,659	4.5%	11,028	4.6%	11,423	4.7%	11,831	4.8%	13,244	5.3%
要介護2	6,626	2.8%	6,734	2.8%	6,839	2.8%	6,923	2.8%	7,368	2.9%
要介護3	5,768	2.4%	5,928	2.5%	6,090	2.5%	6,279	2.6%	7,071	2.8%
要介護4	4,653	2.0%	4,758	2.0%	4,866	2.0%	4,971	2.0%	5,392	2.1%
要介護5	3,508	1.5%	3,583	1.5%	3,658	1.5%	3,720	1.5%	4,003	1.6%

佐賀県の要介護者数及 要介護認定率の長期的推移



資料：2000年～2015年「介護保険事業状況報告」、2020年以降「各市町（保険者）による推計値」

認知症高齢者の状況

厚生労働省の発表によると、認知症の人の数は2012年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計されている。

そのほか認知症予備軍と言われる軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）は約400万人と推計

2015年1月に発表された推計では、今後、認知症高齢者は、さらに増加して2025年には約700万人前後になり、高齢者の約5人に1人になると見込まれている。

佐賀県でも、認知症高齢者（推計）は、2017年の約39,000人から2025年には約48,000人（1.23倍）に増加することが見込まれる。

佐賀県の認知症高齢者数の推移（推計）

(単位：人 %)

	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
認知症高齢者数	38,909	39,999	41,313	42,649	47,980
認知症有病率	16.3%	16.6%	16.9%	17.2%	19.0%

資料：厚生労働省が公表した認知症の有病率及び各市町（保険者）による人口推計をもとに算出した認知症高齢者数の推計値



(2) 佐賀県の具体的な施策

「さがゴールドプラン21」（佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画）

(ア) 計画の設定趣旨

「さがゴールドプラン21」（佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画）は、中期的な視点から、佐賀県として目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするとともに、市町（保険者）の取組を支援するもので、3年ごとに見直しを行っている。

第7期計画は、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、第5期で開始した地域包括ケアシステムの実現のための取組を深化・推進させていくことを目標として、2025年までのサービスや給付等の水準を推計したうえで、中長期的な視野に立った施策の展開を図っていく。

(イ) 計画の性格及び位置づけ

高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）は老人福祉法により、また、介護保険事業支援計画は介護保険法により策定が義務付けられている。

高齢者保健福祉計画は、介護保険対象サービスに限らず、すべての高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じられるよう、保健医療サービス及び福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保などに関する総合的な計画であり、その内容として介護保険事業支援計画を包含する。本県においては、「さがゴールドプラン21」（佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画）として両計画を一体的に策定し推進している。

市町（保険者）においても、高齢者福祉計画（老人福祉計画）及び介護保険事業計画が策定されており、県計画は、広域的な観点から県全域にわたって必要な保健福祉サービス及び介護サービスが地域住民に提供されるよう支援・調整する役割がある。

本計画は総合確保方針（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第3条）に基づき、「佐賀県保健医療計画」と整合性を確保し策定している。また、「佐賀県総合計画」及び「佐賀県医療費適正化計画」など各種計画と連携・調和するよう策定している。

(ウ) 計画期間

2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間。

(エ) 基本理念等

佐賀県の高齢者（65歳以上）人口は、2025年にピークを迎え、高齢化は今後さらに進展することが見込まれている。

このような中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域において、可能な限りその有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となる。

2017（H29）年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、地域包括ケアシステムの深化、推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会（ ）の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われた。

また、同改正では、市町村の保険者機能の強化を図るとともに、国と都道府県による重層的な支援を行うため、都道府県による市町村支援が、法律上明確に位置付けられるとともに、国においては、都道府県及び市町村に対し、自立支援・重度化防止に向けた取組等を支援するため、交付金を交付することとされた。

県では、第6期計画において、「地域包括ケアシステムの構築」を基本目標とし、「介護予防の推進」、「生活支援サービスの充実」、「介護人材の確保」など10の主要施策を掲げ、地域包括ケアシステムの構築を推進するための基盤整備を行ってきた。

第7期計画においては、すべての高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活ができ、元気で、明るく、豊かな地域共生社会の実現を目指して、第6期計画の取組をさらに深化させていくとともに、法改正の趣旨等を踏まえた新たな視点を加え、地域包括ケアシステムを深化・推進していく。

「地域共生社会」とは、
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

基本理念等の体系図

基本理念

すべての高齢者が

S 住み慣れた地域で A 安心して生活でき

G 元気に活躍する A 明るく豊かな地域共生生活の実現

基本目標 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策分野

元気に活躍する
社会づくりと
自立支援

安心して
生活できる
サービスの確保

ネットワークづくり
と人材確保

主要施策

高齢者の
社会参加の推進

介護保険サービスの充実

重 医療・介護の連携

重 自立支援・
介護予防の推進

重 生活支援サービスの充実

地域を支える
ネットワークの充実強化

住まいの確保

重 医療・介護人材の確保

重 認知症の人への支援

高齢者の権利擁護

(オ)重点項目

自立支援・介護予防の推進

佐賀県では全国を上回るペースで高齢化が進んでおり、要支援者等の増加が見込まれる。要支援者等の心身機能や生活課題を改善し、自立を促すため、リハビリテーション専門職等を活用した「介護予防のための地域ケア個別会議」を普及展開していく。また、高齢者自身が心身機能の維持向上を目指しながら、生きがいや役割をもって活動できるよう、「住民主体の通いの場」を地域に創出していく。

生活支援サービスの充実

高齢者の単身世帯等の増加に伴い、日常的な生活支援（見守り、外出、買い物等）に対するニーズが高まっていることから、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的なサービスの提供体制の構築を図る必要がある。県では、生活支援コーディネーターや協議体によるボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘や担い手として活動する場づくり、多様なサービス提供主体間のネットワークの構築等の取組を支援していく。

認知症の人への支援

今後増加することが見込まれる認知症の人に適切に対応するため、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す必要がある。県では、2015（H27）年1月に国が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の7つの柱や数値目標を踏まえ、市町（保険者）の取組を支援するとともに、医療機関との連携、医療・介護に携わる者への研修、認知症の人やその家族への支援を通じて認知症施策を総合的に推進していく。

医療・介護の連携

今後、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患等の高齢者の増加が見込まれることから、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要。県では、市町（保険者）が中心となつて、在宅医療と介護の連携体制の充実が図られるよう、在宅医療や介護に関する広域的なデータ等の提供、県医師会等関係団体との調整、在宅医療・介護関係者への情報共有ツールの活用促進等により、市町（保険者）の取組を支援していく。

医療・介護人材の確保

地域包括ケアシステムの推進にあたって、介護サービス等を支える基盤となる、医療・介護人材を安定的に確保していくことが重要。全国的に人材不足が深化する中、佐賀県においても、2025年に約600人の介護人材が不足することが見込まれているなど、人材の確保が喫緊の課題となっている。県では、関係機関・団体等と連携しながら、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の観点から、総合的かつ計画的に人材の確保に取り組んでいく。

2. 障害者福祉について

(1) 県内の障害者等の動向

身体障害者数の動向

身体障害者数は、H25年度をピークに一旦減少をしているが、近年は横ばいになっている。

身体障害者手帳所持者数

(各年度末 単位：人)

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
42,392	43,163	43,023	42,993	43,082

(ア) 等級別

身体障害者手帳所持者数を障害等級別に見ると、1～2級の重い障害を有する方が全体の約4割を占めている。

(各年度末 単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
1～2級	18,264	18,548	18,123	17,762	17,625
	43.1%	43.0%	42.1%	41.3%	40.9%
3～6級	24,128	24,615	24,900	25,231	25,457
	56.9%	57.0%	57.9%	58.7%	59.1%
計	42,392	43,163	43,023	42,993	43,082
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(イ) 年齢階層別

年齢階層別に身体障害者数の構成比をみると、65歳以上の割合が年々増加し、H28年度末現在で73.6%を占め、高齢化が進んでいる。

(各年度末 単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
18歳未満	687	682	676	663	656
	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%
18歳以上 65歳未満	11,816	11,616	11,326	10,953	10,703
	27.9%	26.9%	26.3%	25.5%	24.8%
65歳以上	29,889	30,865	31,021	31,377	31,723
	70.5%	71.5%	72.1%	73.0%	73.6%
計	42,392	43,163	43,023	42,993	43,082
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(ウ) 障害種別

H28年度末現在で、障害種別の構成比をみると、肢体不自由者が56.2%と最も多く、次に内部機能障害者の28.0%となっている。視覚障害者、肢体不自由者数は微減傾向にある。内部機能障害者は数、割合ともに伸びている。

(各年度末 単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
視覚障害	3,023	3,015	2,903	2,816	2,745
	7.1%	7.0%	6.8%	6.5%	6.4%
聴覚・平衡機能障害	3,617	3,639	3,667	3,619	3,649
	8.5%	8.4%	8.5%	8.4%	8.5%
音声・言語・咀嚼機能障害	399	385	370	367	390
	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
肢体不自由	23,944	24,355	24,407	24,331	24,237
	56.5%	56.4%	56.7%	56.6%	56.2%
内部機能障害	11,409	11,769	11,676	11,860	12,061
	26.9%	27.3%	27.1%	27.6%	28.0%
計	42,392	43,163	43,023	42,993	43,082
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

知的障害者数の動向

知的障害者数は、年々増加傾向にある。

療育手帳所持者数

(各年度末 単位：人)

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
8,152	8,344	8,522	8,720	8,855

(ア) 障害程度別

H28年度末現在で、重度(A)の障害を有する知的障害者は、3,319人で、割合は減少しているものの、人数は増加している。

(各年度末 単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
重度(A)	3,214	3,249	3,279	3,304	3,319
	39.4%	38.9%	38.5%	37.9%	37.5%
中軽度(B)	4,938	5,095	5,243	5,416	5,536
	60.6%	61.1%	61.5%	62.1%	62.5%
計	8,152	8,344	8,522	8,720	8,855
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(イ) 年齢階層別

年齢階層別に知的障害者数の構成比をみると、18歳未満が約2割、18歳以上が全体の約8割で、構成比はほぼ横ばいになっている。

(各年度末 単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
18歳未満	1,504	1,559	1,606	1,655	1,628
	18.4%	18.7%	18.8%	19.0%	18.4%
18歳以上	6,648	6,785	6,916	7,065	7,227
	81.6%	81.3%	81.2%	81.0%	81.6%
計	8,152	8,344	8,522	8,720	8,855
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

精神障害者数の動向

精神障害者数は、年々増加傾向にある。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度末 単位：人)

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
3,932	4,133	4,441	4,710	5,132

(ア) 等級別

軽度（3級）の手帳所持者数が大きく増えている。（手帳は入院及び通院患者の一部が取得）

（各年度末 単位：人）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
1級	358	337	350	365	388
	9.1%	8.2%	7.9%	7.7%	7.6%
2級	2,654	2,808	2,989	3,101	3,277
	67.5%	67.9%	67.3%	65.8%	63.9%
3級	920	988	1,102	1,244	1,467
	23.4%	23.9%	24.8%	26.4%	28.6%
計	3,932	4,133	4,441	4,710	5,132
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(イ) 年齢階層別

20歳未満の方の割合が増加しており、発達障害児の方の手帳取得が増えたことが考えられる。

（各年度末 単位：人）

	H26年度	H27年度	H28年度
20歳未満	310	372	436
	7.0%	7.9%	8.5%
20歳以上 60歳未満	3,022	3,130	3,383
	68.0%	66.5%	65.9%
60歳以上	1,109	1,208	1,313
	25.0%	25.6%	25.6%
計	4,441	4,710	5,132
	100.0%	100.0%	100.0%

(ウ) 入院、通院患者別

精神障害者の入院患者は減少傾向にあるが、自立支援医療（精神通院）受給者は4年間で約20%増加している。

(各年度末 単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
入院患者数	3,865	3,690	3,781	3,689	3,793
自立支援医療 (精神通院)	10,133	10,384	10,929	11,407	12,173
計	13,998	14,074	14,710	15,096	15,966

指定難病患者数の動向

指定難病患者数（特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）は、年々増加傾向にある。

H26年度からH27年度にかけて受給者証の所持者数が大きく伸びているが、H26年7月から難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）が110疾病から306疾病に拡大されたことが考えられる。

H29年4月から対象疾病（指定難病）がさらに拡大し、現在、330疾病が指定難病に指定されている。

■特定医療費(指定難病)受給者証所持者数

(各年度末 単位：人)

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
5,944	6,166	6,351	6,905	6,998

(2) 佐賀県の具体的な施策

第3次佐賀県障害者プラン

(ア) 計画策定の背景と趣旨

佐賀県では、平成6年に「佐賀県障害者施策に関する新長期行動計画（平成6年度～平成15年度）」を策定した。さらに平成10年にはその重点実施計画として「佐賀県障害者プラン（平成10年度～平成15年度）」を策定し、福祉サービス等の具体的な数値目標を掲げ、障害者施策の総合的な推進に取り組んできた。また、平成15年度に基本理念を継承し、さらに一層、障害者施策を促進していくため、「佐賀県新障害者プラン（平成16年度～平成25年度）」を策定した。

この間、国においては、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれのサービスを利用する仕組みが一元化され、福祉サービスに係る経費が義務的経費となり、財源の安定化が図られた。

平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障害者虐待の防止のための法整備が図られた。同年8月には「障害者基本法」が改正され、障害者の定義の見直しや合理的な配慮が新たに規定された。

また、平成25年4月には、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されるとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行された。さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、障害者に対する差別的取り扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することが義務付けられるとともに、平成26年1月20日に、日本は、障害者の権利を実現するための措置等を規定する「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准した。

このような、国内法の整備や国際的な障害者施策における大きな制度の改革や社会情勢を踏まえ、障害のある人もない人も暮らしやすいユニバーサルデザインを前提とし、「第3次佐賀県障害者プラン」を策定した。

（イ）計画の性格及び位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第2項に定める佐賀県の障害者計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考えや施策の方向及び達成すべき福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害者施策の総合的、計画的な推進を図るためのもの。また、難病、高次脳機能障害により、生活や教育上において支援が必要な人に対する取組も行っていくもの。

この計画は、今後5年に渡る県の障害者施策の羅針盤となるものであり、県政運営の指針である佐賀県総合計画2011を踏まえたもの。

この計画は、市町の障害者施策を推進する上での基本的な方向を示すものであり、市町障害者計画策定に当たっての基本となるもの。

(ウ) 計画期間

計画期間は、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年間。障害福祉サービスに係る数値目標については、「佐賀県障害福祉計画」(第3期、第4期、第5期)とは期間が異なるため、それぞれの期間の終了時点で、数値目標について必要な見直しを行っている。また、佐賀県ユニバーサルデザイン実施計画など、その他の様々な計画においても、計画期間が異なることから、必要に応じ数値目標の見直しを行っている。

(エ) 基本理念

障害のある人もない人も、共に社会、経済、文化芸術・スポーツ等の幅広い分野に渡って活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」という考え方がある。

『ノーマライゼーション8つの原則』(スウェーデンのベクト・ニイリエ)

ノーマライゼーションとは、1日の普通のリズム

ノーマライゼーションとは、1週間の普通のリズム

ノーマライゼーションとは、1年間の普通のリズム

ノーマライゼーションとは、当たり前前の成長の過程をたどること

ノーマライゼーションとは、自由と希望を持ち、周りの人もそれを認め、尊重してくれること

ノーマライゼーションとは、男性、女性どちらもいる世界に住むこと

ノーマライゼーションとは、平均的経済水準を保証されること

ノーマライゼーションとは、普通の地域の普通の家に住むこと

日本は、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)を平成26年1月20日に批准したことにより、わが国において、「ノーマライゼーションの理念」は、「障害者の権利」となった。

県では、建物、情報保障などのサービス、社会の仕組みなどを、年齢や性別、障害の有無や言葉の違いなどを超えて、全ての人を使いやすくデザインし、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン(UD)()を前提とした施策を推進している。

このことは、UDを特別な「配慮」としてではなく、これからの社会の「前提」とすることで、真に「ノーマライゼーション」を実現する社会になると考えるからである。

このため、県は、障害者プラン策定にあたって、「ノーマライゼーション」の考え方や、障害者基本法第1条に規定される理念を踏まえ、UDを前提として、『障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で笑顔で暮らせる共生社会』を目指す。

また、障害者福祉の分野で取り組む、先導的な施策が、高齢者や生活困窮者など地域で生きづらさを抱えている人たちの取組に広がることにより、誰もが笑顔で暮らせる社会の実現に取り組む。

ユニバーサルデザイン（UD）…年齢、性別、身体的能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすること

（オ）基本目標

ユニバーサルデザイン（UD）を前提とした基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標とする。

地域で安心して暮らしている

生活をする上で、支援が必要な人が身近なところで福祉サービスや相談を受けることができるよう体制を整える。

障害児に対する専門的な支援に関する研修を充実させ、身近なところで療育を受けられるような環境、支援体制を整える。

グループホーム等の整備を促進する。

ユニバーサルデザインのまちづくりの総合的な推進や身近な移動手段の確保などの推進により、障害者が安心して暮らせる地域をつくる。

防災対策や防犯対策を推進することにより、障害者が安心して暮らせる地域をつくる。

地域で働き、生きる喜びを感じる

障害の適性に応じ、能力を十分に発揮して働くことができるよう支援する。

雇用する企業や働く障害者の方の不安解消のために支援する。

障害のある人もない人も誰もが文化芸術・スポーツに取組みやすく、共に楽しめる環境を整え、文化芸術・スポーツのユニバーサルデザイン化を図る。

障害の特性に応じたウェブサイトの構築や手話や要約筆記などの意思疎通支援を充実させることにより、情報のユニバーサルデザイン化を図る。

地域で誰もが夢を語り合う共生社会

誰もが困っている人に自然に手助けすることのできる「心のユニバーサルデザイン」を推進する。

小中学校の居住地校交流等により障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深める。

障害を理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、理解啓発を図る。

第5期佐賀県障害福祉計画（第1期佐賀県障害児福祉計画）

（ア）計画策定の背景と趣旨

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」においては、障害者及び障害児（以下「障害児者」という。）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の一元化や就労支援の強化、支給決定の仕組みの明確化、安定的な財源の確保などが図られるとともに、市町村と都道府県に対し、障害福祉計画の策定が義務付けられ、必要な障害福祉サービスや相談支援等の提供体制を地域において計画的に整備する仕組みが導入された。

本県においては、障害者自立支援法施行以来、これまで4期（12年）にわたり障害福祉計画を策定してきたが、この度、第4期計画（平成27年度から平成29年度）の計画期間が終了することに伴い、これまでの計画の実績及び地域の実情等を踏まえ、新たに第5期計画を策定することとした。

今回の計画策定にあたっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行3年後の見直しや、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村においても障害児福祉計画を定めるものとされたことから、これらの見直しを踏まえた内容にした。

県としては、平成25年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されたことや平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことから、その理念である「障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を念頭に、この計画に基づいた施策の展開を図っていく。

（イ）計画の性格及び位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第89条に定める佐賀県の障害福祉計画及び児童福祉法第33条の22第1項で定める障害児福祉計画であり、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者計画（第3次佐賀県障害者プラン）、佐賀県地域福祉支援計画、佐賀県保健医療計画、佐賀県介護保険事業支援計画（さがゴールドプラン21）と調和するよう策定している。

障害者計画（第3次佐賀県障害者プラン）は、障害者基本法に基づき策定するものであり、障害者施策の基本的な考え方を明記し、施策を総合的、計画的に推進するために定める中期（5年間）の計画であるのに対し、障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害児福祉計画は児童福祉法に基づき3年を1期として策定するものであり、障害者プランに掲げる生活支援の事項中、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する3年間の実施計画的な位置づけとなっている。

今回の計画策定にあたっては、障害者総合支援法施行3年後の見直しや、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村においても障害児福祉計画を定めるものとされたことから、これらの見直しを踏まえた内容にした。

住民に最も身近な基礎的な自治体として市町においても、障害福祉計画及び障害児福祉計画が策定されているところであり、県計画は、市町の方針を尊重しつつ、市町の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう広域的な観点から支援・調整を行う役割を持っている。

(ウ) 計画期間

2018(平成30)年度から2020(平成32)年度までの3年間。

(エ) 基本理念

「第3次佐賀県障害者プラン」、「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して作成している。

～「障害のある人もない人も、ともに支え合いながら、安心して暮らすことができる佐賀県」を実現するため、生活支援である障害福祉サービス、相談支援、居宅支援等の提供体制を計画的に整備する～

障害児者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害を理由とする差別の解消の推進

障害者虐待の未然防止と早期発見・早期解決

身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域共生社会の実現に向けた取組

成年後見制度等の利用促進

障害児の健やかな育成のための発達支援

(オ) 成果目標

以下の5つの成果目標を掲げ、目標達成に向けて取り組んでいる。

< 障害福祉計画 >

福祉施設の入所者の地域生活への移行

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域生活支援拠点等の整備

福祉施設から一般就労への移行

< 障害児福祉計画 >

障害児支援の提供体制の整備等

障害者関係各計画の計画期間

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
国の障害者基本計画 (2003(平成15)年度～2012(平成24)年度)							国の障害者基本計画 (2013(平成25)年度～2017(平成29)年度)					国の障害者基本計画 (2018(平成30)年度～2022(平成34)年度)		
佐賀県新障害者プラン (2004(平成16)年度～2013(平成25)年度)								第3次佐賀県障害者プラン (2014(平成26)年度～2018(平成30)年度)						
●「障害者プラン」は生活支援、保健・医療、雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ、教育など障害者施策の総合的な基本計画						ニ ー ズ 調 査	●「障害福祉計画」は上記施策のうち主として生活支援に関する数値目標等を設定した実施計画						ニ ー ズ 調 査	
障害者自立支援法							障害者総合支援法							
基本 指 針		基本 指 針		基本 指 針		基本 指 針		基本 指 針		基本 指 針				
第1期佐賀県障害福祉計画		第2期佐賀県障害福祉計画		第3期佐賀県障害福祉計画		第4期佐賀県障害福祉計画		第5期佐賀県障害福祉計画		第1期佐賀県障害児福祉計画				
●県計画は、市町の方針を尊重しつつ、市町の障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量をもとに設定														

3. 社会福祉法人について

(1) 社会福祉法人の概要(特徴)

社会福祉法人とは

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを主たる目的として、社会福祉法に基づいて設立される法人であり、社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)、法人設立時の寄付者の持分は認められず、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者又は国庫に帰属し(非営利性)、所轄庁による設立認可により設立されるという、旧民法34条に基づく公益法人としての性格を有している。

社会福祉法人の現状

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき所轄庁の認可を受けて設立される法人であり、社会福祉施設を運営する法人が多く、他に社会福祉協議会、共同募金会が含まれる。

社会福祉法人は民間事業者であり、高度成長経済を背景に需要が増大する福祉サービスを実施する主体として、法人数が増加した。また前述のとおり、介護保険法の成立を契機として、従来の行政側がサービスを受ける対象者と内容を決定する仕組み(措置制度という。)から、利用者側がサービスの内容を選択し利用する仕組み(契約制度という。)へと大きく運営形態が転換されていくこととなり、時代の要請とともに、現在、全国に約2万の社会福祉法人が設立運営されている。

主に運営している事業は、行政又は社会福祉法人が原則として運営の主体となる特別養護老人ホーム・児童養護施設・障害者支援施設等の運営(第一種社会福祉事業)のほか、届出をすることにより株式会社等も運営の主体となれる保育所・訪問看護・デイサービス等の社会福祉事業の運営(第二種社会福祉事業)並びに子育て支援事業・有料老人ホーム等の公益事業の運営をしている。

第二種社会福祉事業について、近年では特に株式会社等の参入が増加傾向にあり、社会福祉施設等の運営状況の推移は以下のとおりである。

(ア) 施設属性別(入所・通所系事業所合計)

	高齢者施設等		障害者・児施設等		児童福祉施設等		その他施設等		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
H12	25,076	43.4%	5,677	9.8%	24,134	41.7%	2,920	5.1%	57,807	100.0%
H18	68,759	51.0%	38,976	28.9%	24,301	17.9%	2,805	2.1%	134,841	100.0%
H23	82,475	51.0%	53,466	33.1%	23,080	14.9%	2,700	1.7%	161,721	100.0%

(イ) 経営主体別(入所・通所系事業所合計)

	公営		社会福祉法人		医療法人		営利法人		その他		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
H12	17,779	30.8%	31,914	55.2%	1,702	2.9%	3,548	6.1%	2,864	5.0%	57,807	100.0%
H18	16,730	12.4%	65,685	48.7%	7,101	5.3%	34,798	25.8%	10,527	7.8%	134,841	100.0%
H23	13,724	8.5%	72,794	45.0%	8,554	5.3%	51,461	31.8%	15,188	9.4%	161,721	100.0%

(出典) 厚生労働省「社会福祉法人の在り方に関する検討会」(平成25年9月27日)資料2より抜粋

(2) 社会福祉法人に対する支援・助成

利用者の福祉の向上を図るため、社会福祉法人が行う施設整備に対して、一定額が補助される。また、社会福祉事業の公益性に鑑み、以下のとおり税制上の優遇措置が講じられている。

	公益社団法人 公益財団法人	学校法人 更生保護法人 社会福祉法人	宗教法人 独立行政法人 日本赤十字社 等	認定 NPO 法人 仮認定 NPO 法人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人 ^(注1) NPO 法人	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	私立学校法 更生保護法 社会福祉法	宗教法人法 独立行政法人 通則法 日本赤十字社 法等	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人税法） 特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
課税対象	収益事業から生じた所得にのみ課税 ただし、公益目的事業に該当するものは非課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に対して課税
みなし寄附金 ^(注2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれが多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額のうち公益目的事業の実施に必要な金額	あり ※次のいずれが多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり ^(注3) (仮認定 NPO 法人は適用なし) ※次のいずれが多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし
法人税率 (所得年800万円までの税率) ^(注4)	㉔㉕23.4%、 ㉖~23.2% (15%)	19% (15%)	19% (15%)	㉔㉕23.4%、 ㉖~23.2% (15%)	㉔㉕23.4%、 ㉖~23.2% (15%)	㉔㉕23.4%、 ㉖~23.2% (15%)
寄附者に対する優遇 ^(注5)	あり	あり	あり (宗教法人等を除く)	あり	—	—

- (注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人
(注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業（公益社団法人及び公益財団法人にあっては「公益目的事業」、認定 NPO 法人にあっては「特定非営利活動事業」）のために支出した金額について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入
(注3) 国税庁長官の認定の有効期間内にある法人で、特定非営利活動促進法の規定に基づく所轄庁の認定を受けていない法人は所得金額の20%
(注4) 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率
(注5) 特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入
一般寄附金の損金算入限度額：(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/4
特別損金算入限度額：(資本金等の額の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2
(出典) 財務省 HP「公益法人などの主な課税の取扱い」より

(3) 措置から契約へ

わが国の社会福祉は、行政機関が福祉サービスの対象者と内容を決定し、それに従って事業を実施する措置制度の仕組みによって、戦後長い間支えられてきた。しかしながら、社会構造の変化による福祉サービスの需要の増大により措置制度は限界に達し、見直しが議論されるようになった。その議論の結果、平成9年の介護保険法成立・平成12年の社会福祉基礎構造改革を経て、利用者がサービスを選択して自らの意志に基づき利用する契約制度へと転換がもたらされている。この措置制度から契約制度への転換は、資金使途の制限緩和など法人の運営に自由度を広げる変化をもたらす、措置制度の下で行われていた施設管理ではない法人経営の視点を社会福祉法人に求める側面もある。

(4) 近年の社会情勢の変化

少子高齢化の急速な進展に伴い高齢者は増加の一途を辿っており、2055年には75歳以上の人口が、全人口の25%超に達することが見込まれている。認知症の高齢者は増加傾向にあり、一方で若年層を中心として失業者や非正規雇用者、就職困難者が増加している。福祉サービスは、専門分化が進んで分野ごとに充実してきたが、かかる環境下、制度によるサービスだけでは対応できない課題が顕在化している。例えば、単身高齢者の見守りや引きこもりの者に対する支援があげられる。社会福祉法人には、制度化された事業だけでなく、このような制度の狭間を埋める活動が期待されている。

(5) 社会福祉法人に対する指摘・問題点

既存の制度では対応できない地域課題が顕在化している中、社会福祉法人に対しては平成23年度以降厳しい意見が相次いでいる。厚生労働省は、社会福祉法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることを踏まえ、「社会福祉法人の在り力等に関する検討会」を平成25年9月から平成26年6月にかけて12回開催し、「社会福祉法人制度の在り方について」(報告書)を公表している。報告書中、社会福祉法人の課題は下記のようにまとめられている。

地域ニーズへの不十分な対応

新たな地域ニーズの顕在化を背景に、社会福祉法人においても、全国社会福祉法人経営者協議会による「一法人一実践」活動の推進など、制度で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる先駆的、開拓的取組の実施が推進されてきた。

しかし、これらの取組が一部の社会福祉法人にとどまっていることや、取組を実施している法人であっても、利用者や地域住民から十分な評価を得られるような仕組みとなっていないことにより、社会福祉法人の役割や存在意義が広く認識されていない状況がある。

財務状況の不透明さ

社会福祉法人は、財務諸表等の開示について、福祉サービスの利用を希望する者その他利害関係人の閲覧請求に応ずることが義務とされるなど、事業運営の透明性の確保が必要とされている。

他方、近年の公益法人制度改革等により、他の非営利法人における情報公開が格段に進んでいるにもかかわらず、社会福祉法人については、財務諸表等を幅広く国民一般に公表することは義務とされておらず、自主的に公表している法人は半数程度にとどまっている。このことが、社会福祉法人に対する地域住民の理解を阻害したり、内部留保についての説明責任が十分になされていないと言われている。

ガバナンスの欠如

社会福祉法人制度は、他の公益法人よりも高い義務を負う特別の法人制度として創設されているが、公益法人制度改革等により他の非営利法人についての制度改革が進んだことから、社会福祉法人の組織体制は、他の法人制度と比較してガバナンスを確保する仕組みとして十分とは言えなくなっている部分がある。

また、一部の社会福祉法人では、創設者等の理事長が、あたかもオーナーであるかのように経営を行ったり、高い公的性格を持つ法人制度でありながら、現実には私物化とも取られかねない運営が行われたりしているという批判がある。

いわゆる内部留保

社会福祉法人は、制度や補助金、税制優遇に守られて高い利益率を有しており、これを社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく、内部留保として無為に積み上げているとの批判がある。

この点については、「介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する研究事業」（平成25年3月）により、そもそも内部留保を蓄積しているといっても他の社会福祉事業に投資されている部分は既に活用されており、残りについても将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な部分が多いことなど、必ずしも内部留保の額だけで一律には論じられないことに留意が必要である。

しかし、いわゆる内部留保を巡る議論は、社会福祉法人が自らの経営努力や様々な優遇措置によって得た原資をもとに社会福祉事業を充実したり、社会又は地域に福祉サービスとして還元したりしないのであれば、その存在意義が問われるという点にあり、真摯に受け止める必要がある。

他の経営主体との公平性（イコールフットイング）

イコールフットイングについては、2013（平成25）年10月以降の規制改革会議において取り上げられ、多様な経営主体が参入する介護・保育事業等における社会福祉法人と株式会社等との役割を巡って、特別養護老人ホーム等についての参入規制の緩和、社会福祉法人と株式会社や NPO との間の財政上の優遇措置の見直しについて議論が行われた。

当検討会においてもイコールフットイングについて議論を行ったが、特別養護老人ホーム等の参入規制については、高齢者施設全体が、介護保険制度の導人によって、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅などと多様化し、これらについて株式会社等の参入が自由に認められる中で、特別養護老人ホームの利用者も、低所得で対応の難しい方にシフトしてきており、特別養護老人ホームには、新たな役割が求められているのではないかという意見があった。

その一方で、低所得で対応の難しい方を積極的に受け止めている特別養護老人ホーム（社会福祉法人）や、生活困窮者等への対応を実践している社会福祉法人が一部にとどまり、社会福祉法人が株式会社等の他の経営主体と異なる役割を果たしていることが地域住民等に伝えられていないという指摘もあった。地域ニーズへの対応をしっかりと取り組んでいかなければ、社会福祉法人の存在意義そのものが認められなくなることを真摯に受け止める必要がある。

（6）社会福祉法人制度改革

（5）に記述した社会福祉法人における指摘・問題点の提起を受け、「経営組織のガバナンス強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取組を実施する責務」「行政の関与の在り方」の5つを柱とする社会福祉法人制度改革が進められている。

(7) 佐賀県における社会福祉法人数の推移

(障害福祉課)

サービス・施設種別	社会福祉法人数		
	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
居宅介護	48	49	51
重度訪問介護	44	45	47
行動援護	10	10	11
同行援護	18	18	19
療養介護	3	3	3
生活介護	43	43	45
短期入所	34	36	42
施設入所支援	21	21	21
共同生活援助	34	30	37
自立訓練（機能訓練）	—	—	1
就労移行支援	12	12	12
就労継続支援（A型）	5	5	7
就労継続支援（B型）	38	40	42
計画相談支援	28	31	32
地域移行支援	5	5	5
地域定着支援	5	5	5
医療型障害児入所施設	—	2	2
福祉型障害児入所施設	1	1	2
障害児相談支援	16	18	20
児童発達支援（重心児含む）	7	7	7
放課後等デイサービス（重心児含む）	11	13	15
保育所等訪問支援	5	5	5
合計	388	399	431

(長寿社会課)

○地域密着型サービス事業者	社会福祉法人数		
	区分	H27.4.1	H28.4.1
夜間対応型訪問介護	1	1	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	3
認知症対応型共同生活介護	32	32	32
地域密着通所介護	0	13	13
認知症対応型通所介護	10	10	9
小規模多機能型居宅介護	14	14	13
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	9	6
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	—	—	—
計	68	81	77

○指定居宅サービス事業者	社会福祉法人数		
	区分	H27.4.1	H28.4.1
訪問介護	55	55	56
訪問入浴介護	5	4	3
訪問看護	4	4	5
訪問リハビリテーション	—	—	—
居宅療養管理指導	—	—	—
通所介護	84	71	71
通所リハビリテーション	—	—	—
短期入所生活介護	67	68	67
短期入所療養介護	—	—	—
特定施設入所者生活介護	10	11	11
福祉用具貸与	—	—	—
特定福祉用具販売	—	—	—
合計	225	213	213

○介護保険施設の状況	社会福祉法人数		
	区分	H27.4.1	H28.4.1
指定介護老人福祉施設	55	55	55
介護老人保健施設	5	6	6
指定介護療養型医療施設	—	—	—
合計	60	61	61

第3 ． 個別の監査結果及び意見

． 補助金 - 高齢者福祉 -

1 ． 軽費老人ホーム事務費補助金

(1) 補助事業の趣旨

軽費老人ホームの円滑な運営を図るため、社会福祉法人が設置する軽費老人ホームの運営に要する経費に対して補助金を交付することによって、軽費老人ホームの運営費負担を軽減することを通じて、軽費老人ホームの利用者負担を軽減することを目的としている。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：なし

県の交付要綱：佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

関連する国の法令：老人福祉法第24条第2項

関連する国の交付要綱：なし

(3) 補助事業の内容

厚生労働省が定めた軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準によると、「軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められるものであって、家族による援助を受けることが困難な者を入居させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与等の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。」と規定されている。県では、軽費老人ホームの円滑な運営を図ることにより、利用者の経済的負担を軽減することを目的として、補助金を交付している。

(補助金交付額)

軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年5月9日厚生労働省令第107号)、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成20年5月30日老発第0530002号老健局長通知)及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い方針について」(平成20年5月30日老発第0530003号老健局長通知)に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合における当該減免した経費を交付している。

補助の対象となる事務費は、施設の運営をするために必要な事務費支出額(人件費及び運営経費)であり、入居者の生活費及び施設設備費は補助対象となっていない。「佐賀県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する要綱」に定めるサービス提供基本額(以下「事務費基準額」という。)と各施設の事務費支出額を比較し、いずれか少ない金額から利用者本人からの徴収額を控除した金額を交付している。

当該事業は、昭和60年度より国庫補助制度として開始され、三位一体の改革により平成16年度から一般財源化され地方交付税により財源措置されており、全国一律の制度である。

(4) 補助金額の推移 (過去3年間)

(単位 : 千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度
社会福祉法人	594,013	594,551	611,950

(5) 補助対象者

軽費老人ホームを運営する社会福祉法人

(6) 監査の実施状況

監査に際し確認した主な書類

補助金交付申請書

補助金実績報告書

監査の実施状況

補助金交付申請書及び補助金実績報告書を確認し、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に適合した事務処理が行われているか否かを確認した。

また、一部施設に往査し、県が実施している施設監査の状況を視察した。

(7) 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

- ・ 補助対象者は、交付要綱に基づく要件を満たしていることを確認した。
- ・ 補助金額は、交付要綱に基づき適切に算定されていることを確認した。
- ・ 補助金の申請、決定、交付等の手続は、交付要綱等に定められた手順で執行されていることを確認した。
- ・ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。

高齢社会の進展に伴い、所得に応じて低額な料金で入所できる軽費老人ホームの制度は有益であると考えられる。なお、軽費老人ホームと同じく公的な市町の負担で運営されている養護老人ホームの平成29年度の入所率が87.4%に対し、軽費老人ホームの入所率は95.9%と8ポイントも高く、補助金の効果は十分発揮されているものと判断できる。

(8) 監査意見

【実績報告に添付されている収支報告書の様式について】

補助金実績報告書には各施設の収支報告書が添付されている。社会福祉法人の計算関係書類は、平成27年度から社会福祉法人の新会計基準での作成が義務付けられているが、新会計基準では、軽費老人ホームは施設ごとに独立した拠点区分で計算関係書類を作成することとされている。

実績報告書に添付されている収支報告書は、新会計基準に従って拠点区分で作成した収支報告書を添付している法人や、旧会計基準で作成した収支報告書を添付している法人、独自のフォームで作成した収支報告書を添付している法人など、添付している収支報告書の様式が様々である。

新会計基準で作成された拠点区分の収支計算書から補助対象経費が容易に判明できる施設は問題はないが、法人によっては、軽費老人ホームの拠点区分に、デイサービスなどの第二種社会福祉事業が含まれているものもあり、拠点区分の収支報告書のみでは補助対象経費が容易に判明できない施設もあるため、このような施設は独自のフォームで収支報告書を提出している。施設によって収支報告書の提出様式が異なるため、統一した様式で収支報告書を提出してもらうよう努めるべきである。

【軽費老人ホームの利用料について】

軽費老人ホーム事務費補助金は、事務費基準額と各施設の事務費支出額を比較し、いずれか少ない金額から利用者本人の負担額を控除した金額を交付している。事務費支出額は、施設の運営をするために必要な人件費及び運営事務費とされており、利用者本人の生活費や居住費（家賃）は補助対象経費とされていない。

事務費基準額は、厚生労働省から発出された「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に従って「佐賀県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する要綱」に規定されており、当該施設が特別養護老人ホームと併設されているか否か、特定施設入居者生活介護の指定を受けているか否か、介護職員の配置状況などによって事務費基準額が決定される。県内のほとんどの施設では、事務費支出額（実績額）が、事務費基準額を上回っているため、ほとんどの施設の補助金支給額は、事務費基準額から利用者負担額を控除した金額となっている。

また、利用者本人の負担額も、厚生労働省から発出された「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」を参考に「佐賀県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」に規定されており、以下のように利用者の収入に応じて費用負担額が定められている。また、平成29年度の各階層区分ごとの延利用人数は以下のとおりである。

対象収入による階層区分		月額費用徴収額	利用人数
1	1,500,000円 以下	10,000円	5,799人
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,100円	542人
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,100円	915人
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,100円	398人
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,200円	501人
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,200円	389人
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,200円	415人
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,300円	213人
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,300円	380人
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,400円	244人
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,400円	81人
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,500円	149人
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,600円	188人
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,600円	262人
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	78,700円	18人
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,800円	0人
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	93,800円	32人
18	3,100,001円 ～ 3,200,000円	101,900円	8人
19	3,200,001円 ～ 3,300,000円	110,000円	0人
20	3,300,001円 ～ 3,400,000円	118,100円	0人
21	3,400,001円 以上	全額	0人

上記のように、利用者の収入階層は、1,500,000円以下が半数であり、低所得者の利用は進んでいる。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、居宅での生活が困難な高齢者を入居させ、食事の提供、入浴等の準備などの日常生活上必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す施設であるため、今後さらに利用を促進し、低所得者の負担軽減のため、収入階層区分の下限値を引き下げること考えられる。

2. 佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金

(1) 補助事業の趣旨

社会福祉法人等が行う老人福祉施設等の整備費に対し補助を行うことで、高齢者福祉の向上を図る。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：なし

県の交付要綱：佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

関連する国の法令：なし

関連する国の交付要綱：なし

(3) 補助事業の内容

(対象となる事業)

市町、社会福祉法人及び医療法人が設置する老人福祉施設等の整備に対して補助を行うものである。

主たる監査対象年度である平成29年度における補助の対象は以下の通りである。

施設種類	整備区分	整備内容
特別養護 老人 ホーム	創設	新たにユニット型施設を整備すること
	改築	<p>既存施設の定員を増加させずに次の整備を行うこと。 全面改築・・・既存施設を取り壊して、新たにユニット型施設を整備すること。または、既存施設とは別の新たなユニット型施設を移転整備すること。 一部改築・・・既存施設を拡張し、ユニット化するための整備を行うこと。</p> <p>創設及び改築については、ユニット型による整備を補助対象とする。ただし、介護保険者が地域における特別の事情を認めた場合は、整備する床数の70%以上をユニット型とするものも補助対象とする。なお、一部改築については、改築と一体的な整備であると認められる工事を含む。</p>
介護老人 保健施設	改築・ 改修	既存施設の定員を増加させずにユニット化するための整備を行うこと。

養護老人ホーム	改築	既存施設の定員を増加させずに入所者の居室環境等の改善を目的とした改築（一部改築を含む。）を行うこと。
	老朽民間社会福祉施設整備	既存施設の定員を増加させずに老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性の確保を目的とした改築（一部改築を含む。）を行うこと。
軽費老人ホームA・B型	転換	既存施設の定員を増加させずに軽費老人ホームA・B型を新たにケアハウスへ整備すること。
老人ショートステイ用居室 (特別養護老人ホームに併設する場合)	創設	創設するユニット型施設に併設するショートステイ用居室を整備すること。
	改築	全面改築するユニット型施設に併設するショートステイ用居室を整備すること。改築については全面改築のみを対象とし、老朽度調査により現存率70%以下のものを補助対象とする。

ユニット型施設とは、家庭に近い住環境で一人ひとりの生活リズムを大切にケアを提供するため、居室は個室で、おおむね10人以下を一つグループ（ユニット）とし、ユニットごとに食事や談話ができる共同生活スペース等が確保されている施設のことである。

国では、2025年度の介護保健施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設）及び地域密着型介護老人福祉施設にかかる個室ユニットケア型施設の定員数の割合が50%以上（指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、合わせて70%以上）とする目標が設定されている。

ユニット型施設は、多床室に比べ、居住者のプライバシーが尊重されるなど様々なメリットがある一方で、利用料が高額になる傾向にある。

佐賀県では、国の目標を達成できるようユニット化を推進し、補助事業の補助要件では整備床数の70%以上のユニット型施設の整備に対し補助対象としていた。平成30年度からは、多床室に対する地域ニーズ等を勘案し、地域における特別の事情を認められる場合には多床室のみでの改築に対しても補助対象としている。

（補助金の国・県等別財源割合）
佐賀県100%（県10/10）

（補助率、補助金額の上限等）

改築・改修の整備内容に応じ、整備床数又は施設単位で補助単価を設定している。この単価に基づく補助基準額を上限とする実支出額を交付する定額補助である。主たる監査対象年度である平成29年度における具体的な補助単価は以下の通りである。

種類	区分	補助単価	単位
特別養護老人ホーム	創設	3,045千円	整備床数
	全面改築	3,654千円	整備床数
	一部改築	1,725千円	ユニット型個室 整備床数
養護老人ホーム	改築、老朽民間社会福祉施設整備	4,006千円	整備床数
老人ショートステイ用居室（特別養護老人ホームに併設する場合）	創設、改築	3,045千円	整備床数
軽費老人ホームA・B型	転換	3,654千円	整備床数
介護老人保健施設	改築・改修	23,750千円	整備床数

(4) 補助金額の推移（過去3年間） (単位：千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度
市町	-	-	-
社会福祉法人	700,653	-	122,190
医療法人	-	-	-
合計	700,653	-	122,190

(内訳) (単位：千円)

法人名	施設名	補助金額		
		H27年度	H28年度	H29年度
補助総額	事業期間			
(福)晴寿会	特別養護老人ホーム ケアポート晴寿	320,517	-	-
総額337,386	平成26年度～27年度			
(福)天寿会	特別養護老人ホーム天寿荘	239,581	-	-
総額342,258	平成26年度～27年度			
(福)清水 福祉会	特別養護老人ホーム清水園	140,555	-	-
総額240,555	平成26年度～27年度			
(福)聖母の 騎士会	特別養護老人ホーム ロザリオの園	-	-	62,100
総額69,000	平成28年度～30年度			
(福)光の園	養護老人ホームサリバン	-	-	60,090
総額200,300	平成29年度～30年度			
合計額		700,653	-	122,190

(5) 補助対象者

上記施設を設置する市町、社会福祉法人及び医療法人

(6) 監査の実施状況

監査対象

上記(4)補助金額の内訳に記載の中から、主たる監査対象である平成29年度の2件と、金額の大きい平成27年度交付の2件の合わせて4件について監査を実施した。監査対象として選定した施設は以下の通り。

- (ア) 特別養護老人ホームケアポート晴寿
- (イ) 特別養護老人ホーム天寿荘
- (ウ) 特別養護老人ホームロザリオの園
- (エ) 養護老人ホームサリバン

監査に際し確認した主な書類

- ・補助金交付申請書(事業計画書、工事関係書類等)
- ・入札参加業者の届出書及び入札結果届出書
- ・建設工事契約の報告書
- ・工事進捗状況報告・年度終了時進捗状況調書
- ・事業実績報告書

監査の実施状況

に記載の関係書類の閲覧及び関係者からの聞き取りに基づいて、補助金の執行状況について監査を行った。なお、特別養護老人ホームサリバンについては、平成30年度までの事業であり、平成29年度までに補助事業が完了していないため、実績報告等の検査に関する手続は監査対象外とした。

(7) 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

- ・補助対象者は、交付要綱に基づく要件を満たしていることを確認した。
- ・補助金額は、交付要綱に基づき適切に算定されていることを確認した。
- ・補助金の申請、決定、交付等の手続は、交付要綱等に定められた手順で執行されていることを確認した。
- ・実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。

(8) 監査意見

【担保提供の事前承認について】

補助金交付要綱第8条(6)及び(16)に、以下の規定がある。

「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けないで(中略)担保に供してはならないこと。」

「独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して、補助事業により取得し、又は効用の増加した補助財産を担保に供する場合、担保提供を行う2週間以上前に様式第3号により知事に届け出なければならない。」

この点、監査対象のうち1件について、担保提供がなされていたにもかかわらず当該要綱で定められている補助財産を担保に供する場合の事前届けがなされていなかった。これについては、事後ではあるが措置を行っている。

当該補助事業が対象としている特別養護老人ホーム等は、高齢者のための社会福祉施設であり、利用者の権利や生命・安全に資するべく、施設経営の安定的維持・存続が求められる。よって、担保提供に際しては、県は事前に届け出を受け、その妥当性や必要性等を確認する必要がある。承認のない担保提供を防止するためには、県が補助事業者から事業に関する資金計画の提出を受け、金融機関等から借入予定である場合には担保提供の有無についても報告を受け、さらに、工事完了後の事業実績報告の提出を受け、併せて登記簿謄本の提出を求め、確認する必要があると考える。

なお、現行制度上、社会福祉法人の基本財産を独立行政法人福祉医療機構や当機構と協調融資契約を締結している民間金融機関以外へ担保提供する場合、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得る必要がある(社会福祉法人審査基準第2-2(1))。このルールを保全するためにも、担保提供の事前承認に関する当該ルールは、厳格に対応すべきであるとする。

【仕入税額控除の報告について】

補助金交付要綱第8条(8)に、以下の規定がある。

「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」

この点の運用状況を県の担当者に確認したところ、上記定めに従った報告があればその報告の内容を検討する旨の回答であった。

他の補助金事業であるが、国の社会福祉施設等施設整備補助金においても、上記と同様の定めがあるが、国の当該補助金は仕入控除税額がゼロの場合でも報告するように定められている点異なる。

佐賀県の交付要綱も、国と同様に、仕入控除税額がゼロの場合でもその旨を報告するように定めるべきと考える。

また、上記条項のなお書きの「仕入控除税額を納付させることがある」という定めは、どういった場合に納付させることになるのかが明確ではない。本来、仕入控除税額として還付された場合、補助金が設備の購入等に充てられなかったわけであるため、「原則として、納付しなければならない」と定めるべきではないかと考える。

・補助金 - 障害者福祉 -

1. 佐賀県障害者グループホーム開設事業費補助金

(1) 補助事業の趣旨

障害者が地域で安心して暮らせる住まいの場を確保し、障害者の社会参加や地域生活への移行を図るため、グループホームの開設に伴う設備整備に係る費用について補助金を交付する。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：なし

県の交付要綱：佐賀県障害者グループホーム開設事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）

関連する国の法令：なし

関連する国の交付要綱：なし

(3) 補助事業の内容

(対象となる事業)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条に定める共同生活援助を行うために開設されるグループホームに必要な初度設備費であり、より具体的には、グループホームの新規開設に必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費

（補助金の国・県等別財源割合）

佐賀県100%（県10/10）

（補助率、補助金額の上限等）

補助率：1/2、補助金額の上限1,000千円

(4) 補助金額の推移（過去3年間）

(単位：千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度
社会福祉法人	5,469,000	4,744,000	5,000,000
一般社団法人・一般財団法人	672,000	1,264,000	1,410,000
その他	2,603,000	6,659,000	4,160,000
合計	8,744,000	12,667,000	10,570,000

注) その他・・・医療法人社団、公益社団法人、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社

(5) 補助対象者

法第36条第1項の規定により共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた、又は当該指定を受ける見込みのある法人

(6) 監査の実施状況

監査に際し確認した主な書類

補助金交付決定について（通知）

支出負担行為何回覧用紙

補助金の額の確定について（通知）

支出（払出）命令書

補助金交付申請書

補助金実績報告書

評議会議事録、理事会議事録

補助事業を行うために締結する契約の相手先の決定に関する入札関係資料

補助事業を行うために締結する契約の相手先の決定に関する見積書等の資料

補助事業を行うために締結する契約に係る見積書、契約書、納品書及び請求書

補助事業を行うために締結する契約に係る振込依頼書控

消費税及び地方消費税の確定申告書及び添付書類

監査の実施状況

佐賀県及び施設に往査し、上記の書類を閲覧するとともに、現物の使用状況・保管状況について確認した。なお、必要に応じて、法人の担当者に質問し、上記以外の書類を確認した。

(7) 監査の結果

【単一の業者から見積書を徴するだけで契約できない場合】

補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守する必要がある（交付要綱第7条第1項第3号）。そして、当該取扱いには、単一の業者から見積書を徴するだけで契約できるものの1つとして、「1件の予定金額10万円未満の契約に当たり2人以上の者から見積書を徴することは、これに要する経費等を考慮するとき、得失相償わないと認められ、かつ、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき」がある。

しかし、1件10万円以上のものでも単一の業者からしか見積書を徴していない場合が少なくない。

この点に関して、佐賀県の担当者に現状を確認したところ、本事業の主な対象は、食器、日常生活用雑貨、電化製品など単価が10万円以上とまらないものが大半であるものの、単一の業者から数十品目を「まとめ買い」するため、1件あたりの金額が10万円以上となるケースがほとんどであるが、複数の業者に見積りを行うことは実務的にも煩雑であるため、当該取扱いを徹底できていない旨の回答を得た。

単一の業者から数十品目を「まとめ買い」しており、複数の業者からの見積書を手入することが煩雑であることは補助事業者の実績報告書からも十分理解できる。

しかし、こういった日常雑貨や電化製品は、インターネットで購入した方が安く、かつ、その購入額も容易に把握できることから、1件あたり10万円以上となる場合は、インターネットで調べた価格（そのサイトの画面）を入手する（このようなサイトの画面は見積書と同じ役割を果たすことができる）などの指導を工夫する必要がある。

(8) 監査意見

【補助金交付申請書への消費税込み金額での記載】

補助金の交付申請書には業者からの見積書が添付されるが、その見積金額が消費税込みなのか消費税抜きなのか、明らかにされていないケースが見られた。

補助金の交付申請は、消費税込みで统一的に申請すべきであるし、そうでない場合には、上記の「1件の予定金額10万円未満の契約」に該当するか否かの判定に影響するため、消費税込みの金額で記載するように佐賀県の担当者は指導すべきである。

【少額消耗品に対する補助金の申請手続】

ある補助事業者からの補助金の交付申請書に添付されていた業者の見積書(76,000円)の内訳は消火器4本であるが、メーカー希望小売価格19,000円(税抜)がそのまま見積単価として計算されていた。見積書の作成日は平成29年5月29日であるため、調査時点(平成30年8月23日)の価格とは単純比較できないが、インターネットのサイトで検索したところ、当該消火器(メーカー名:モリタ宮田工業、商品名:アルミ製蓄圧式粉末ABC消火器 アルテシモ MEA10A)の価格は、amazonで6,800円(税込)であった。

例外はあるかと思うが、こういったメーカーが不特定多数のユーザーに対して販売している電化製品や日常雑貨を購入する場合、地元の小売店で購入するよりも全国店舗展開している大手量販店で購入した方が安いし、それ以上にインターネット上のサイトで購入した方が安い。

通常、補助金の対象は、オーダーメイドの施設設備・上昇処理システムや役務提供サービスが多く、こういった場合、契約先の品質・技術・価格が異なるため、入札や見積書の入手という手続が必要になるが、本事業の対象となるメーカー既製品の場合においては、現行のように通常の補助金と同様の交付要綱の定めにとすると、下記の点で問題が生じる。

まず第一に、現行の交付要綱では安い価格で購入できない。

本事業の交付要綱には、補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう定められており(交付要綱第7条第1項第3号)、「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」には、地域活性化の観点から、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達が必要があり、別紙『佐賀県ローカル発注促進要領』のとおり県内企業と契約するように努めなければならないと定められている(第2条第3項)。

これらの定めに従うとインターネットのサイトや大手量販店で購入するよりも購入額が高くなる。民間企業なら購入しないような相手から購入することになる。

第二に、補助事業者の事務負担が煩雑になる。

こういったメーカー既製品をインターネットのサイトや大手量販店で購入する場合、そもそも入札や複数業者からの見積書の入手という手続の必要性はほとんどない(「適正なコストでグループホームの運営をすること」「特定の業者から不当に高い値段で購入することで、業者からのリベートを補助事業者が収受することを防止すること」という点においては問題はない)。にもかかわらず、このような手続を強制する定めは合理性を欠く。

インターネットのサイトや大手量販店で購入する場合でも、当然、価格の差があるが、多少の金額の差でしかないため、最安値を探すことは補助事業者の事務職員の時間(人件費)を要するため、費用対効果の観点から合理的ではない。インターネットのサイトや大手量販店で購入する場合は、入札や複数業者からの見積書の入手という手続は不要とする旨を定めるべきである。

【仕入控除税額についての報告】

補助金の交付の条件として、「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と定められている（交付要綱第7条第8項）。

上記の定めに関する運用状況を佐賀県に確認したところ、上記の定めに従った報告があれば、その報告の内容を検討するが、当該報告がなければ、特段の対応はしていない旨の回答を得た。

他の補助金事業であるが、国の社会福祉施設等施設整備補助金においても、上記と同様の定めがあるが、国の当該補助金は仕入控除税額がゼロの場合でも報告するように定められている点が異なる。

佐賀県の交付要綱も、国と同様に、仕入控除税額がゼロの場合でもその旨を報告するように定めるべきと考える。

また、上記条項のなお書きの「仕入控除税額を納付させることがある」という定めは、どういった場合に納付させることになるのかが明確ではない。本来、仕入控除税額として還付された場合、補助金が設備の購入等に充てられなかったわけであるため、「原則として、納付しなければならない」と定めるべきではないかと考える。

2. 佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業費補助金

(1) 補助事業の趣旨

重度障害者の地域生活を支援するため、佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業の一環として実施されている。当該支援事業は、指定共同生活介護事業所が重度障害者を受け入れるための支援体制の整備、強化に必要な費用を助成することにより、重度障害者が地域で生活できる住環境を整備し、もって在宅の重度障害者及びその家族の福祉の向上に資することを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：なし

県の交付要綱：佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）

県の実施要項：佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業実施要綱

関連する国の法令：なし

関連する国の交付要綱：なし

(3) 補助事業の内容

(対象となる事業)

利用者層が重度障害者であることで、特に必要な設備を整備する経費
具体的には、浴室介護リフト機、段差解消昇降機（スロープを含む）、介護用ベッド、吸引機酸素濃縮機、緊急通報装置、自動火災通報装置、スプリンクラー
なお、下記の経費については補助の対象としない。

- (1) 土地の買収及び整地に要する経費
- (2) 既存の建物の買収に要する経費
- (3) 建物の新築、改修及び増築に要する経費
- (4) 土地及び建物の借り入れに要する経費

(補助金の国・県等別財源割合)

佐賀県100% (県10/10)

(補助率、補助金額の上限等)

補助率：1/2、補助金額の上限2,000,000円

(4) 補助金額の推移（過去3年間）

(単位：千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度
社会福祉法人	-	-	5,000,000
一般社団法人・一般財団法人	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	-	5,000,000

注) その他・・・医療法人社団、公益社団法人、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社

(5) 補助対象者

佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業実施要綱に基づき重度障害者グループホームを整備・運営する法人

(6) 監査の実施状況

監査に際し確認した主な書類

補助金交付決定について（通知）

支出負担行為伺回覧用紙

補助金の額の確定について（通知）

支出（払出）命令書

補助金交付申請書

補助金実績報告書

評議会議事録、理事会議事録

補助事業を行うために締結する契約の相手先の決定に関する入札関係資料

補助事業を行うために締結する契約の相手先の決定に関する見積書等の資料

補助事業を行うために締結する契約に係る見積書、契約書、納品書及び請求書

補助事業を行うために締結する契約に係る振込依頼書控

消費税及び地方消費税の確定申告書及び添付書類

監査の実施状況

佐賀県及び施設に往査し、上記の書類を閲覧するとともに、現物の使用状況・保管状況について確認した。なお、必要に応じて、法人の担当者に質問し、上記以外の書類を確認した。

(7) 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

- ・ 補助対象者は、交付要綱に基づく要件を満たしていることを確認した。
- ・ 補助金額は、交付要綱に基づき適切に算定されていることを確認した。
- ・ 補助金の申請、決定、交付等の手続は、交付要綱等に定められた手順で執行されていることを確認した。
- ・ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。

(8) 監査意見

【仕入控除税額についての報告】

佐賀県障害者グループホーム開設事業費補助金と同様。

3. 佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金

(1) 補助事業の趣旨

医療的ケア児等の地域生活を支援するため、佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業の一環として実施されている。当該支援事業は、在宅で生活する医療的ケアが必要な障害児（者）を介護する家族等の休息（レスパイト）を目的として、指定短期入所事業所又は指定訪問看護ステーションを運営する法人が、医療的ケア児等の受入体制の整備、送迎支援、又は人工呼吸器等の設備整備を行った場合に、その要した経費を助成することにより、医療的ケア児等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、もって、在宅の医療的ケア児等及びその家族等の福祉の向上に資することを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：なし

県の交付要綱：佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）

県の実施要項：佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱

関連する国の法令：なし

関連する国の交付要綱：なし

(3) 補助事業の内容

（対象となる事業）受入体制整備

事業医療型短期入所事業所を運営する法人の受け入れ拡大のための体制整備に要した経費

（補助金の国・県等別財源割合）

佐賀県100%（県10/10）

（補助率、補助金額の上限等）

補助率：10/10、補助金額の上限245,000円/月

（対象となる事業）送迎支援事業

指定訪問看護ステーションを運営する法人（下記イは福祉有償運送を実施する法人として登録を受けている法人に限る）において、医療的ケア児等が指定短期入所を利用するに当たり、次のいずれかの支援を行った場合に要した経費

ア保護者等が行う送迎に看護師等が付添い、移動中の医療的ケア等を行う

イ指定訪問看護ステーションが行う送迎に運転手以外の看護師等が付添い、

移動中の医療的ケア等を行う

（補助金の国・県等別財源割合）

佐賀県100%（県10/10）

（補助率、補助金額の上限等）

補助率：10/10、補助金額の上限2,000円/回

(対象となる事業)人工呼吸器等設備整備事業
 指定短期入所事業所を運営する法人において、受け入れ拡大のために必要な人工呼吸器等の設備等購入に係る経費
 (補助金の国・県等別財源割合)
 佐賀県100%(県10/10)
 (補助率、補助金額の上限等)
 補助率:3/4、補助金額の上限2,500,000円

(4) 補助金額の推移(過去3年間) (単位:千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度
社会福祉法人	-	-	13,861,000
一般社団法人・一般財団法人	-	-	-
その他	-	-	3,326,000
合計	-	-	17,187,000

注)その他・・・医療法人社団、公益社団法人、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社

(5) 補助対象者

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱に基づき、指定短期入所事業所又は指定訪問看護ステーションを運営する法人

(6) 監査の実施状況

監査に際し確認した主な書類

補助金交付決定について(通知)

支出負担行為何回覧用紙

補助金の額の確定について(通知)

支出(払出)命令書

補助金交付申請書

補助金実績報告書

評議会議事録、理事会議事録

補助事業を行うために締結する契約の相手先の決定に関する入札関係資料

補助事業を行うために締結する契約の相手先の決定に関する見積書等の資料

補助事業を行うために締結する契約に係る見積書、契約書、納品書及び請求書

補助事業を行うために締結する契約に係る振込依頼書控

消費税及び地方消費税の確定申告書及び添付書類

監査の実施状況

佐賀県及び施設に往査し、上記の書類を閲覧するとともに、現物の使用状況・保管状況について確認した。なお、必要に応じて、法人の担当者に質問し、上記以外の書類を確認した。

(7) 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

- ・ 補助対象者は、交付要綱に基づき要件を満たしていることを確認した。
- ・ 補助金額は、交付要綱に基づき適切に算定されていることを確認した。
- ・ 補助金の申請、決定、交付等の手続は、交付要綱等に定められた手順で執行されていることを確認した。
- ・ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。

(8) 監査意見

【補助金の上限の設定方法】

本事業は、平成29年度から開始した事業であるが、本事業の3つの事業のうち送迎支援事業については、交付実績は1法人のみ（公益社団法人佐賀県看護協会）であった。補助金交付額の上限が低水準にある場合、補助金の申請及び実績報告の実務負担との関係（費用対効果）から、申請者数が少なくなる場合がある。

そこで、送迎支援事業は、補助金の上限が2,000円/回であり、この上限の設定方法について佐賀県に確認したところ、公益社団法人日本看護協会がホームページで公表している看護師の基本給与額平均値（全国平均）244,392円に基づき、1回の送迎（往復の場合は、往路・復路それぞれを1回とカウントする）につき1時間を上限として設定している旨の回答を得た。具体的な算定方法は下記のとおりである。

$$244,392円（基本給与額平均値）\div 21日（想定勤務日数/月） \\ \div 8時間（想定勤務時間/日）= 1,608円$$

送迎付添いに要する時間を2時間程度と想定し、2,000円/回と設定しているので、補助率は下記のとおり62%となる。

$$2,000円 \div 3,216円（= 1,608円 \times 2時間）= 62.19\%$$

なお、上記の看護師の基本給与額平均値244,392円とともに看護師の給与総支給額318,010円も公表されているので、この総支給額に基づき算定するとともに、法人が負担すべき社会保険料及び労働保険料（ここでは16%と仮定する）相当額を加味すると、補助率は下記のとおりとなる。

$$318,010円（基本給与額平均値）\div 21日（想定勤務日数/月） \\ \div 8時間（想定勤務時間/日）= 1,892円$$

$$2,000円 \div 4,389円（= 1,892円 \times 116\% \times 2時間）= 45.56\%$$

この実質的な補助率が45.56%と、医療関係の補助金の中では高くないことが交付実績が少ないことの一因であると思われる。

この点に関しては、平成30年度は、下記の「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（厚生労働省告示第67号）」に規定される訪問看護基本療養費をもとに算定し、補助金の上限を6,000円/回と設定している。

訪問看護基本療養費：5,550円 / 回（週3日目まで）

6,550円 / 回（週4日目以降）

1回の訪問時間は30分から1時間30分を想定

に見直されている。見直し後の実質的な補助率は従前の3倍になることから、平成30年度は交付実績が増えると思われる。

上記のとおり、送迎支援事業は、看護師が保護者等の送迎に付添い、移動中の医療的ケア等を行うのであるが、その1回の送迎に要する人件費相当を上限に補助金を交付するものである。

利用者の送迎に要する時間が片道1時間であれば、看護師の給与の100%を補助することになるが、片道30分であれば看護師の給与の200%を補助することになる。

補助金の上限が従前の3倍となり、従前の算定方法に基づくと $45.56\% \times 3 = 136.68\%$ と100%を超える水準となっており、ガソリン代などの車両費その他間接経費も含めても事業費を超えて補助金を交付することにならないように、補助金の上限は、1回当たりいくら交付するか？という回数単位での設定ではなく、1時間当たりいくら交付するか？という時間単位での設定が望ましいと思われる。

このような回数単位での設定にしたのは、補助金の申請及び実績報告における実施事業所の実務負担への配慮と推測されるが、時間で計算するとしても、実際に要した時間ではなく1回当たり通常要する時間を確認（インターネット上でも入手可能）し、これに回数（何回行ったか）を乗じて時間を算出すれば、実務負担はさほど重くはないはずである。

4. 佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金

(1) 補助事業の趣旨

障害福祉関係施設の施設整備を図るため、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人又は営利法人等（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を交付するものである。

平成30年3月に策定された佐賀県障害(児)福祉計画によれば、障害者福祉の利用者数・サービス量の見込量は、下記の通りである。計画では、「事業所の数については、圏域ごとの偏りはあまり見られませんが、全体として不足している状態にあります。なお、今後3年間で計画相談支援の利用者が新サービスの創設に伴い増加することが予想されるため、計画的な体制の整備が必要」と記載されている。

県全体の障害福祉サービス等の量(1月あたり)

サービス	区分	事業所数	定員	利用者数				サービス量				単位	
				実績		見込		実績		見込			
				H29.12.1現在	H28	H30	H31	H32	H28	H30	H31		H32
訪問系	居宅介護	113	-	930	1,053	1,095	1,136	17,609	18,628	19,239	19,909	時間	
	重度訪問介護	101	-	20	44	48	51	3,334	4,296	4,527	4,777		
	同行援護	39	-	107	134	140	147	1,093	1,391	1,500	1,634		
	行動援護	16	-	129	172	180	191	2,146	2,336	2,399	2,459		
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	1	2	0	0	110	122		
日中系	生活介護	62	2,045	2,046	2,183	2,229	2,275	41,010	42,538	43,498	44,385	人日	
	自立訓練(機能訓練)	2	20	37	55	58	60	305	459	493	522		
	自立訓練(生活訓練)	9	125	138	193	218	245	1,527	2,271	2,732	3,279		
	就労移行支援	27	274	264	353	386	420	3,473	4,331	4,800	5,325		
	就労継続支援(A型)	45	704	709	872	941	1,018	13,140	15,016	15,891	16,937		
	就労継続支援(B型)	120	2,532	2,286	2,606	2,724	2,845	39,018	43,689	45,525	47,416		
	就労定着支援	-	-	-	114	121	131	-	-	-	-		-
	療養介護	5	556	345	360	361	362	-	-	-	-		-
短期入所	61	-	402	548	603	663	1,959	2,422	2,619	2,844	人日		
居住系	自立生活援助	-	-	-	21	30	38	-	-	-	-	-	
	グループホーム	228	1,416	1,107	1,319	1,403	1,485	-	-	-	-		
	施設入所支援	22	1,383	1,429	1,387	1,374	1,354	-	-	-	-		
相談支援	計画相談支援	72	-	2,076	3,198	3,412	4,093	-	-	-	-	-	
	地域移行支援	17	-	1	22	24	28	-	-	-	-		
	地域定着支援	17	-	11	29	39	47	-	-	-	-		

訪問系サービス、日中系サービスのうち短期入所、相談支援サービスには定員が設定されていない。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：なし

県の交付要綱：佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱

関連する国の法令：なし

関連する国の交付要綱：社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

本事業は国庫補助事業であるため、国が定めた補助率や補助対象経費の考え方によって実施されている。

(3) 補助事業の内容

対象となる施設

交付要綱に定める対象「障害福祉関係施設」とは、以下の(a)から(q)の分類施設である。

(a)障害福祉サービス事業所、(b)障害者支援施設、(c)居宅介護事業所、(d)重度訪問介護事業所、(e)同行援護事業所、(f)行動援護事業所、(g)短期入所事業所、(h)共同生活援助事業所、(i)相談支援事業所、(j)障害児入所施設、(k)児童発達支援センター、(l)児童発達支援事業所、(m)放課後等デイサービス事業所、(n)保育所等訪問支援事業所、(o)障害児相談支援事業所、(p)福祉ホーム、(q)応急仮設施設

対象となる整備事業

交付要綱に定める対象「施設整備」とは、以下の(a)から(h)の整備区分である。

(a)創設、(b)増築、(c)改築、(d)大規模修繕等、(e)スプリンクラー設備等整備、(f)老朽民間社会福祉施設整備、(g)応急仮設施設整備、(h)避難スペース整備

平成27年7月に発生した神奈川県「県立津久井やまゆり園」での事件後には、「障害者支援施設等における防犯対策強化に係る整備」として、非常通報装置・防犯カメラや外構の設置・修繕工事が上記の(d)大規模修繕等の対象とされるようになり、平成28年度補正予算より交付決定されている。

なお、「佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金の概要」（佐賀県作成）によれば、「主な補助対象事業種別及び整備区分」の対応関係は下記の通りである。

事業種別		整備区分							
		創設	増築	改築	大規模修繕等	スプリングクラー	老朽	応急仮設施設	避難スペース
障害福祉サービス	療養介護、生活介護 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練) 就労移行支援、就労継続支援A型 就労継続支援B型					-			
	居宅介護、重度訪問介護、同行援護 行動援護、就労定着支援、自立生活援助					-			-
	短期入所 共同生活援助								
障害者支援施設		-	-						
地域相談支援（地域移行支援） 地域相談支援（地域定着支援） 計画相談支援						-	-		-
障害児事業所	児童発達支援センター 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス					-	-		
	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援					-	-		-
医療型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設									
障害児相談支援						-	-		-

記号の意味【 : 対象 : 社会福祉法人のみ対象 - : 対象外】

補助金交付額（国及び県）の算出方法

補助金交付額は、具体的には下記区分ごとに算出されるが、補助率は原則として3/4（国2/4、県1/4）となっている。

(ア) (a)創設（地域移行支援型ホーム以外）、(b)増築、(c)改築、(f)老朽民間社会福祉施設整備及び(h)避難スペースの場合

- ・ 補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は寄付金収入額（営利法人を除く）を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ・ 所定の基準（国庫補助基準単価）に基づき基準額を算出する。
- ・ .により選定された額に4分の3を乗じて得た額と、.により算出された額を比較して少ない額の範囲内の額を交付額とする。

(イ) (a)創設（地域移行支援型ホーム）の場合

上記の .と .を比較して少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

(ウ) (d)大規模修繕等、(e)スプリンクラー設備等整備、(g)応急仮設施設整備

施設ごとに交付要綱等に定める方法により、種目ごとに算出される額の範囲内の額を交付額とする。

(エ) 上記のうち共同生活援助施設開設費補助金の予算及び上限額

共同生活援助施設（グループホーム）の開設費補助金については、別途に予算が設けられており、補助金上限額の定額設定もある。平成29年度の上限額は、新築22,500千円（短期入所整備加算10,000千円）、改修7,500千円となっている。

補助対象経費

補助対象経費は、工事費・工事請負費及び工事事務費であるが、このうち工事事務費（設計監督料等）は、工事費・工事請負費の2.6%が上限とされている。

補助金財源

補助金交付額の3分の2は国負担、3分の1は県負担である。平成29年度佐賀県予算（1/3相当、交付決定額）は、共同生活援助施設開設費補助210,199千円、その他施設整備費補助228,471千円となっている。

(4) 補助金額の推移（過去3年間・交付完了年度別）

(単位：千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度
社会福祉法人	224,719	209,313	375,172
一般社団法人	-	7,500	24,327
その他	43,200	103,570	68,355
合計（国2/3 + 県1/3）	267,919	320,383	467,854
合計（県1/3）	89,306	106,794	155,951

(5) 補助対象者(平成29年度交付完了施設)

① 共同生活援助施設以外

(単位:千円)

	法人名	施設名	所在地	施設区分	工事区分	交付決定日	交付完了日	補助金
創設・修繕等	福)はる	ライフサポートセンター	佐賀市	多機能型	創設	H28.9.14	H29.12.25	32,017
	特非)にこにこくらぶ	にこにこいまり	伊万里	就労継続支援B型	大規模修繕等	H29.3.15	H29.10.18	3,420
	福)あんず鍋島	多機能型事業所WAN	佐賀市	多機能型	創設	H29.3.15	H30.3.28	65,200
防犯対策	福)たちばな会	第一たちばな学園	嬉野市	障害者支援施設	大規模修繕等	H29.3.15	H29.8.25	642
		第二たちばな学園	嬉野市	障害者支援施設	大規模修繕等	H29.3.15	H29.8.25	1,297
		チョボラ伊万里店	伊万里	就労継続支援A型	大規模修繕等	H29.3.15	H29.8.25	1,298
		かがやきの丘	嬉野市	多機能型	大規模修繕等	H29.3.15	H29.8.25	1,298
	福)天童会	くろかみ学園	武雄市	障害者支援施設	大規模修繕等	H29.3.15	H29.9.25	721
		くろかみ学園児童発達支援センター	武雄市	福祉型児童発達	大規模修繕等	H29.3.15	H29.9.25	812
		いぶき村	武雄市	多機能型	大規模修繕等	H29.3.15	H29.9.25	407
	福)佐賀整肢学園	こども発達医療センター	佐賀市	医療型障害児入所	大規模修繕等	H29.3.15	H30.3.28	11,309
		オークス	佐賀市	障害者支援施設	大規模修繕等	H29.3.15	H30.3.28	2,607
	その他	計17施設	-	-	大規模修繕等	-	-	16,155

補助金は国(2/3)と県(1/3)の合計額

①計 137,183

共同生活援助施設

(単位:千円)

	法人名	施設名	所在地	施設区分	工事区分	交付決定日	交付完了日	補助金
創設・修繕	福)はる	ライフサポートはるGHB棟	佐賀市	共同生活援助	創設	H28.9.14	H29.12.21	31,820
		ライフサポートはるGHA棟	佐賀市	共同生活援助	創設	H28.9.14	H29.12.21	31,820
	福)天童会	永島ホーム2	武雄市	共同生活援助	創設	H29.3.15	H30.3.23	31,820
	一財)佐賀県手をつなぐ育成会	リビエール	佐賀市	共同生活援助	大規模修繕等	H29.3.15	H30.3.31	7,356
	福)東方会	GH KITEN TSUDO1棟	伊万里	共同生活援助	創設	H29.3.15	H29.11.27	31,820
		GH KITEN HINATA棟	伊万里	共同生活援助	創設	H29.3.15	H29.11.27	31,820
	福)たちばな会	GH向陽	伊万里	共同生活援助	創設	H29.3.15	H29.11.7	22,000
		冬野寮	嬉野市	共同生活援助	大規模修繕等	H29.3.15	H29.11.7	3,005
	福)佐賀整肢学園	オークスA棟	佐賀市	共同生活援助	創設	H29.3.15	H30.3.20	31,820
		オークスB棟	佐賀市	共同生活援助	創設	H29.3.15	H30.3.20	31,820
	有)みのり	GHピーノ	神崎市	共同生活援助	創設	H29.3.15	H30.3.30	15,972
	一社)みどりの社	ごうまちグリーンフィールド	鳥栖市	共同生活援助	創設	H29.3.15	H29.9.27	22,000

NPO)鹿陽会	ありおの丘	鹿島市	共同生活援助	大規模修繕等	H29.3.15	H30.3.20	4,009	
	かんらんの丘	鹿島市	共同生活援助	大規模修繕等	H29.3.15	H30.3.20	4,009	
NPO)風のつばさ	GH風のつばさ2号館	三養基	共同生活援助	創設	H29.3.15	H30.3.20	22,000	
防犯対策	福)天童会	すみよしの里共同生活援助事業所	武雄市	共同生活援助	大規模修繕等	H29.3.15	H29.10.26	1,083
	福)竹の里	GHあさひ	多久市	共同生活援助	大規模修繕等	H29.3.15	H29.8.10	1,041
	特非)楠の木会	楠の木ホーム	佐賀市	共同生活援助	大規模修繕等	H29.3.15	H29.8.10	1,336
	福)西九福社会	GH「マイハウス」	佐賀市	共同生活援助	大規模修繕等	H29.3.15	H29.8.10	766
		GH「藤ノ木ハウス」	鳥栖市	共同生活援助	大規模修繕等	H29.3.15	H29.8.10	828
	その他	計17施設	-	-	大規模修繕等	-	-	2,526

補助金は国(2/3)と県(1/3)の合計額

②計 330,671

①計 137,183

平成29年度交付完了 467,854

(6) 監査の実施状況

監査に際し確認した主な書類

佐賀県障害者福祉計画

社会福祉法人等調書

障害福祉関係施設整備費補助金の内示(通知)

障害福祉関係施設整備費補助金交付申請書

障害福祉関係施設整備費補助金所要額調書

事業計画

競争入札の公告書類

見積書(工事、設計監理)

工事請負(変更)契約書、委託契約書(設計監理委託)

障害福祉関係施設整備事業実績報告書

障害福祉関係施設整備費補助金精算書

監査の実施状況

上記の書類を確認した。なお、必要に応じて、佐賀県の担当者に質問し、上記以外の書類を確認した。

(7) 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

- ・ 補助対象者は、交付要綱に基づく要件を満たしていることを確認した。
- ・ 補助金額は、交付要綱に基づき適切に算定されていることを確認した。
- ・ 補助金の申請、決定、交付等の手続は、交付要綱等に定められた手順で執行されていることを確認した。
- ・ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。

(8) 監査意見

【工事又は設計監理における特別利害関係業者の入札参加資格】

社会福祉施設整備の補助事業は、国及び各都道府県等自治体の公費により多額の補助金を受けて実施されるものであり、その執行の適正性が強く求められる。そのため、工事請負又は設計監理委託の入札・契約に当たっては、各自治体は、補助事業者に対して公共建築工事における入札・契約手続きに準じた取扱いをすることを求めており、各自治体毎に社会福祉施設整備補助事業に係る契約等の取扱基準を定め、入札方法・契約方法を個別具体的に定めている。

自治体の中には、その執行の適正性担保との観点から、特別利害関係業者の入札参加資格を制限する取扱基準を定めている自治体もある。例えば、愛知県は、「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」(平成29年7月)において、「法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族)が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する者は入札に参加することはできない。」と規定している。また、兵庫県も「障害者(児)施設整備の手引き」(平成30年8月)において、入札参加資格として設定すべき要件として「法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族)が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する業者でない者」と規定している。その他にも同様の規定を設けている自治体が多数ある。

一方、佐賀県では、「佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱」の第7条第1項(12)において、「補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守すること。」と定めているが、「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」(平成28年7月20日 健康福祉部)では、特別利害関係業者の入札参加資格制限に関する規定は設けていない。

そのため、平成29年度中に補助金交付が完了した障害福祉関係施設整備費補助事業のうち3事業において、補助事業を実施した社会福祉法人の理事が代表取締役を務める業者が一般競争入札に参加し、落札・契約締結を行うという状況が生じている。当該状況は、佐賀県では参加資格の制限規定がないため、直接的に交付要綱・取扱基準に抵触するものではない。しかしながら、理事と入札参加業者代表者の兼務という状況は、執行の適正性が害される事態の誘発要因になり得るものと考えられる。

社会福祉法人では、定款規定により、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができないため、当該議決制限により適正な入札・契約手続きが確保されているとも言えるが、これは株式会社について定める会社法の制限規定と同一レベルの規定に過ぎないものであり、社会福祉施設整備補助事業の特性(公共性、金額的重要性)からすれば、佐賀県においても、適正性を阻害し得る要因を事前に排除すべく、特別利害関係業者の入札参加資格の制限規定を設けることの検討も必要と考えられる。

【補助事業者選定手続き 及び 対象施設定員の変更状況確認手続き】

佐賀県では障害福祉計画を策定し、県内の圏域ごと、社会福祉サービス区分ごとにサービス需要量・供給量の今後の見込みを予測し、需給ギャップの見込量に応じてサービス供給量確保の方策が検討されている。社会福祉施設整備の補助事業は、サービス供給量確保の前提となるインフラ整備の重要施策であり、対象となる圏域、サービス区分、補助事業者の選定が重要となる。

佐賀県の本補助事業は平成18年度に開始されたが、補助金の終期は特に設けられておらず、当面は供給量が不足する状態が続くものと考えられる。今回の監査では、平成23年度～平成28年度に本事業補助金が交付された施設の開所1年後における定員変更状況の資料を確認した(当該資料は会計検査院への報告資料として作成されたものである)。当該期間の対象全55施設(補助金額100万円以上)のうち、2施設が開所1年後においても定員が変更(増員)されていなかった。2施設は、何れも就労継続支援B型施設であり、以下の通りである。

法人名	施設名	工事区分	交付年度	補助金(千円)	開所日	定員数(人)			
						申請時	計画	実績報告	開所1年
特非)NPOわかば	NPOわかば	創設	平成26年度	35,398	H27.5.1	20	25	35	20
福)このめ会	このめの里	創設	平成27年度	12,578	H28.4.1	40	45	45	40

上記2施設の事業は、以下の(ア)～(ウ)の点で検討が必要と考えられる。

(ア)不正確な内容の実績報告書

補助事業の実績報告書の提出時点までに定員の増員手続きが完了できないケースもあるかもしれないが、当該2施設は開所1年後の段階でも増員手続きが完了していない。施設整備を行ったものの施設近隣での需要がなく増員を図らなかったなどの要因が考えられるが、何れにしても実績報告書に開所日時点の定員数と異なる記載をしたことは問題である。

(イ)増員手続完了状況の確認未実施

県の補助金担当部署は、実績報告書提出時又は事後的に増員手続きの完了報告を疎明資料とともに求め、また、法人又は施設の指導監督担当部署とも連携して、自ら完了状況を確認する手続きが必要と考えられる。

(ウ)補助事業者選定手続きの妥当性

補助事業者の選定においては、補助金が有効に活用されるべく高い利用率・入居率が達成される様に、候補事業者の他施設での事業実績・利用率実績、また圏域での需給ギャップ等を勘案して、圏域内で良質なサービスを供給し得る事業者を選定することが求められる。そのために県は、候補事業者を多様な角度から評点したうえで、年度予算の範囲内で評点上位の事業者から順次選定しているものと考えられる。上記2施設については、結果的に開所1年後で増員を図っていないという事態となったが、事業者が定員を変更しなかった経緯、県の選定手続きの妥当性を改めて検証して、今後の事業者選定に活かしていく必要があるものと考えられる。

【補助金申請書類の不備(消費税の算入漏れによる過少申請)】

社会福祉法人あんず鍋島の多機能型事業所(就労継続支援施設A型及びB型)の創設工事に対して、平成28年度補正予算を財源として、補助金65,200千円(うち県21,734千円)が交付された。補助金は、下記(ア)表に基づき、対象経費実支出(予定額)86,934千円×3/4=65,200千円が、算定基準による算定額92,100千円よりも低いため、補助金所要額65,200千円と算出されているが、以下の点で不備がある。

下記(ア)表の主体工事費84,731千円は税抜額であり、消費税額(8%)が含まれていない(下記(イ)表の主体工事費104,722千円は税込額である)。通常は工事費内訳明細の最終行で消費税が加算されるが、(イ)表作成時の工事費内訳明細では消費税加算があるが、(ア)表作成時の工事費内訳明細では加算がない。そのため、結果的に補助金が5,216千円(=消費税相当額6,954千円×3/4)過少に申請・支給されている。補助金申請時の工事費内訳明細(見積書)は、工事入札実施前に作成されるものであるため、一般的には設計監理業者等に依頼して作成され、申請者の責任のもとで県に提出される。従って、消費税加算漏れは一次的には申請者側の問題と考えられるが、県サイドも申請受付にあたっては厳格なチェックを実施すべきものと考えられる。

(ア)補助金交付申請時の補助金所要額調書

単位:千円	主体工事費(創設)	工事事務費	対象経費の実支出(予定)額 B	BとDの少ない方の額 ×3/4 E	算定基準による算定額 F	EとFのいずれか低い額 G	県補助金所要額 H
就労継続支援施設	84,731	2,203	86,934	65,200	92,100	65,200	65,200
介護付有料老人ホーム 小規模多機能施設	374,412	18,797					
設置者の総事業費	459,143	21,000					
A	480,143						
寄付金その他収入額	C	12,230					
差引額	D	467,913					

(イ)補助金交付完了時の補助金精算書

単位:千円	主体工事費(創設)	工事事務費	対象経費の実支出(予定)額 B	BとDの少ない方の額 ×3/4 E	算定基準による算定額 F	EとFのいずれか低い額 G	県補助金所要額 H
就労継続支援施設(対象内)	104,722	-	104,722	78,542	65,200	65,200	65,200
就労継続支援施設(対象外)	1,118	-					
設置者の総事業費	105,840	-					
A	105,840						
寄付金その他収入額	C	-					
差引額	D	105,840					

県補助金交付決定額
I

65,200

【申請時の工事費見積書精度（見積と実績の乖離による実質的補助率の低下）】

平成29年度に補助金交付が完了した創設施設に関して、下表において、対象経費実績額に対する補助金交付額水準の施設間比較を実施した。

グループホーム（GH）については、施設単位での補助金上限額が22,000千円（短期入所整備加算9,820千円）と設定されているため、補助金交付額は、申請時の補助対象経費（予定）額の水準とは関係なく、定額22,000千円（短期入所加算時は31,820千円）となっている。

一方、グループホーム以外（GH以外）の就労継続支援施設等は、申請時の補助対象経費（予定）額×3/4として算出された額が補助金交付額となっている（ゆめランチについては、候補事業者の中での優先順位が最も低かったため、補助金は、申請額ではなく国及び県の予算限度内に収まる額で補助金が交付されている）。GH以外では、定額上限の設定がないため、申請時の対象経費見積が重要となるが、下表の通り見積と実績の乖離が大きく、上記のゆめランチを除く2施設は何れも補助金交付額/対象経費実績額の比率が交付要綱で定める3/4(75%)よりも低い、58%、62%の水準に留まっている。これは、一次的には申請時に提出される見積書精度という申請者側の問題と考えられるが、一方で、補助金減額申請が回避されるべきとの認識から生じている問題かもしれない。何れにしても、申請時の見積書の対象経費（予定）額×3/4＝補助金交付額として算出されている以上は、本事業の趣旨からすれば、申請時の見積書の精度向上を求めることに加えて、県においても算定基準額からの乖離状況等を指標にしてチェックする仕組みを構築することなども必要ではないかと考えられる。工事入札前で見積書であるため精度向上は容易ではないかもしれないが、実績から大きく乖離している見積書に基づく補助金交付額決定手続きについては、疑問が残るものである。

対象経費実績額に対する補助金交付額水準の施設間比較

区分	単位:千円	対象経費の実支出(予定)額 B①	対象経費の実支出(実績)額 B②	対象経費実績差額 B = B② - B①	予定実績乖離率 B / B①	申請時の算定基準による算定額 F	県補助金交付決定額 I		交付額/経費実績額 /B②
	施設名 社会福祉法人名/区分						算出根拠		
GH以外	多機能型事業所WAN 福)あんず鍋島/創設	86,934	104,722	17,788	20%	92,100	65,200	B①×3/4	62%
	ゆめランチ 福)ゆずり葉/創設	152,589	131,353	21,236	14%	92,100	62,697	予算限度額 (後順位)	48%
	ライフサポートセンター 福)はる/創設	42,690	55,491	12,801	30%	59,260	32,017	B①×3/4	58%
GH	ライフサポートはるGHA棟 福)はる/創設	50,796	47,294	3,502	7%	31,820	31,820	上限額	67%
	ライフサポートはるGHB棟 福)はる/創設	64,745	71,915	7,169	11%	31,820	31,820	上限額	44%
	永島ホーム2 福)天童会/創設	115,435	103,084	12,351	11%	31,820	31,820	上限額	31%
	GH KITEN TSUDO1棟 福)東方会/創設	77,884	72,547	5,337	7%	31,820	31,820	上限額	44%
	GH KITEN HINATA棟 福)東方会/創設	77,884	72,547	5,337	7%	31,820	31,820	上限額	44%
	GH向陽 福)たちばな会/創設	66,843	77,363	10,519	16%	22,000	22,000	上限額	28%
	オークスA棟 福)佐賀整肢学園/創設	60,638	60,436	202	0%	31,820	31,820	上限額	53%
	オークスB棟 福)佐賀整肢学園/創設	60,638	59,389	1,249	2%	31,820	31,820	上限額	54%
	GHピーノ 有)みのり/創設	21,297	23,022	1,725	8%	22,000	15,972	B①×3/4	69%
	ごうまちグリーンフィールド 一社)みどりの杜/創設	41,418	37,800	3,618	9%	22,000	22,000	上限額	58%
	GH風のつばさ2号館 NPO)風のつばさ/創設	31,527	37,549	6,022	19%	22,000	22,000	上限額	59%

・無償貸与

1. 佐賀県立希望の家跡地の使用貸借

(1) 使用貸借の趣旨

佐賀県直営で運営してきた障害者支援施設「希望の家」を、平成23年4月1日に社会福祉法人佐賀春光園に運営を委譲すること及び移譲した後の当該施設の運営を円滑に行うことを目的とする。

(2) 根拠法令・条例・要綱等

県の条例：財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例

(3) 使用貸借の対象財産その他条件

土地（グラウンド部分）：

佐賀県が所有し運営してきた障害者支援施設「希望の家」にてグラウンドとして利用された土地部分で、移譲後に社会福祉法人佐賀春光園が障害者支援施設「希望の家」の建物を建設するための敷地。

貸付期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日まで。

下記の経緯から、現時点でも使用貸借は継続中であるが、平成30年度か平成31年度には、本土地を社会福祉法人佐賀春光園が佐賀県から購入することにより使用貸借を終了することが予定されている。

- ・平成29年度に社会福祉法人佐賀春光園が土地を購入できる旨の連絡があった
- ・佐賀県が敷地内の樹木伐採後に社会福祉法人佐賀春光園へ譲渡することで合意
- ・佐賀県は伐採費用に係る予算を平成30年度で確保しており、今後、伐採の実行、伐採後に不動産の鑑定評価を経て、売買契約を締結することで合意

土地（グラウンド部分以外の部分）：

佐賀県が所有し運営してきた障害者支援施設「希望の家」の建物の敷地。

貸付期間は、平成23年4月1日から平成28年6月30日まで。

下記の経緯を経て、使用貸借は終了している。

- ・平成25年12月18日に、上記土地（グラウンド部分）に社会福祉法人佐賀春光園が障害者支援施設「希望の家」の建物を建設
- ・平成28年3月から8月にかけて、佐賀県が所有し運営してきた障害者支援施設「希望の家」の建物を解体
- ・平成28年10月18日に、土地の一部をみやき町に譲渡
- ・平成28年10月25日に、土地の残りを社会福祉法人佐賀春光園に譲渡

建物：

佐賀県が所有し運営してきた障害者支援施設「希望の家」の建物。

貸付期間は、上記の土地（グラウンド部分以外の部分）と同じ。

なお、下記の財産の貸付期間も上記の土地（グラウンド部分以外の部分）と同じ。

- ・上記の土地に付属する工作物
- ・上記の建物に付属する工作物及び物品

(4) 貸与先

社会福祉法人佐賀春光園

(5) 監査の実施状況

監査に際し確認した主な書類

希望の家の移譲に係る土地建物等の使用貸借契約書

希望の家の移譲に関する仮協定書

監査の実施状況

上記 の書類を確認した。なお、必要に応じて、佐賀県の担当者に質問し、上記以外の書類を確認した。

(6) 監査の結果

特に問題なし。

(7) 監査意見

該当なし。

2. 佐賀県聴覚障害者サポートセンター内事務室の使用許可（無償）

（1）使用許可の趣旨

聴覚障害者の社会参加の推進に資する事業活動のために、佐賀県要約筆記者の会の使用を許可するものである。

（2）根拠法令・条例・要綱等

県の条例：佐賀県行政財産使用料条例第5条第1号（使用料の減免）

（3）使用許可の対象財産その他条件

使用物件

所在地：佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル4階

明細：佐賀県聴覚障害者サポートセンター内事務室

使用期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

使用料

免除

（4）使用許可先

佐賀県要約筆記者の会

（5）監査の実施状況

監査に際し確認した主な書類

佐賀県行政財産使用料条例

佐賀県聴覚障害者サポートセンター内配置図

監査の実施状況

上記の書類を確認した。なお、必要に応じて、佐賀県の担当者に質問し、上記以外の書類を確認した。

（6）監査の結果

特に問題なし。

（7）監査意見

該当なし。

3. 佐賀県立点字図書館内発送室の使用許可（無償）

（1）使用許可の趣旨

視聴障害者の福祉・文化の向上と視聴障害者の生活の安定等に資するための事業活動をする部屋として、一般社団法人佐賀県視聴障害者団体連合会の使用を許可するものである。

（2）根拠法令・条例・要綱等

県の条例：佐賀県行政財産使用料条例第5条第1号（使用料の減免）

（3）使用許可の対象財産その他条件

使用物件

所在地：佐賀市天神一丁目4番16号

明細：佐賀県立点字図書館内発送室

使用期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

使用料

免除

（4）使用許可先

一般社団法人佐賀県視聴障害者団体連合会

（5）監査の実施状況

監査に際し確認した主な書類

佐賀県行政財産使用料条例

佐賀県立点字図書館内平面図

監査の実施状況

上記の書類を確認した。なお、必要に応じて、佐賀県の担当者に質問し、上記以外の書類を確認した。

（6）監査の結果

特に問題なし。

（7）監査意見

該当なし。

． 現地機関

1 ． 佐賀県総合福祉センター

(1) 施設の概要

施設の名称

近年、核家族化や少子・高齢化が急速に進展する中において不透明な社会経済を背景として、県民意識や生活環境は大きく変化し、社会福祉に対するニーズも量的な増大に加え質的にも多様化・複雑化してきている。

また、福祉サービスの利用や一般的な相談などが住民に身近な市町の業務となる一方で、市町がサービス決定を行う場合の専門的な相談支援や判定、児童虐待、DV等に対する専門的な相談支援と一体となった一時保護等については、県の役割として充実強化を図っていく必要がある。

こうした市町や関係機関等との役割分担や連携を踏まえて、児童、婦人及び障害者に係る相談、指導、訓練、療育等を総合的かつ有機的に行い、福祉の増進を図るため、昭和58年1月に「中央児童相談所」「婦人相談所」「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」の4相談所を統合し、総合福祉センターを設置している。これまで相互の連携と人材の活用を図りながら福祉の専門機関として県民や関係機関等の様々なニーズに応えることを目的としている。

所在地

佐賀市天祐1丁目8-5

佐賀市神野東2丁目6-10佐賀県駅北館1階（佐賀県立地域生活リハビリセンター）

施設の種類、規模、開所時間等

(ア) 種類、規模

- 総合福祉センター（中央児童相談所、北部児童相談所(H30.10開設)、
婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所）

（敷地面積 11,174.51m² 建物面積 3,501.05m²）

- 佐賀県駅北館（佐賀県立地域生活リハビリセンター）

（敷地面積 3,114.52m² 建物面積 641.95m²）

(イ) 開館時間、休館日

佐賀県立地域生活リハビリセンター：毎週 月～金曜日 8:30～17:15

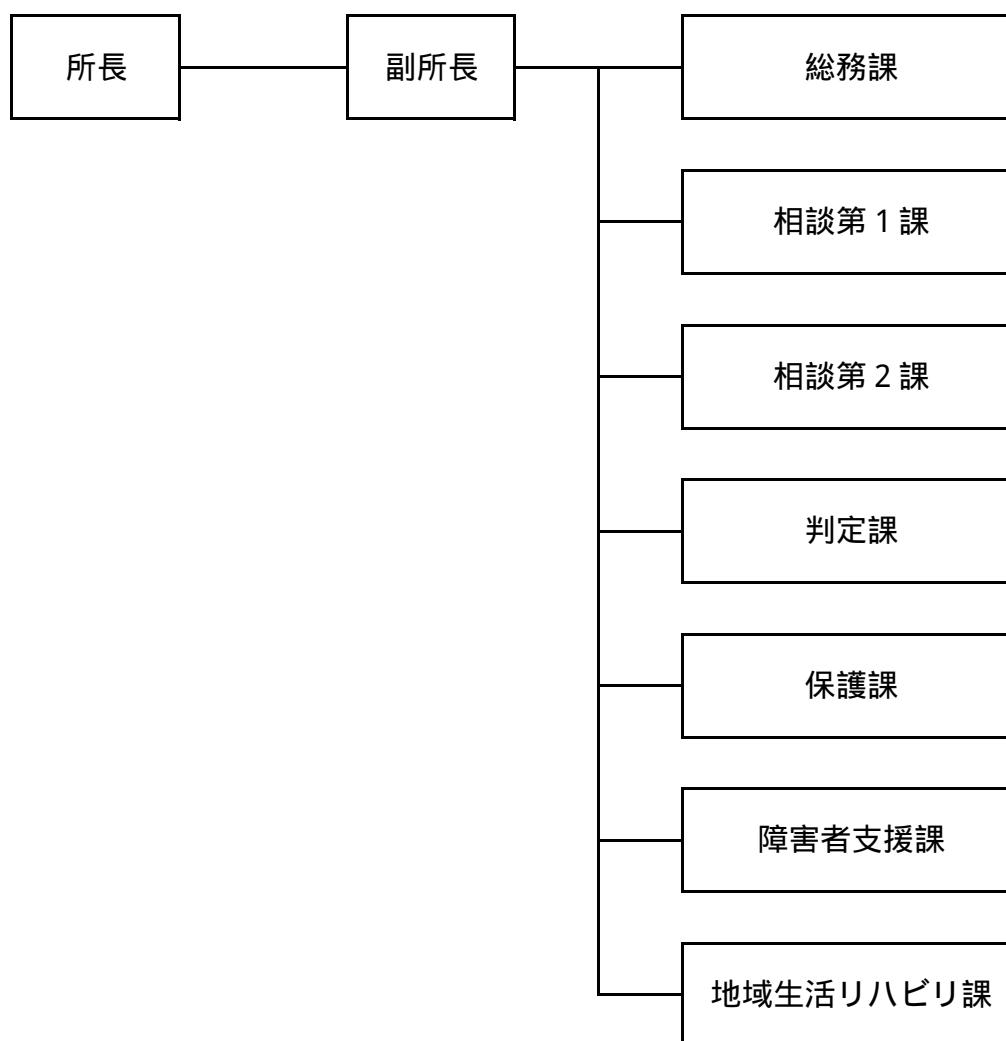
（土日祝日休み）

プログラムは曜日ごとのスケジュールに沿って実施

管理形態

県による直営管理

組織



収支の推移

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
児童福祉費負担金	56,891	56,459	57,231
総務管理使用料	105	109	87
社会福祉使用料	22,843	20,769	18,892
財産貸付収入	42	50	55
雑入	3,042	2,726	2,714
歳入計	82,923	80,113	78,979
人件費	475,109	536,296	526,571
正職員	424,182	485,330	469,536
非常勤職員	50,927	50,966	57,035
臨時職員	-	-	-
総務費	49	-	-

民生費	201,533	208,531	231,921
社会福祉費	92,779	94,046	94,137
社会福祉総務費	33,047	30,790	33,516
障害者福祉費	58,223	59,494	59,077
社会福祉施設費	1,509	3,762	1,544
児童福祉費	108,754	114,485	137,784
児童福祉総務費	66,940	58,899	65,317
児童措置費	41,814	55,586	72,467
歳出計	676,691	744,827	758,492
収支差額	593,768	664,714	679,513

利用者数等の推移

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度
身体障害者更生相談所			
来所 相談	3,120	2,992	2,676
更生医療給付判定	2,276	2,083	1,888
補装具交付判定	789	792	731
・巡回 相談及び判定等	35	23	36
身体障害者手帳交付事務	4,231	4,207	4,039
知的障害者更生相談所			
来所 相談	524	551	503
・巡回 相談及び判定等	108	117	75
療育手帳 新規交付	283	226	297
再判定	661	670	656
再交付	93	126	82
地域生活リハビリセンター			
機能訓練延べ利用者	2,307	1,511	1,602
生活訓練延べ利用者	819	978	760
身体障害者福祉会館			
集会室	4,274	5,617	4,655
A D L 室	437	777	375
和室	483	937	522

利用料金等

佐賀県立地域生活リハビリセンターの訓練利用者については、法の定めにより、所得（住民税）に応じてサービス利用料の1割を上限とする自己負担がある。

（２）総合福祉センターが実施する障害福祉に関する諸業務

主要な実施事業及び所掌事務の概要

（ア）身体障害者更生相談所

身体障害者福祉法第11条第2項に規定する業務を実施している。
身体障害者の更生援護及び市町村の援護の適切な実施支援のため、来所や巡回等による身体障害に関する各種相談を受けるとともに、更生医療、補装具等の判定を行うなど、身体障害者の生活や就労の自立に向けての支援のための業務を行っている。

- ・身体障害者に関する各種の相談及び判定
(補装具判定・更生医療判定・身体障害者手帳交付等)
- ・巡回相談
- ・特別障害者手当等判定・支給事務

（イ）知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法第12条第2項に規定する業務を実施している。
知的障害者の更生援護及び市町村の援護の適切な実施支援のため、来所や巡回等による知的障害に関する各種相談を受けるとともに、療育手帳交付のための判定（社会的・医学的・心理学的判定）を行うなど、知的障害者の生活の自立に向けての支援のための業務を行っている。

- ・知的障害者に関する各種の相談及び判定
- ・巡回相談
- ・療育手帳の認定・交付事務等（18歳以上）

（ウ）佐賀県立地域生活リハビリセンター

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する業務を実施している。
平成23年4月に通所型の自立訓練（機能訓練）事業所として開所し、平成26年4月から生活訓練を併設し多機能型事業所として運営、平成28年度より特定相談支援事業所を開設している。

- ・機能訓練に関しては身体障害者を対象とし、地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための様々な訓練を提供し、地域での自立（自律）した生活や社会参加を支援する。
- ・生活訓練に関しては高次脳機能障害の診断を受けた方を対象とし、就労に向け、また地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための様々な訓練を提供し、地域での自立（自律）した生活や社会参加を支援する。
- ・相談支援事業では障害者の自立した生活を支えるために（課題の解決や障害福祉サービスの適正な利用に向けて）、サービス等の利用計画について相談・作成し、ケアマネ ジメントによりきめ細かく支援する。

- 【業務内容】
 障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練・生活訓練）の提供及び計画相談支援
 自立訓練の提供：利用者個別のプログラム選択による、個別支援計画作成
 嘱託医の診察・相談：リハビリテーション指示に基づく訓練の提供
 計画相談支援：サービス利用支援及び継続サービス利用支援を実施，身体障害者（成人）、高次脳機能障害のある方の相談
- 【主な設備】
 リハビリ室、作業訓練室、ADL（日常生活動作）室、面談室、便所、会議室、事務室等
- 【利用対象者】
 身体障害者手帳を取得している方、難病の方でおおむね18歳以上から65歳までの方（機能訓練）
 高次脳機能障害の診断を受けているおおむね18歳以上から60歳までの方（生活訓練）
 各市町より、訓練等給付、計画相談給付の支給決定を受けることが必要
- 【利用料金】
 所得に応じ、サービス利用料の1割を上限とする自己負担あり
- 【利用定員】
 1日当たり20人（機能訓練14名 生活訓練6名）
- 【訓練期間】
 原則1年6月間（機能訓練）、2年（生活訓練）
- 【計画相談機関】
 原則1年契約し、必要に応じて更新
- 【訓練内容】
 機能訓練（機能卓上訓練・個別訓練・スポーツリハビリ・高次脳機能障害訓練・調理訓練・訪問訓練・地域活動等）
 生活訓練（グループ訓練・個別訓練・スポーツ訓練等）

委託事務の状況

入札は、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。
 随意契約に関する手続きは、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

会計管理等の状況

（ア）現金管理

現金出納簿が適時・適切に記載され、網羅的かつ正確に記録されているかを検討した。

財務経営システムに日々入力され支払確認表を打ち出し、会計帳簿と証憑の整理がなされている。

現金出納処理は適切に処理されていることを確認した。

(イ) 領収証の管理

領収証は、領収証綴り及び領収証書発行番号整理簿が作成されており、連番管理等適切になされているかを検討した。

領収証の管理は適切に処理されていることを確認した。

(ウ) 切手の管理

切手は、需用品等出納・共用簿により出納管理されており、金庫に保管されている。毎月末に出納を締め、現物との照合を行っている。

切手の管理は適切になされていることを確認した。

財産の管理状況

担当者への聞き取り及び現場の視察を実施し、管理状況を確認した。
上記の管理状況が、県の規則等に従っているか確認した。

関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

個人情報保護の状況

佐賀県総合福祉センターでは、障害者の個人情報を扱っており、個人情報取扱事務登録簿を作成して管理している。その他ルールに関しても、佐賀県のルールに準じている。

個人情報保護の状況は、適切に運営されていることを確認した。

安全対策等の状況

安全計画、消防計画が策定され、月一回の避難訓練も実施される。ヒヤリハット報告もその都度なされている。その他ルールに関しても、佐賀県のルールに準じている。

安全対策の状況は、適切に運営されていることを確認した。

(3) 監査の結果

各項目に記載のとおり、関係法令、規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が適切に実施されているものと認められた。

(4) 監査意見

【公印の管理に関して】

佐賀県公印規程には、「公印を使用しようとするときは、押印すべき文書に決裁文書、その他の証拠書類を添えて公印取扱主任に提示して、その承認を受けなければならない」（第9条）とある。

総合福祉センターの公印は、公印取扱主任である副所長が管理しており、副所長が始業時間に机の上に置き、終業時間に鍵のかかる副所長のデスクに保管する。公印が必要な者は、その副所長の机上で自分で押印するが、その都度、副所長による決裁の有無の確認はされていない。

公印は、基本的に副所長の管理下にあり、また、日中は必ず事務所に人が在席するため、好き勝手に押印ができる訳ではないが、決裁が下りていない書類に公印が押印される等不正が生じる可能性は排除できないことから、公印取扱主任の承認を徹底する必要があると考える。

【佐賀県立地域生活リハビリセンターの役割について】

平成25年4月より施行されている障害者総合支援法においては、障害者を対象とした総合的な支援を自立支援給付と地域生活支援事業の二つで構成しています。自立支援給付は、さらに介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具の四つより構成しており、実施主体は、原則として、自立支援給付及び地域生活支援事業ともに市町村となっています。（但し、自立支援給付の自立支援医療（育成医療及び精神通院医療）については、都道府県等が実施主体となっている。）

都道府県においては、地域生活支援事業のうち、専門性の高い相談支援、広域的な対応が必要な事業、人材育成、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣、意思疎通支援を行う者の広域的な連絡調整、派遣調整等を行うことによって、地域生活支援事業の実施主体である市町村を支援する役割を担うこととなっている。

ここで、佐賀県立地域生活リハビリセンターの役割を考えると、通所型の自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所である。比較的佐賀駅から近い場所にあり利用者の通所の面では広域的な対応が可能という側面も有するが、県内に他の民間の同様の施設も存在しており、基本的には民間での運営も可能な施設であると考えられる。ただ、そのようななかにあっても、まだ、そのような施設の数はなく、現状においては対応が難しい利用者に対して、その存在意義が認められるのかもしれない。

ただ、今後も民間の動き等も勘案しながら、また、県内における地域生活支援事業の支援的役割と関連させながら、通所型の自立訓練施設を県が保有する役割機能や必要性を常に検討していく必要があると考える。

2. 佐賀県療育支援センター

(1) 施設の概要

開設目的

知的障害児に対して通所支援及び入所支援を行い、併せて知的障害児に係る相談及び指導並びに療育指導者の養成を実施し、本県における知的障害児の福祉の増進に供するために設置された。

近年、知的障害(発達障害を伴う場合が多い)の早期発見・早期療育の必要性が高まってきており住民に身近な市町において、療育相談指導を実施する体制整備が急がれている現状にある。このため、平成21年4月に障害児入所施設(春日園)と通園施設(くすのみ園)を統合することと併せ、療育指導者養成のための研修や専門的療育支援事業を実施する機関に再編強化して佐賀県療育支援センターを設置した。障害児入所施設と通園施設の地域療育支援事業を統合して療育支援事業を強化するとともに、県内の療育施設や市町の療育事業への専門的支援を行っている。

所在地

佐賀市大和町大字尼寺1231-1

開設年月及び沿革

昭和28年10月12日	春日園：定員40名の精神薄弱児施設として発足
昭和38年 4月 1日	春日園：増築を行い、定員を70名に増員
昭和41年 4月 1日	春日園：増築を行い、定員を80名に増員
昭和48年 4月 1日	春日園：体育館を新築
昭和54年 4月 1日	春日園：養護学校義務化により、春日小学校・大和中学校・大和養護学校にそれぞれ通学を開始
昭和58年 4月 1日	くすのみ園：定員30名の知的障害児通園施設として開園
平成 5年 4月 1日	春日園：新園舎完成、定員を50名に減員、重度棟設置(30名)
平成18年10月 1日	障害者自立支援法が児童施設でも施行され、契約入所を開始
平成21年 4月 1日	療育支援センターを設置、入所施設(春日園)定員を40名に減員、通園施設(くすのみ園)を増築、定員30名にする 研修事業を開始
平成24年 4月 1日	児童福祉法及び障害者自立支援法の改正により、福祉型障害児入所施設「春日園」、児童発達支援センター「くすのみ園」となる 障害児相談支援事業を開始
平成27年 4月 1日	研修棟を増築、来訪者駐車場を整備
平成27年 8月	春日園居室改修(個室の増築)

施設の種類、規模、開所時間等

(ア) 種類、規模

福祉型障害児入所施設(春日園 定員40名)

児童発達支援センター(くすのみ園 定員30名)

(敷地面積 12,220.56㎡ 建物面積 3,427.24㎡)

(イ) 開館時間、休館日

くすのみ園：毎週 月～金曜日 10:00～14:30

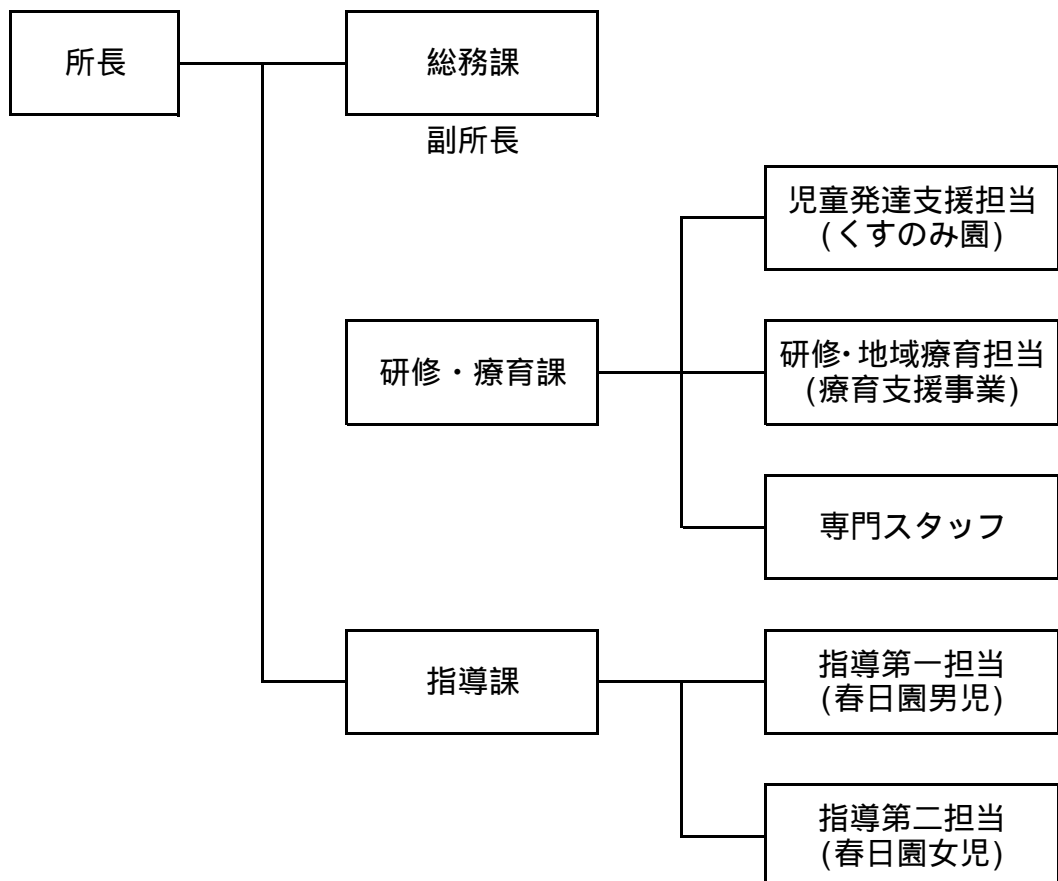
(祝休日休み、夏、冬、春季の休業あり)

研修は年間スケジュールに沿って実施

管理形態

県による直営管理

組織



収支の推移

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
児童福祉費負担金	708	475	586
総務管理使用料	4	4	4
社会福祉使用料	8,976	7,770	9,340
児童福祉費国庫負担金	16,888	15,979	16,610
一般寄付金	-	-	20
雑入	2,113	2,118	2,105
歳入計	28,689	26,346	28,665
人件費	278,661	395,387	391,265
正職員	268,056	384,304	378,699
非常勤職員	5,097	5,012	5,176
臨時職員	5,508	6,071	7,390
総務費	-	-	8
社会福祉費			
社会福祉総務費	2,312	2,341	2,344
報酬	2,019	2,042	2,041
共済費	293	299	303
社会福祉施設費	-	-	437
需用費	-	-	437
児童福祉費			
児童福祉総務費	10,563	10,389	10,657
報酬	1,907	1,925	1,925
共済費	275	356	511
賃金	1,518	1,586	1,531
報償費	1,852	1,917	2,058
旅費	2,247	1,981	2,157
需用費	1,373	1,430	1,206
役務費	344	335	332
委託料	625	512	512
使用料及び賃借料	78	85	100
負担金、補助及び交付金	344	262	325

児童福祉施設費	51,883	42,684	45,395
報酬	612	516	584
共済費	218	183	533
災害補償費	6	-	5
賃金	3,760	4,174	5,135
報償費	398	440	345
旅費	1,328	992	1,193
需用費	30,147	25,870	26,471
役務費	1,141	980	1,223
委託料	2,846	3,121	3,172
使用料及び賃借料	1,137	1,220	1,216
備品購入費	4,713	-	234
負担金、補助及び交付金	488	487	442
扶助費	5,037	4,677	4,788
公租費	52	24	54
明許児童福祉施設費	1,987	-	-
歳出計	345,406	450,801	450,106
収支差額	316,717	424,455	421,441

利用者数等の推移

	H27年度	H28年度	H29年度
研修事業（参加延べ人数）			
障害児支援コース	103	117	120
療育支援技術コース	78	90	70
支援力アップコース	121	222	201
保護者向けコース	82	91	90
障害児保育研修会	359	414	431
大学コンソーシアム佐賀 入職前研修	7	8	-
児童発達支援センター くすのみ園			
りす組（園児数）	9	9	9
うさぎ組	8	8	8
くま組	8	8	8

地域療育基盤づくり事業			
佐賀市 実施園数	-	11	20
めぐみ園 実施回数	-	4	9
めぐみ園 現場実習職員数	-	18	-
白石町 実施回数	7	5	-
小城市 実施回数	4	-	-
障害児等療育支援事業			
訪問による療育指導事業 巡回相談	76	90	75
外来による療育指導事業	574	571	522
施設職員に対する療育技術指導事業	42	39	15
療育機関に対する支援事業	-	-	-
福祉型障害児入所施設 春日園			
在園者数	25	24	25

利用料金等

春日園およびくすのみ園の在園者に対しては、児童福祉法に定められている所得（住民税）や障害等の状況に応じた利用料を徴収している。その他の研修事業等については利用料金は無料となっている。

（２）療育支援センターが実施する諸業務

主要な実施事業及び所掌事務の概要

（ア）研修事業

就学前の幼児期は、障害のある子どもと家族にとってライフステージに応じた一貫した支援の出発点とも位置付けられ、子供たち一人ひとりの育ちや障害に応じた療育等の支援を、できるだけ身近な地域で受けられるように各地域の療育支援機能を高めていく必要がある。

このため、各地域の保育士、幼稚園教諭等を対象に療育に必要な基礎知識や各種療育技法の概要についての講義や各種療育技法の実践研修を行い、専門的な知識や技能を習得させることにより、地域における療育指導者としての役割を担う者を育成している。

(イ) 児童発達支援センター くすのみ園

- ・療育活動により知的発達を促すとともに、集団生活の経験を通して社会性を伸ばし、個別指導により食事、排泄、着脱、あいさつ等の基本的な生活習慣をつけさせる。
- ・療育支援センターの機能を活用し専門的支援を行う。
- ・保護者協力の体制づくりをし、よりよい家庭療育の確立を図る。
- ・県内の幼稚園、保育園職員に対する障害児療育に関する研修及び実践研修の中心施設としての役割を果たす。

(ウ) 地域療育基盤づくり事業（重点支援地域巡回療育事業）

発達に遅れのみられる幼児が身近な地域で基本的な療育支援が受けられるよう、療育機関がない市町等に対して支援及び促進するため、地域の取組を専門的にバックアップしている（療育指導、保護者・保育士等への指導、理学療法士・言語聴覚士・心理判定員による発達検査と指導、医師による診察等）。

(エ) 障害児等療育支援事業

在宅の知的障害児が地域で豊かに生活できるように、センターが備えている専門的療育機能を活用し、障害児及び家族の福祉の向上を図ることを目的として実施している。

- ・訪問による療育指導事業
- ・外来による療育指導事業
- ・施設職員に対する療育技術指導事業
- ・療育機関に対する支援事業

(オ) 福祉型障害児入所施設 春日園

- ・児童にそれぞれの発達段階と能力に応じた生活のあり方を日課にそって継続的に支援する。
- ・学校教育とあいまって、園の生活場面の中における学習指導により、知的能力の開発に努める。
- ・知的障害児は、知的障害のみならず他に合併症を併せ持つ者が多く、体力的にも劣り免疫性も低いと言われている。疾病の治療の原則は、早期発見、早期治療であるが、春日園に入所する園児の場合、自覚症状を訴えることが難しいため他覚的に行動の変化や状態などで捉える必要がある。このため、日常の健康管理と栄養管理に細心の注意をはらうと共に、基本的な生活習慣を通して清潔保持の習慣づけと衛生観念を養うことに努める。
- ・火災に対する考えや避難、消火の方法を体験し、防火防災に対処できるようにするために、月1回の避難訓練、年1回の総合防災訓練を実施する。また、園外支援を通じて交通安全に対する指導を行う。
- ・散歩などの独自のカリキュラムを設定して体力の増進を図るとともに、身辺自立及び作業訓練等を行う。

委託事務の状況

入札は、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。
随意契約に関する手続きは、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

会計管理等の状況

(ア) 現金管理

現金出納簿が適時・適切に記載され、網羅的かつ正確に記録されているかを検討した。

現金処理が発生するのは、保護者会や職員研修の際の給食代のみであり、頻度も少ないものであった。

現金出納処理は適切に処理されていることを確認した。

(イ) 領収証の管理

領収証は、領収証綴り及び領収証書発行番号整理簿が作成されており、連番管理等適切になされているかを検討した。

領収証の管理は適切に処理されていることを確認した。

(ウ) 切手の管理

切手は、需用品等出納・共用簿により出納管理されており、金庫に保管されている。毎月末に出納を締め、現物との照合を行っている。

切手の管理は適切になされていることを確認した。

財産の管理状況

担当者への聞き取り及び現場の視察を実施し、管理状況を確認した。
上記の管理状況が、県の規則等に従っているか確認した。

関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

個人情報保護の状況

療育支援センターでは、入所児童の個人情報を扱っており、個人情報取扱事務登録簿を作成して管理している。その他ルールに関しても、佐賀県のルールに準じている。

個人情報保護の状況は、適切に運営されていることを確認した。

安全対策等の状況

入所施設を備えることから、毎月児童職員による防災訓練が実施される。また職員が50人を超えることから、毎月の衛生委員会が行われている。その他ルールに関しても、佐賀県のルールに準じている。

安全対策の状況は、適切に運営されていることを確認した。

(3) 監査の結果

各項目に記載のとおり、関係法令、規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が適切に実施されているものと認められた。

(4) 監査意見

【療育支援センターの役割について】

平成16年度に「佐賀県福祉施設あり方検討委員会」が設置され、それを基に平成18年3月に出された「県立福祉施設の将来方向」において、春日園・くすのみ園を統合して再編機能強化をしていくことになり、平成21年度に療育支援センターとしてスタートした。県立施設として、民間ができない部分をカバーしていくため県内全域を対象として、県が先導して知識・技術を普及させ、これまで蓄積されたノウハウを提供していくことを役割としている。

具体的には、療育支援者を育成する療育支援者養成・技術普及機関として研修を実施、通所機能については研修の実践の場として、入所機能についてはセーフティネットとしての役割、地域療育に関しては、県内全域を対象とした専門的相談機能を強化、2次圏域においては相談支援体制・在宅支援体制の強化、知的障害に対する専門的支援の提供等、県全体での療育の中心的役割を担う施設となっている。

上記のように、療育支援センターは、入所・通所施設として実際に知的障害児を直接支援する側面と、他の施設や自治体を訪問して指導助言を行ったり、県内における地域療育の基盤づくりや、療育関係機関のネットワーク事業等、県内全域における指導的な統括的な活動を行う側面を有している。

(入所・通所施設としての機能について)

佐賀県療育支援センター内には、春日園とくすのみ園を併設している。春日園は、知的障害のある児童を保護し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な支援及び訓練を行っている。また、くすのみ園では、就学前の知的発達の遅れがある児童を対象に集団療育を行い、知的発達を促すとともに、社会性や基本的な生活習慣を身につけさせる施設である。

いずれの施設も、県内に他の民間の同様の施設が存在しており、基本的には民間での運営も可能な施設であると考えられる。ただ、そのようななかであっても、春日園の場合、現状においては対応が難しい利用者や緊急性を要する利用者等に対して、その存在意義が認められるものとする。また、くすのみ園の場合も、多様化する障害への対応が県内においては民間を含めてもまだ不十分であると言われる状況から、その存在意義は認められるものとする。

ただ、今後も民間の動き等も勘案しながら、また、県内における療育支援の指導的役割と関連させながら、通所施設及び入所施設としての役割機能や必要性を常に検討していく必要があると考える。

(療育支援並びに療育支援に関する指導的機能について)

療育支援センターでは、保育士、幼稚園教諭、児童発達支援事業所職員、小学校教諭、特別支援教育関係者等に対して、療育に係わる知識や技法等の研修を行っている。研修の成果については、受講者数も非常に多く、受講者に対するアンケート調査の結果も非常に良好で、十分に機能しているものと感じた。

県内全域における活動としては、数年単位で県内の重点支援地域を定め、地域における療育事業推進の支援活動を行っている。また、各地域における自立支援協議会を支援するなどして、県内の支援体制の構築を目指している。

このようななかで、当センターは通所施設として佐賀地区における自立支援協議会に所属しているが、ここではあくまで構成員としての位置づけで、指導的な役割はあまり発揮されていない状況のようであった。

例えば、従来、佐賀市近郊で実施している研修を他の場所で開催する有効性の検討、就職前に有意義な機会が得られる大学コンソーシアム入職前研修受講者増加への取組、障害者の窓口の一つとなる相談支援専門員研修への積極的な関与等、自立支援協議会を所管する障害福祉課と連携を図り、県内全域における療育支援及び支援体制の構築を積極的に行っていくべきであると考えます。

3. 佐賀県立九千部学園

(1) 施設の概要

開設目的

知的障害のある方が、地域の中で、自立して働きながら生活することができるよう、食事や家事等の日常生活能力や就労に必要な知識、能力、マナー等の習得及び向上を支援するのを目的として、昭和37年6月30日に開園している。

・「県立福祉施設の将来方向」での県営継続決定

平成18年3月24日「県立福祉施設の将来方向」が「佐賀県立福祉施設あり方検討委員会」の報告等を踏まえ決定された。

この中で九千部学園の軽度知的障害者は、障害年金の受給が困難な場合があり、就労支援の必要性があること、障害者自立支援法の趣旨に合致すること等の理由から引き続き軽度の知的障害者の就労移行支援施設（県立）として継続運営していくこととされた。

・準拠法及び制度の変遷と運営

平成15年4月に措置制度に代わって支援費制度が導入され、平成18年4月には、準拠法としての知的障害者福祉法が障害者自立支援法へと移行した。しかし、相次ぐ違憲訴訟を踏まえ、平成25年4月に同法を廃止し、障害者総合支援法が制定され施行されるに至った。佐賀県立九千部学園は、民間施設に先駆けて平成20年4月に障害者自立支援法に基づく新体系へと移行し、その後も制度改正に対応した運営を行っている。

障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の障害者関連法も順次整ってきており、それに伴う制度の見直しや支援強化の動きを注視しながら、時代にあった学園の運営・体制等を検討していく。

所在地

鳥栖市原古賀町1307-1

開設年月及び沿革

昭和37年 6月 30日 開園（知的障害者福祉法に基づく更生施設として九州初）

昭和63年 10月 1日 自活訓練事業開始

平成 5年 10月 1日 生活支援事業開始（平成18年9月30日終了）

平成 9年 1月14日 園舎全面改築

平成20年 4月 1日 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設へ移行

施設の種類、規模等

軽度の知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための支援を行っている、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設であり、定員は69名（自立訓練23名、就労移行支援46名）である。

敷地面積（18,308.08㎡）、建物面積（3,739.66㎡）

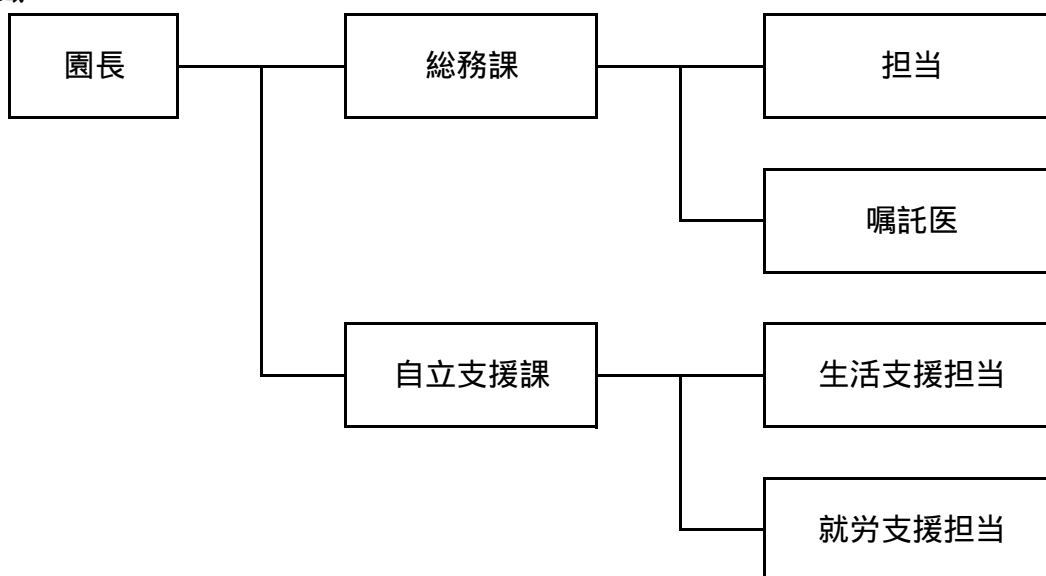
主要施設

- ・居住棟（4人部室：16室、2人部室：6室、男子棟、女子棟）、浴室、娯楽室等
- ・管理棟（事務室、医務室、静養室、会議室、相談室等）
- ・サービス棟（食堂、調理実習室、手芸室、縫工室等）
- ・その他（体育館、運動場、農園等）

管理形態

県による直営管理

組織



収支の推移

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
総務管理使用料	37	56	59
社会福祉使用料	161,793	145,276	123,055
生産物売払収入	1,414	965	1,092
社会福祉費受託収入	49	26	1
雑入	5,239	2,778	4,026
歳入計	168,532	149,101	128,233

人件費	192,651	216,360	213,045
正職員	188,863	212,730	209,272
非常勤職員	2,429	2,033	2,284
臨時職員	1,359	1,597	1,489
総務費			
民生費	131,391	101,363	60,300
社会福祉費	131,391	101,363	60,300
社会福祉総務費	2,348	1,938	2,203
障害者福祉費	65,235	57,312	53,800
社会福祉施設費	63,808	42,113	4,297
歳出計	324,042	317,723	273,345
収支差額	155,510	168,622	145,112

入園者の推移

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度
男子	14	7	13
女子	9	6	2
計	23	13	15

自活訓練棟利用者の推移

(単位：回、人)

	H27年度	H28年度	H29年度
昼自活	39(117)	20(60)	14(42)
夜自活	43(129)	2(6)	11(33)
計	82(246)	22(66)	25(75)

利用料金等

- ・サービス料 提供するサービスに要する費用の1割
(ただし、世帯の所得に応じて、負担の上限額が市町によって設定される。)
- ・食費・光熱水費 原則、自己負担
(ただし、世帯の所得に応じて、市町から給付がある。)
- ・医療費
- ・日用品費 生活用品、衣料、おやつや雑誌等購入費、散髪代等
- ・保護者会費(九千部会)会費 月500円

(2) 佐賀県立九千部学園が実施する諸業務

所掌事務の概要

(ア) 総務課

- ・総務に関すること。
- ・会計に関すること。
- ・施設及び設備の管理に関すること。
- ・給食に関すること。
- ・その他自立支援課の所掌に属さない事務に関すること。

(イ) 自立支援課

生活支援担当

- ・利用者の生活自立支援に関すること。
- ・利用者の定例行事等に関すること。
- ・利用者の教育娯楽及び体育支援に関すること。
- ・利用者の保健衛生に関すること。
- ・利用者の調理実習に関すること。
- ・関係機関との連絡調整に関すること。

就労支援担当

- ・利用者の就労支援に関すること。
- ・利用者の職業訓練、職場開拓に関すること。
- ・利用者の自活訓練に関すること。
- ・関係機関との連絡調整に関すること。

入園初年度を生活コース（自立訓練）、2年目、3年目をそれぞれ就労基礎コース、就労実践コース（就労移行支援）として、概ね3年間の支援により卒園後の就職、社会的自立を目指している。

【支援のコンセプト】

利用者本位の支援
適切な情報管理（情報の保護と情報公開）
社会性豊かな学園を目指す

主要な事業の概況

事業名：知的障害者の就労支援事業

目的：利用者の就労支援

県立であることへの信頼感が、障害者の就労に関して事業所との相互理解を深める。また、家族の経済的な負担の軽減を図りながら、専門的な知識と多角的な視点で支援に取り組める県立ならではの優位性がある。

支援目標

1. 生活自立支援は、買い物や金銭管理、交通機関の利用、調理訓練等により、日常生活能力を高め、社会生活に必要な能力を養う。
2. 就労移行支援は、職業訓練や職場実習等により、勤労意欲を高め、就労に必要な能力を養い自立への支援を行う。
3. 施設入所支援は、宿泊訓練を通して、規則正しい生活やコミュニケーション能力、良好な人間関係の構築などの支援を行う。

具体的支援項目

○生活自立支援（生活訓練、保健衛生、栄養管理）

- ・身辺の確立、交通機関の利用、金銭の理解及び管理、簡単な料理、生活上必要な公的機関の利用、円滑な人間関係、礼儀作法
- ・責任と義務、協力と奉仕、規律と秩序、意思表示、人の意見を聞く態度、感謝の心
- ・家事一般（室内外の清掃、洗濯、調理、生活用品及び電気器具の使用、布団干し等）
- ・体育、レクリエーション、自主外出、買い物指導、理美容、読書、工作
- ・クラブ活動（生花、エアロビクス、サッカー）、自治会活動
- ・健康管理、疾病予防と早期治療、定期健康診断、通院、治療、服薬
- ・日本人の食事摂取基準に基づく、性別、年齢、身体状況に応じた栄養ケア計画による食事の支援

○就労移行支援（作業訓練、職場実習）

- ・農芸（作業管理、整地作業、除草作業、農機具の使用など）
- ・園芸（ハウス管理、花苗育苗、植物の防虫病気対策、整地除草作業など）
- ・ブロック製造（作業順序、要領、運搬、マシンの組立及び分解など）
- ・縫工（ミシン、裁縫の基礎、縫工作品作り）
- ・手芸（編み物、作品作り） ・加工（紙重箱組立作業など）
- ・職場実習（就労実践コース）
- ・職場体験実習（就労基礎コース）

委託事務の状況

入札は、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。
随意契約に関する手続きは、佐賀県財務規則に基づき適切に実施されているかを確認した。

関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

会計管理等の状況

(ア) 現金管理

現金出納簿が適時・適切に記載され、網羅的かつ正確に記録されているかを検討した。

ブロック、野菜等の生産品が一般の方にも現金により販売される。総括、歳入金、つり銭準備金の三枚で出納管理が行われている。

現金出納処理は適切に処理されていることを確認した。

(イ) 領収証の管理

領収証は、領収証綴り及び領収証書発行番号整理簿が作成されており、連番管理等適切になされているかを検討した。

領収証の管理は適切に処理されていることを確認した。

(ウ) 切手の管理

切手は、切手・ハガキ使用簿、需用品等出納・供用簿により出納管理されており、金庫に保管されている。使用の都度出納を締め、現物との照合を行っている。

切手の管理は適切になされていることを確認した。

財産の管理状況

担当者への聞き取り及び現場の視察を実施し、管理状況を確認した。
上記の管理状況が、県の規則等に従っているか確認した。

関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

個人情報保護の状況

九千部学園では、入所する利用者の個人情報を扱っており、個人情報取扱事務登録簿を作成して管理している。その他ルールに関しても、佐賀県のルールに準じている。

個人情報保護の状況は、適切に運営されていることを確認した。

安全対策等の状況

安全対策として危機管理マニュアルを作成している。農園芸作業における危険ポイント、ブロック作業における危険ポイント、縫工・手芸作業における危険ポイント、調理実習における危険ポイント、自活訓練作業における危険ポイント等を定める。年一回はマニュアルの見直しも行う。その他ルールに関しても、佐賀県のルールに準じている。

安全対策の状況は、適切に運営されていることを確認した。

(3) 監査の結果

各項目に記載のとおり、関係法令、規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が適切に実施されているものと認められた。

(4) 監査意見

【作業訓練による生産物（ブロック）の管理について】

就労移行支援事業の職業訓練の一環として、ブロック製造を作業訓練として実施している。材料の仕入れから運搬、練混ぜ、成形、養生、脱型等のブロック製造に係る一連の製造工程を訓練することができ、さらに成形マシンの組立や分解等の作業も経験でき工場等に関する有意義な職業訓練の一つとなっている。

生産したブロックについては、ブロックの種類に応じた金額で外部へ販売しており生産物売払収入として受け入れている。製品の在庫管理については、毎月、生産数量と販売数量を管理しており、特に問題ないものと思われた。

しかし、販売製品については、道路沿いから少し入ったところであるが、比較的人目の付きやすいところに山積みしており、監査時は、だれでも自由に入ることが可能な状況であった。一個当たりの販売単価は@100円～140円で、平成28年度末残高の評価額は、162,270円であり高額ではないかもしれないが、県有資産であり生産物の管理訓練の意味からも改善が望まれる。

【自活訓練棟の利用状況について】

九千部学園の敷地内、体育館の南側に平屋の自活訓練棟が建っている自活訓練棟は、入園者が自分たちだけで自立訓練（生活訓練）を実施するための施設であり、利用者はここから九千部学園に通うことによって、自分たちで炊事、洗濯、入浴、就寝等の訓練を行うことになる。

この自活訓練棟の利用状況は(1) 自活訓練棟利用者の推移に記載のとおりであり、近年の利用状況は、有効利用されている状況とはいいがたい。

近年の入園者減少の中で、三人一組（男子3人か女子3人）での利用であり、しかも施設外での職場実習等の際は園内利用者がさらに少なくなるため、利用頻度が少なくなるのはやむを得ない部分はあると思うが、訓練のためには有意義な県有財産であると思われるので、有効利用されていない場合には、利用向上や新たな利用法の開発に向けて取り組むことが望ましい。

【広報活動等について】

(1) 入園者の推移に記載のとおり、近年、入園者は大幅に減少傾向である。確かに、身近なところに知的障害者を受け入れる特別支援学校が増え、知的障害者が親元を離れて、集団生活することは大変なことであり、わざわざ子供に大変な思いをさせることはしたくない親が増えて来ているのが、現実かもしれない。しかし、親がいつまでも子供の世話をできるかどうかわからないし、少しでも子供の自立を望んでいる保護者がいるかも知れない。その為には、当該学園の存在やその役割機能さらに充実した事業内容等を十分に広報していくことが必要と思われる。

現在、学園説明会前に特別支援学校や中学校等に学園案内を出しているとのことであるが、案内を受け取った担当の先生によっては情報提供に温度差がある場合もあり、また特別支援学校は最近学校自体で就労支援にも力を入れていることもあり、当該学園の役割機能を積極的に保護者等に情報提供していない可能性もある。

九千部学園の存在や役割機能については、ホームページや視察見学の積極的な受入れなどでPRされているが、直接生徒や保護者に広報するような機会を積極的に取り組むことが望ましいのではないだろうか。

4. 佐賀県精神保健福祉センター

(1) 施設の概要

開設目的

精神保健福祉センターは、精神保健福祉法（略称）の規定に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術援助機関として、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談、組織育成、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）にかかる判定事務、精神医療審査会の事務局事務等を行うとともに、佐賀県精神保健福祉協会の事務局事務も担当する。

近年は、「自殺対策基本法」の改正（H28年4月施行）、「アルコール健康障害対策基本法」の施行に伴う「アルコール健康障害対策基本計画」の策定（H28年5月）、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」の施行（H28年6月）等に伴い、県としても新しい計画の策定や体制の整備を進めている。

所在地

小城市小城町178-9

開設年月及び沿革

昭和31年10月	『精神衛生法』第7条の規定に基づき、「佐賀県立精神衛生相談所」を佐賀保健所(佐賀市水ヶ江)内に設置
昭和40年 6月	『精神衛生法』改正 「精神衛生センター」を各都道府県に設置することが規定される
昭和58年11月	佐賀保健所・衛生研究所と併設の新庁舎建設(佐賀市八丁畷)
昭和59年 1月	「佐賀県精神衛生センター」発足(新庁舎2階の一角)
昭和62年 9月	『精神衛生法』から『精神保健法』への改正
昭和63年 7月	『精神保健法』の施行に伴い、名称を「佐賀県精神保健センター」(法第7条)と改称
平成 7年 5月	『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律』の制定に伴い、名称を「佐賀県精神保健福祉センター」に改称
平成10年 1月	庁舎を「小城市小城町178-9」に移転 平成10年1月5日業務開始

施設の種類、規模、開所時間等

(ア) 種類、規模

精神保健福祉センター

事務職員 3名

技術職員 5名

非常勤職員 5名

敷地面積 1,924.86㎡ 建物延面積 902.4㎡

県内全域からの相談に対応する。

佐賀こころの電話は県外居住者も対応しており、増加傾向にある。

(イ) 開館時間

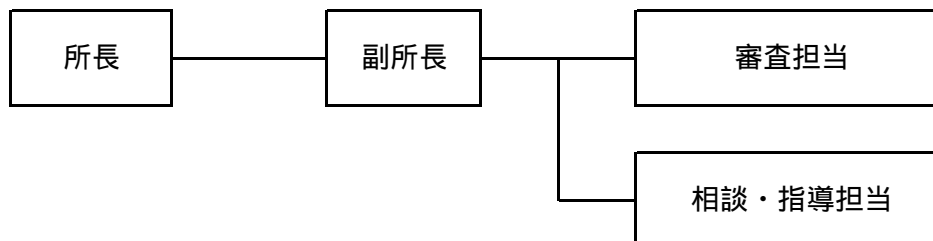
平日 8:30～17:15

平日 9:00～16:00 (佐賀こころの電話)

管理形態

県による直営管理

組織



収支の推移

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
公衆衛生使用料	9	10	9
公衆衛生手数料	-	1	-
公衆衛生費補助金	-	-	-
雑入	37	61	31
歳入計	46	72	40
人件費	82,280	70,284	80,006
正職員	74,526	62,469	72,325
非常勤職員	7,141	7,152	7,017
臨時職員	612	663	663
社会福祉費			
社会福祉総務費	-	50	3
旅費	-	50	3
社会福祉施設費	39,437	300	-
需用費	-	300	-
委託料	4,390	-	-
工事請負費	35,047	-	-

公衆衛生費			
精神保健費	6,288	6,596	4,884
報酬	1,396	1,358	1,235
報償費	947	1,017	1,075
旅費	1,191	1,117	952
需用費	875	949	933
役務費	484	539	603
委託料	1,296	1,533	-
使用料及び賃借料	96	79	83
負担金、補助及び交付金	3	4	3
精神保健福祉センター費	11,519	10,937	11,841
報酬	4,719	4,944	4,922
共済費	625	648	680
賃金	612	663	663
報償費	135	92	152
旅費	532	524	524
需用費	2,251	1,424	2,094
役務費	337	351	362
委託料	2,105	2,052	2,091
使用料及び賃借料	40	75	178
負担金、補助及び交付金	163	149	175
公課費	-	15	-
医薬費			
薬務費	566	346	375
報酬	400	200	180
報償費	81	55	24
旅費	35	37	119
需用費	27	30	30
役務費	16	17	17
使用料及び賃借料	7	7	5
歳出計	140,090	88,513	97,109
収支差額	140,044	88,441	97,069

平成27年度の社会福祉施設費が膨らんだのは、防水工事及び空調の入替え工事等による歳出のためである。

利用者数等の推移

	H27年度	H28年度	H29年度
インターネットによるHPの更新作成及び公開	9回	10回	12回
本・ビデオ等の貸し出し状況	23回	12回	10回
講演会・キャンペーン等	1,939人	1,467人	1,169人
教育研修・技術指導・会議	1,007人	1,929人	1,917人
技術指導・援助	279件	347件	325件
各種会議	124回	169回	198回
来所相談	327件	283件	219件
電話相談	2,307件	1,811件	1,932件
電子メールによる相談	15件	9件	23件
佐賀こころの電話	2,371件	2,364件	3,012件
ひきこもり家族のつどい	75人	79人	74人
薬物乱用・依存家族教室	18人	3人	2人
ギャンブル依存症家族教室	52人	20人	48人
アイメッセージ・ミーティング	32人	31人	44人
合同家族教室	13人	14人	8人
組織育成・支援	60件	44件	49件

利用料金等

無料

(証明書発行の際に350円の手数料が発生する)

(2) 佐賀県精神保健福祉センターが実施する諸業務

所掌事務の概要

精神保健福祉センターは、精神保健福祉法（略称）の規定にもとづき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術援助機関として、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備え、以下のような業務を行う。

(ア) 企画立案・・・県の精神保健福祉主幹部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から提案や意見具申等を行う。

(イ) 技術指導及び技術援助・・・保健福祉事務所、市町及び関係諸機関に対し、専門的立場から技術指導・援助を行う。

(ウ) 人材育成・・・精神保健福祉業務に従事する職員等に専門的研修等の人材育成を行い、技術的水準の向上を図る。

(エ) 普及啓発・・・都道府県規模で一般住民に対し普及啓発を行うとともに、保健福祉事務所・市町が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(オ) 調査研究・・・精神保健福祉活動や精神障害者の社会復帰の促進等に係る調査研究をするとともに、統計資料の収集整備と資料提供を行う。

(カ) 精神保健福祉相談・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。

(キ) 組織育成・・・地域精神保健福祉の向上を図るために、家族会等の県単位の組織の育成に努め、地区単位での組織活動に協力する。

(ク) 精神医療審査会の審査に関する事務

(ケ) 自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

主な実施事業

(ア) 思春期精神保健福祉相談事業

地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健福祉に関するより専門的な相談対応と、関係者に対する技術的な支援等を行うことにより、思春期課題への早期対応や精神疾患の発症予防を図る。

(イ) 薬物関連問題相談事業

薬物関連問題の発生予防・早期対応・再乱用防止を目的に、薬物関連問題に関する一般県民への知識の普及、相談指導、当事者や家族の回復支援等、総合的な対策を実施する。

(ウ) 地域自殺対策強化事業・自殺総合対策支援事業

自殺の大きな原因であるうつ病及び依存症等のハイリスク群対策と、一般県民への普及啓発、コミュニティ支援、ゲートキーパーの養成等の総合的な自殺予防対策を行うことで、地域の実情に応じて、段階的に事業を展開し、自殺死亡率の減少につなげる。

会計管理等の状況

(ア) 現金管理

現金出納簿が適時・適切に記載され、網羅的かつ正確に記録されているかを検討した。

現金処理が発生するのは、証明書の発行手数料350円を受け入れる時のみであり、頻度も少ないものであった。

現金出納処理は適切に処理されていることを確認した。

(イ) 領収証の管理

領収証は、領収証綴り及び領収証書発行番号整理簿が作成されており、連番管理等適切になされているかを検討した。

領収証の管理は適切に処理されていることを確認した。

(ウ) 切手の管理

切手は、需用品等出納・共用簿により出納管理されており、金庫に保管されている。毎月末に出納を締め、現物との照合を行っている。

切手の管理は適切になされていることを確認した。

財産の管理状況

担当者への聞き取り及び現場の視察を実施し、管理状況を確認した。

上記の管理状況が、県の規則等に従っているか確認した。

関係法令・規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が実施されているものと認められた。

個人情報保護の状況

精神保健福祉センターでは、特にナイーブな個人情報を取り扱う事から情報漏洩等には特に注意を払っている。インターネットを介しての漏洩が最も危険なため、紙での情報管理が多く、鍵付きロッカーに保管をしている。メモ等を机に置いたままにすることもない。また、パソコンに情報を保管する時は、パスワードを設定することを徹底している。その他ルールに関しても、佐賀県のルールに準じている。

個人情報保護の状況は、適切に運営されていることを確認した。

安全対策等の状況

非常時には精神保健センター内の連絡網に従い連絡がとられ、更なる緊急時には15分以内にトップまで連絡が到達する15分ルールも用意される。その他ルールに関しても、佐賀県のルールに準じている。

安全対策の状況は、適切に運営されていることを確認した。

(3) 監査の結果

各項目に記載のとおり、関係法令、規則等に準拠して取引がなされ、内部手続が適切に実施されているものと認められた。

(4) 監査意見

【自殺対策普及啓発事業ラジオ番組放送業務の委託契約について】

平成28年度、佐賀県精神保健福祉センターは株式会社エフエム佐賀との間において、自殺対策普及啓発事業ラジオ番組の放送業務の委託契約を結んでいる。委託契約の内容は、ラジオ番組「19BOX(ジュークボックス)～あの日の忘れ物～」の中で自殺予防等の広報を行うものである。放送回数は、毎週月曜日の15時から55分間、一回の番組に20秒の広報を4本組み入れるというものである。委託料は、年額1,296,000円(消費税込み)。契約期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間。

この契約は取扱一店のため随意契約とされ、その理由は、「当番組は対象者を30～60代の方を対象としており、懐かしい日本のポップスを中心にノンストップ・フルコーラスで音楽を流す内容であり、その中で自殺予防などの広報を行うには最適な番組である」としている。確かに、自殺の多い年齢層にターゲットを絞った番組で広報を行うのは効果的・効率的であるが、しかし、30～60代を対象とする番組は当該番組だけではない。また、AM放送局もあり、さらには佐賀県内でも他の新興エフエム放送局が開局したという状況にある。かかる環境の中で、株式会社エフエム佐賀の当該番組を取扱一店とするのは、無理がある。

公平・中立性の観点、最小の経費で最大の効果をあげるためにも、安易に随意契約とすべきではないと考える。

【公印の管理について】

基本的に佐賀県総合福祉センターと同様。

・社会福祉法人に対する指導監査

1. 社会福祉法人に対する指導監査

(1) 制度の概要

指導監査とは

社会福祉法人はその非営利性・公益性から、運営にあたって強い公的規制を受け、所轄庁の監督下に置かれている。所轄庁による社会福祉法人の監督の一環として法人に対する指導監査の制度が設けられている。この指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としたものである（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」平成29年4月27日）。

所轄庁は指導監査により法人の業務及び財産の状況を検査し、その結果として法人運営に適正を欠くと認めた場合には改善命令を発することができる。また、法人が改善命令に従わない場合は、業務停止命令または役員の解職勧告をすることができ、さらに、他の方法により監督の目的を達することができないなど、一定の事由に該当した場合には、解散命令を発することができる（社会福祉法第56条）。このように、社会福祉法人の適正な運営を担保する重要な機能を有する指導監査には、強い処分権限が付与されている。

なお、広義には、指導監査には社会福祉施設の適正な運営を確保されるために行ういわゆる「施設監査」（社会福祉法70条、個別法）が含まれるが、今回の包括外部監査では、「法人監査」とも呼ばれる社会福祉法人全般の運営に対する指導監査を主な対象とした。したがって、以下で使用する「指導監査」の文言は「施設監査」は含めない意味で使用している。

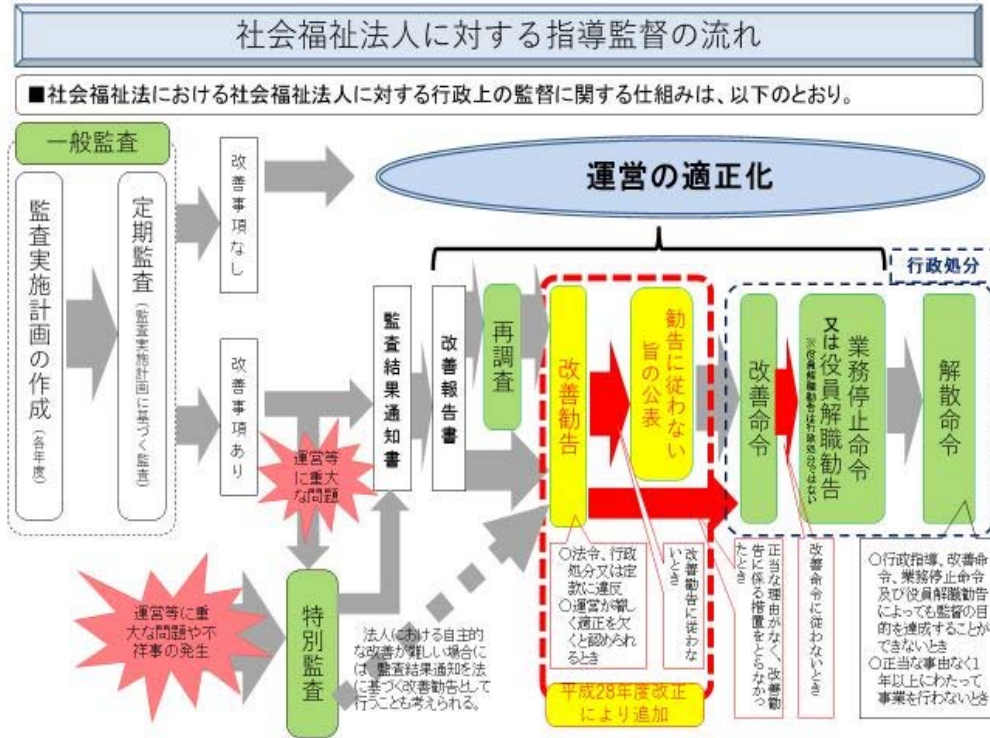
指導監査制度の見直し

指導監査は、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）等の施行によるいわゆる社会福祉法人制度改革の一環として、また、これまでの監査における問題点や課題をふまえて内容の見直しが実施された。新たな指導監査の基準として「社会福祉法人指導監査実施要綱」（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他連名通知の別添）が制定され、平成29年度からの指導監査はこの新しい基準に基づいて実施されている。

新しい基準では、社会福祉法人制度改革により強化された法人のガバナンスや新しい情報公開等による法人の自主的・自律的な運営を前提とした監査となるよう監査事項が整理され、また、行政監査と会計監査人監査等との関係が明確化され監査周期の見直し等が実施された。さらに、基準の曖昧さや解釈の違いなどによりこれまで発生していたローカルルール（地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制）を是正するために基準がより明確化され、また、指導監査ガイドラインや指導監査に関するQ&Aが整備された。

指導監査の種類

指導監査の種類には一般監査と特別監査がありいずれも実地において行われる。一般監査は一定の周期で実施される定期監査であり、特別監査は運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施される監査である。特別監査は、一般監査の内容に加え問題の原因を把握するために必要な詳細な監査が行われ、また、改善がなされたと認められるまで継続される。



厚生労働省「平成29年度社会福祉法人指導監査ブロック別担当者研修会資料」より

指導監査の周期

指導監査の周期については、一般監査は、法人の運営について、法令及び通知等に照らして特に大きな問題が認められないなどの要件を満たす場合原則として3年に1回となった。これにより、大きな問題が認められない法人に対する監査の周期は2年に1回とされていた制度改正前に比して延長され、所轄庁の事務負担は軽減されたと認められる。一方で、今後は大きな問題が認められる法人に対して重点的によりきめ細かな監査の実施が期待されている。

監査周期等の見直しによる重点化について

- ◆ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化が図られている等、良好と認められる法人に対する監査の実施周期を延長する。
- ◆ 一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、継続的な監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

見直し前の一般監査の周期		見直し後	
法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人。	2年に1回	法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人。	3年に1回を原則（※）
外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。	4年に1回とすることが可能	会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。	活用状況に応じて以下の取扱いが可能
苦情解決への取組が適切に行われており、以下のいずれかの内容に積極的に取組み、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めている判断するとき。 ・福祉サービス第三者評価事業の受賞、公表（ISO9001認証取得施設も同様とする。） ・地域社会に開かれた事業運営 ・先駆的な社会貢献活動の取組	同上	会計監査人を置く法人	5年に1回まで延長可
上記以外の法人	（継続的な実施）	公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人	同上
		専門家による財務会計の支援を受けた法人	4年に1回まで延長可
		苦情解決への取組が適切に行われており、（略）良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するとき（同左）	4年に1回まで延長可
		上記以外の法人	継続的な実施

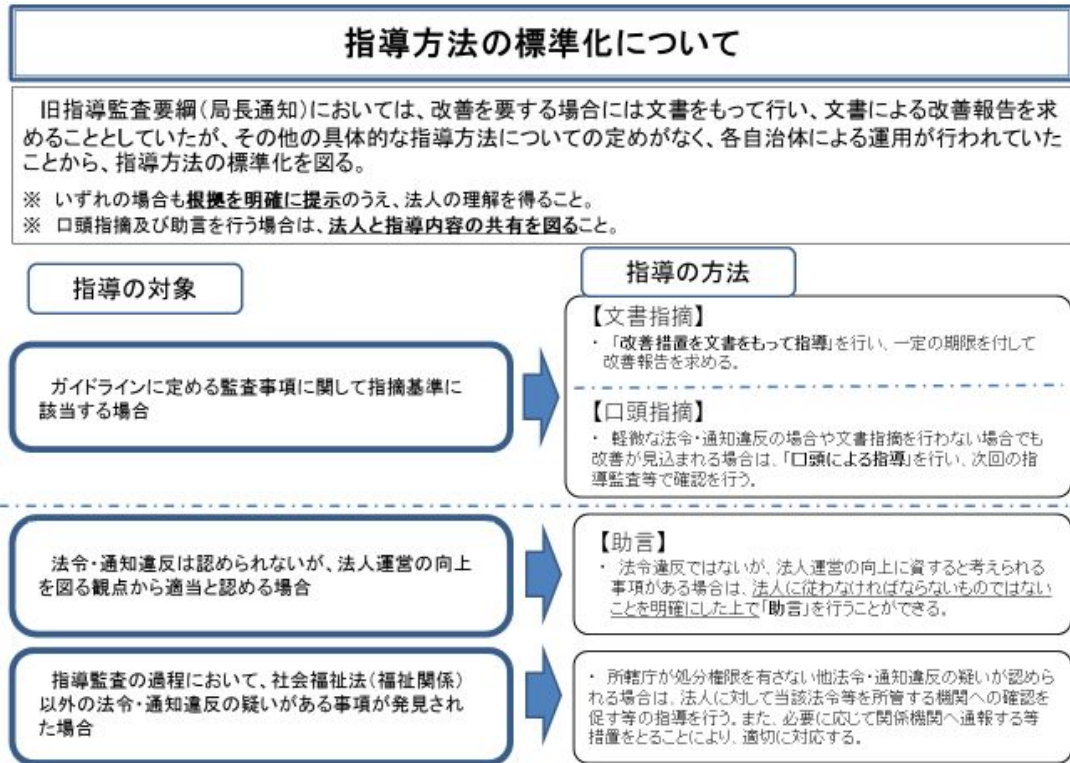
（注）監査周期については、年度単位で判断する。

（※）法人監査と施設監査と監査周期が異なる場合、それぞれの周期で実施することが非効率であり、併せて実施することが、所轄庁と法人の双方に効率的・効果的である場合など特別な事情がある場合は、異なる周期の設定が可能。

厚生労働省「平成29年度社会福祉法人指導監査ブロック別担当者研修会資料」より

指導方法の種類

指導監査の指導方法には文書指摘と口頭指摘がある。文書指摘とは、法令又は通知等の違反が認められる場合、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導することである。口頭指摘とは、法令又は通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合又は違反について文書による指導を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭により指導することである。その他、法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行くことがある。この指導方法について、今回の制度改正でガイドラインに示された指摘基準に該当する事項のみが文書指摘事項とされるなど、明確な定めがなされて標準化され、ローカルのルール是正が図られた。



厚生労働省「平成29年度社会福祉法人指導監査ブロック別担当者研修会資料」より

(2) 佐賀県における指導監査業務の概要

佐賀県における指導監査の概要

佐賀県が所轄する社会福祉法人()の指導監査は、佐賀県が先述の「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき作成した「社会福祉法人等指導監査要綱」に基づき、健康福祉部福祉課の監査担当職員3名で行っている。

一般監査については毎年5月中旬頃に指導監査の計画を策定し、7月から翌年1月にかけて実地監査を実施する。監査対象先は要綱に定めた周期に基づき選定する。対象法人には原則として監査実施日の2か月前までに通知するものとしており、実務上は6月頃には事前通知を行っている。

県の監査は、原則として監査対象法人に対して3名を配置し、法人運営全般について1名、会計について2名の担当者が1日をかけて指導監査を実施する。ただし、大規模な法人については規模に応じて拠点をいくつかに分け、複数日をかけて実施する。

佐賀県では、厚生労働省による「指導監査ガイドライン」に基づいて「チェックリスト」を作成しており、対象法人は指導監査に先立ちこの「チェックリスト」に記入し(自己チェック)、監査に必要な資料とともに県に監査実施日の1週間前までに提出することが求められている。指導監査担当者はこれらの資料をもとに事前に十分な内部検討を行い、実地監査において法人の担当者への質問や関係書類の閲覧等を通じて法人・施設等の運営状況等を確認する。

指導監査終了後は担当者全員による協議において指導監査結果を検討し、文書指摘に該当すると判断された場合には「指導監査結果通知書」を対象法人に通知する。通知後2か月以内を期限として法人より「改善状況報告書」により改善状況の報告を受けることとしている。この報告には理事会議事録の写し、監事の意見書及び証拠書類等の添付を求めている。県はその内容を検討し、不十分であった場合は、再度検討を指示する。

なお、佐賀県では、口頭指摘事項及び助言事項についても文書指摘事項とは別の文書により対象法人に通知し、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮している。

社会福祉法人の所轄庁は、社会福祉法第30条に以下の通り定められている。

区分	所轄庁
下記以外	主たる事務所の所在地の都道府県知事
主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人でその行う事業が当該市の区域を越えないもの	市長(特別区の区長を含む)
主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人でその行う事業が1つの都道府県の区域内において2つ以上の市町村の区域にわたるもの及び地区社会福祉協議会である社会福祉法人	指定都市の長
社会福祉法人で行う事業が2つ以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣

当該規定に基づく平成29年7月1日時点における佐賀県内の社会福祉法人の所管状況は以下の通り。

社会福祉法人指導監査業務の所轄官庁別法人数（平成29年7月1日現在）

所轄官庁	佐賀県	佐賀市	唐津市	鳥栖市	多久市	伊万里市	武雄市	鹿島市	小城市	嬉野市	神埼市	合計
法人数	60	59	23	12	13	22	16	15	7	10	6	243

佐賀県における指導監査の実施状況

佐賀県における平成27年度、28年度及び29年度の指導監査の実施状況は以下の通りである。

佐賀県による一般監査の実施状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	監督法人数	監査実施数	監督法人数	監査実施数	監督法人数	監査実施数
社会福祉法人	56	30	60	37	60	22
実施率	54%		62%		37%	
その他	-	5	-	4	-	3

（ 1 ）その他に記載の実施数は、こども未来課またはこども家庭課の施設監査の応援依頼で会計監査を実施した件数である。

（ 2 ）実施数については法人の規模等が異なるため年度ごとに多少の変動がある。なお、平成29年度からは先述の通り指導監査の周期が見直されことにより監査実施数が減少している。

佐賀県による特別監査の実施状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	監督法人数	監査実施数	監督法人数	監査実施数	監督法人数	監査実施数
社会福祉法人	56	-	60	-	60	-
実施率	0%		0%		0%	

（ ）3力年で特別監査として実施したものはない。

佐賀県における指導監査の結果
 佐賀県における平成27年度、28年度及び29年度の指導監査の実施結果は以下の通りである。

文書指摘事項

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人運営	65	55	41
資産管理	17	8	8
会計管理	189	137	56
計	271	200	105

() 先述のとおり平成29年度より指導監査の新基準が適用され、ガイドラインに示された指摘基準に該当する事項のみが文書指摘事項とされることとなった。これにより、従来佐賀県では文書指摘としていたものが口頭指摘になるなどしたため、文書指摘件数は減少している。

文書指摘の主な内容

区分	主な内容
法人運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会、評議員会の開催手続が不適切 ・ 役員、評議員の選任が不適切 ・ 役員選任関係書類の不備（履歴書等） ・ 情報公開の不履行 ・ 理事会等の議事録の記録及び保存が不適切
資産管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産管理が不適切（固定資産管理台帳の不備等）
会計管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理事務処理が不適切 ・ 規程類の不備 ・ 諸帳簿の不備 ・ 決算関係書類の不備

(3) 根拠法令・条例・要綱等

- ・ 社会福祉法
- ・ 社会福祉法人指導監査要綱（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他連名通知別添）
- ・ 指導監査ガイドライン（「社会福祉法人指導監査要綱」別紙）
- ・ 「社会福祉法人等指導監査要綱」（佐賀県）

(4) 監査の実施状況

監査に際し確認した主な書類

- ・ 佐賀県「社会福祉法人等指導監査要綱」
- ・ 指導監査にあたって法人より提出された資料（チェックリスト、法人の定款、規程等、計算書類等、組織図、登記簿謄本等）
- ・ 指導監査結果通知書
- ・ 指導監査結果に対する改善状況報告書及びその添付資料

監査の実施状況

関連する法令や要綱等を確認し、 に記載の関係書類の閲覧及び担当者への質問を実施し、また、平成30年11月に実施された県の指導監査の現地監査への立会を実施し、指導監査の実施方針や実施状況の妥当性について確かめた。

平成29年度の指導監査対象先の中から5法人、また、平成28年度の指導監査対象先の中から1法人、さらに、平成27年度に措置命令を行った監査対象先1法人を選定し、 に記載の指導監査にあたって法人より提出された資料、チェックリスト、指導監査結果通知書、改善状況報告書等関係書類の閲覧及び担当者への質問を実施し、主に、文書指摘事項や口頭指摘事項がガイドラインの指摘基準に照らして適切なものであったかどうか（平成29年度のみ）、法人からの改善報告が適時かつ適切になされているかどうかについて確かめた。

(5) 監査の結果

包括外部監査の結果は次のとおりである。

- ・ 指導監査の計画は、関係法令及び要綱等に基づき、年度当初に適切に策定されていることを確認した。
- ・ 指導監査は指導監査計画に基づき、現地監査により実施されていることを確認した。
- ・ 指導監査の文書指摘事項は、ガイドラインに定める指摘基準に該当していることを確認した（平成29年度のみ）。
- ・ 文書指摘事項に関して、以下の点を除き、法人より改善報告書が適時に提出され、改善が図られていることを確認した。

【社会福祉法第59条の2に基づく社会福祉法人の情報公開の徹底について】

社会福祉法人は、定款の内容、理事、監事及び評議員（以下「役員等」。）に対する報酬等の支給の基準、計算書類、役員等の名簿及び現況報告書を、インターネットを活用して公表することが義務付けられている（社会福祉法第59条の2及び同法施行規則第10条）。

このうち、計算書類及び現況報告書については、平成29年度から、独立行政法人福祉医療機構が運営する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において公表されており、その他の情報は基本的には各社会福祉法人のホームページにおいて公表されている。ただし、ホームページが存在しない等法人が公表を行うことができないやむを得ない事情があると所轄庁が認めるときには、所轄庁のホームページで公表するなどの支援を行っている。

この点について、平成29年度の指導監査で役員等の報酬等の支給基準が定められていない点及びそれらがインターネットで公表されていない旨の文書指摘を行ったにもかかわらず、平成30年度の11月の時点で支給基準を公表していない法人が検出された（当該法人はホームページを有している）。法人からの改善状況報告書では基準を定める旨の報告がなされていたが、その公表については触れられていなかった。指摘事項については、すべての事項について改善報告を受けて内容を検討し、改善状況を確かめる必要がある。

また、これに関連して、佐賀県では、11の社会福祉法人について、ホームページを有していないなどの理由で県のホームページ上で必要な情報公開を行っている。しかしながらこのうち2法人の情報が「提出待ち」の状態となっており公表されていなかった。今後は、社会福祉法人の情報公開制度の運用を徹底する必要がある。

（6）監査意見

【引当金について】

社会福祉法人は、必要に応じて徴収不能引当金、賞与引当金及び退職給付引当金などの引当金の計上を行わなければならない（社会福祉法人会計基準第5条第2項等）。指導監査のガイドラインにおいても、法人がこれらの引当金を適正に計上しているかどうかについて、法人が作成した明細書や引当金計上の必要性の有無を検討している資料などを確認することが求められている。

平成29年度の指導監査で、職員賞与支出が計上されているにもかかわらず、賞与引当金が計上されていない法人や、現況報告書で「法人独自で退職手当制度を整備」と記載しているにもかかわらず退職給付引当金を計上していない法人があった。この点について、指導監査において引当金の計上の要否の検討が不十分であった。少なくともこのような法人については、引当金計上の要否について指導監査で検討すべきであったと考える。

社会福祉法人の会計に関しては、平成29年度に会計基準が大きく変わり、会計の区分の再編成や経理規程の見直しなどが必要であり、詳細な監査と指摘がなされていた。今後は引当金項目といったその他の項目についても検討を実施し、社会福祉法人の経営基盤を強化し、財務の透明性をより高めていくことが望まれる。

なお、引当金計上の適正性については、佐賀県のチェックリストにおいて「退職給付引当金を適正に表示しているか」「賞与引当金を適正に表示しているか」というチェック項目があるだけで、具体的なことは記載されていない。自己点検をした法人がこれらの項目にチェックをつけていない場合もあった。引当金など専門的な知識を要する論点については、法人側の理解が不足していることも考えられるため、研修の実施やチェックリストの質問をより詳細なものすることで、指導監査がより効率的・効果的なものになるのではないかと考える。

【運営等に重大な問題を有する法人に対する指導監査について】

平成27年度に措置命令を行った法人に対する指導監査について、佐賀県は特別監査ではなく一般監査として指導監査を実施していた。

(1) 制度の概要 監査の種類に記載の通り、一般監査が指導監査ガイドラインに従って実施される定期監査であるのに対し、特別監査は運営等に重大な問題を有する法人を対象としたより詳細な監査である。

この点、当該措置命令は、借入金償還及び利息支払を延滞するまで経営が悪化し、また、経理規程を無視した理事長の親族などへの不適正な仮払金を支出するなどの複数の重大な問題があった法人に経営改善などを求めたものである。このことから当該法人は運営等に重大な問題を有する法人であると認められ、特別監査とすべきであったと考える。県では一般監査としての分類をしていたものの、実際は、実地監査を通常より1日多く実施し、かつ監査担当者も1名多く配置して監査を実施しており、過去の重要な指摘事項に対するフォローも継続して行われ、平成29年度までに一定の改善が認められていた。しかし、指導監査の制度改正で、平成29年度からは一般監査と位置づけるとガイドラインに示されたものだけが文書指摘事項とされることになったため、措置命令当時から継続している重要な問題が文書指摘ではなく口頭指摘や助言として伝えられていたり、いずれにも記載されていないものがあった。法人からの改善報告は文書指摘事項に対するものだけ受けることとなる。正式な回答を受けなければ問題が未解決のままとなる可能性を否定できず、このような状況は適当ではないと考える。

今後は、このような重大な問題のあった法人に対しての指導監査は特別監査と位置づけ、一般監査の枠を超え、必要な事項は文書指摘としてフォローを継続する必要があると考える。

【指導監査の体制について】

社会福祉法人の不祥事は全国的に発生しており、佐賀でも過去に行政処分を行っている。社会福祉法人の経営組織のガバナンスや財務規律の強化が図られたことは先述の通りであり、一義的には法人が自主的に健全な経営を行う必要がある。ただし、いかなるガバナンスにも限界はあり、所轄庁による指導監査は依然として重要な意義をもつと考えられる。通常の間査周期を延長し監査の重点化を図るといった先の指導監査の制度改正の趣旨に照らし、指導監査の体制の見直しをすることは有意義であると考えられる。

特に、重大な問題を検出した場合の特別監査の体制について、所轄庁が行政処分を実行するには、正当な理由と、それを裏付ける適切な根拠が必要となる。また、資金の不適切な支出の疑い等がある場合には詳細な調査をした上で返還を求めるが、そのすべてを立証することは決して容易ではない。本来ならば不適切な支出に関してはすべての返還を求めて責任を追及すべきであるので、できるだけ事実を明らかにする必要がある。また、例えば何らかの不正の疑いのある法人は、他の不正も同時に行っている可能性があるかもしれないと考えるべきである。

このことから、特別監査に際しては、通常の間査の体制では十分ではなく、間査範囲の拡大、関係する部署や市町との連携は不可欠である。この点について、県では、回覧で情報の共有を図っており、また、関係課から間査のメンバーに加わるなど体制を強化している。今後はさらに、問題が発生した場合には速やかに責任者を定めて関係各部署や関係する市町を加えたチームを結成するなど、より積極的な連携を図ることを考えてはどうか。また、必要に応じて外部専門家をチームに加えることで実効性のある対応を効率的に実施できると考える。そして、この特別監査の臨時体制を要綱に明記することで、緊急時の速やかな対応が可能になるのではないかと考える。

超高齢化社会、福祉サービスの多様化、福祉事業を行う主体の多元化など、社会福祉法人は大きな転換期にあるといえる。社会福祉法人にも効率化、地域特性を活かした差別化、連携といった経営戦略が求められる。そのような中で、社会福祉法人がさまざまな課題を乗り越えてその事業を継続していくには、所轄庁が今後も指導監督機能を十分に発揮することが必要である。そのためには、担当者の専門的な知識や経験が必要であり、今後も佐賀県がこのような人材の育成などを積極的に行うことを希望する。なお、県の担当者が、今般の社会福祉法人制度改革の運用開始に尽力されたことを申し添える。

第4．検討対象とした社会福祉法人等の概要

．高齢者福祉施設

1．社会福祉法人 洞庵の園

(1) 施設の概要

施設の名称

経費老人ホーム 洞庵荘

所在地

佐賀県鳥栖市山浦町

施設の種類

経費老人ホーム

設置主体

社会福祉法人 洞庵の園

入所者数（H30年4月1日時点）

（補助金の対象となるサービスの入所者数,他の施設も同様）

（単位：人）

施設名	定員	現員
経費老人ホーム洞庵荘	50	50
合計	50	50

決算の状況

(ア) 貸借対照表（社会福祉法人全体、他の施設も同様）（単位：千円）

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	63,281	63,052	58,569
現・預金	38,835	39,479	35,072
その他の流動資産	24,446	23,573	23,496
固定資産	785,008	748,257	716,148
基本財産	712,945	687,885	662,825
その他の固定資産	72,062	60,372	53,322
資産の部合計	848,290	811,310	774,717
負債の部			
流動負債	30,968	41,149	32,313
固定負債	401,792	371,828	357,097
負債の部合計	432,760	412,978	389,410
純資産の部	415,529	398,332	385,306
負債及び純資産の部合計	848,290	811,310	774,717

(イ) 事業活動計算書（あるいは資金収支報告書）

(サービス区分別あるいは拠点区分別、他の施設も同様)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	100,097	104,280	104,629
サービス活動費用	101,960	107,817	111,482
サービス活動増減差額	1,862	3,537	6,853
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	264	152	254
サービス活動外費用	-	-	-
サービス活動外増減差額	264	152	254
特別増減の部			
特別収益	3,800	460	-
特別費用	3,800	-	-
特別増減差額	-	459	-
当期活動増減差額	1,597	2,925	6,598

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
経費老人ホーム事務費補助金	64,336	67,117	68,583

2. 社会福祉法人 誠心会

(1) 施設の概要

施設の名称

ケアハウスあいの里・ケアハウスあいの里本庄

所在地

佐賀市田代二丁目、佐賀市本庄町本庄

施設の種類

ケアハウス

設置主体

社会福祉法人 誠心会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
ケアハウスあいの里	50	50
ケアハウスあいの里本庄	50	50
合計	100	100

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	80,465	82,435	86,236
現・預金	80,280	82,274	85,684
その他の流動資産	185	161	552
固定資産	796,922	809,711	795,891
基本財産	783,874	793,708	777,660
その他の固定資産	13,047	16,002	18,230
資産の部合計	877,388	892,146	882,128
負債の部			
流動負債	34,804	36,586	39,867
固定負債	59,960	97,200	84,840
負債の部合計	94,764	133,786	124,707
純資産の部	782,623	758,360	757,420
負債及び純資産の部合計	877,388	892,146	882,128

(イ) 事業活動計算書(あるいは資金収支報告書)

・ケアハウスあいの里

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	77,204	78,047	81,675
サービス活動費用	80,834	87,742	80,740
サービス活動増減差額	3,630	9,695	935
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	2,333	1,312	1,266
サービス活動外費用	-	166	295
サービス活動外増減差額	2,333	1,145	971
特別増減の部			
特別収益	-	-	-
特別費用	-	-	-
特別増減差額	-	-	-
当期活動増減差額	1,297	8,550	1,906

・ケアハウスあいの里本庄

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	83,806	83,395	82,018
サービス活動費用	78,818	79,242	79,834
サービス活動増減差額	4,987	4,152	2,184
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	2,267	3,234	3,154
サービス活動外費用	1,185	1,015	846
サービス活動外増減差額	1,082	2,218	2,307
特別増減の部			
特別収益	-	-	-
特別費用	-	-	-
特別増減差額	-	-	-
当期活動増減差額	6,370	6,069	4,492

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
経費老人ホーム事務費補助金(あいの里)	31,085	31,783	31,529
経費老人ホーム事務費補助金(あいの里本庄)	31,076	30,890	31,492

3. 社会福祉法人 恩賜財団済生会

(1) 施設の概要

施設の名称

ケアハウス 寿楽荘・ケアハウスめずら荘

所在地

佐賀県唐津市

施設の種類

ケアハウス

設置主体

社会福祉法人恩賜財団済生会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
ケアハウス 寿楽荘	50	50
ケアハウス めずら荘	30	30
合計	80	80

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	258,355,152	256,370,555	262,375,129
現・預金	141,096,909	139,379,435	146,540,546
その他の流動資産	117,258,242	116,991,119	115,834,583
固定資産	704,634,944	715,690,127	724,047,194
基本財産	359,578,418	369,609,295	366,336,456
その他の固定資産	345,056,526	346,080,832	357,710,738
資産の部合計	962,990,096	972,060,682	986,422,324
負債の部			
流動負債	131,856,877	133,708,044	141,339,654
固定負債	459,141,737	468,840,351	481,795,229
負債の部合計	590,998,615	602,548,395	623,134,883
純資産の部	371,991,481	369,512,287	363,287,440
負債及び純資産の部合計	962,990,096	972,060,682	986,422,324

(イ) 事業活動計算書(あるいは資金収支報告書)

・ケアハウス 寿楽荘

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	221,477	226,982	219,717
サービス活動費用	223,871	213,942	214,022
サービス活動増減差額	2,393	13,039	5,694
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	254	141	162
サービス活動外費用	-	557	-
サービス活動外増減差額	254	415	162
特別増減の部			
特別収益	987	989	3,090
特別費用	10,806	45,058	6,317
特別増減差額	9,819	44,068	3,227
当期活動増減差額	11,958	31,444	2,629

・ケアハウス めずら荘

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	55,167	55,529	55,621
サービス活動費用	53,360	55,577	56,307
サービス活動増減差額	1,806	47	686
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	1	1	-
サービス活動外費用	204	191	179
サービス活動外増減差額	203	190	179
特別増減の部			
特別収益	3,073	4,200	7,211
特別費用	4,793	703	577
特別増減差額	1,719	3,496	6,634
当期活動増減差額	116	3,257	5,768

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
経費老人ホーム事務費補助金(寿楽荘)	37,511	37,006	36,210
経費老人ホーム事務費補助金(めずら荘)	16,379	14,880	14,512

4. 社会福祉法人 福生会

(1) 施設の概要

施設の名称

ケアハウス 福生苑

所在地

佐賀市嘉瀬町大字中原

施設の種類

ケアハウス

設置主体

社会福祉法人 福生会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
ケアハウス 福生苑	50	50
合計	50	50

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	26,166	23,514	21,829
現・預金	20,029	17,813	15,877
その他の流動資産	6,137	5,700	5,952
固定資産	438,894	417,047	400,896
基本財産	406,008	388,596	377,559
その他の固定資産	32,885	28,451	23,337
資産の部合計	465,061	440,561	422,726
負債の部			
流動負債	7,620	17,259	7,414
固定負債	32,550	10,850	10,850
負債の部合計	40,170	28,109	18,264
純資産の部	424,890	412,452	404,461
負債及び純資産の部合計	465,061	440,561	422,726

(イ) 事業活動計算書 (あるいは資金収支報告書)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	80,462	84,701	84,868
サービス活動費用	78,050	81,610	82,524
サービス活動増減差額	2,412	3,090	2,343
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	39	29	39
サービス活動外費用	530	406	265
サービス活動外増減差額	490	376	225
特別増減の部			
特別収益	4,451	8,721	648
特別費用	4,442	721	9,299
特別増減差額	9	8,000	8,651
当期活動増減差額	1,931	10,714	6,532

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
経費老人ホーム事務費補助金	31,946	32,622	34,325

5. 社会福祉法人 健翔会

(1) 施設の概要

施設の名称

ケアハウス コスモスの園

所在地

鳥栖市田代本町

施設の種類

ケアハウス

設置主体

社会福祉法人 健翔会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
ケアハウス コスモスの園	50	47
合計	50	47

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	266,644	270,773	311,306
現・預金	167,022	166,272	170,452
その他の流動資産	99,622	104,500	140,853
固定資産	1,263,647	1,259,477	1,443,633
基本財産	1,147,898	1,126,203	1,339,735
その他の固定資産	115,749	133,273	103,898
資産の部合計	1,530,292	1,530,250	1,754,940
負債の部			
流動負債	51,140	85,945	113,714
固定負債	291,862	284,124	298,775
負債の部合計	343,002	370,070	412,489
純資産の部	1,187,289	1,160,180	1,342,451
負債及び純資産の部合計	1,530,291	1,530,250	1,754,940

(イ) 事業活動計算書 (あるいは資金収支報告書)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	89,223	87,179	85,963
サービス活動費用	89,324	97,754	91,704
サービス活動増減差額	100	10,575	5,741
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	497	512	680
サービス活動外費用	506	423	275
サービス活動外増減差額	8	88	405
特別増減の部			
特別収益	13,758	6,645	16,476
特別費用	34,540	510	389
特別増減差額	20,782	6,134	16,087
当期活動増減差額	20,891	4,352	10,750

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
経費老人ホーム事務費補助金	32,347	32,167	31,878

6. 社会福祉法人 博仁会

(1) 施設の概要

施設の名称

ケアハウス いまり

所在地

伊万里市山代町楠久

施設の種類

ケアハウス

設置主体

社会福祉法人 博仁会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
ケアハウス いまり	50	42
合計	50	42

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	29,891	50,291	24,925
現・預金	15,166	34,719	12,149
その他の流動資産	14,724	15,572	12,775
固定資産	506,683	493,040	472,259
基本財産	486,868	469,111	451,605
その他の固定資産	19,814	23,928	20,653
資産の部合計	536,574	543,331	497,184
負債の部			
流動負債	52,565	69,563	64,243
固定負債	202,845	223,709	208,185
負債の部合計	255,410	293,272	272,428
純資産の部	281,164	250,058	224,755
負債及び純資産の部合計	536,574	543,331	497,184

(イ) 事業活動計算書 (あるいは資金収支報告書)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	81,003	72,937	77,012
サービス活動費用	80,223	79,780	82,082
サービス活動増減差額	779	6,842	5,070
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	627	590	856
サービス活動外費用	849	730	599
サービス活動外増減差額	221	140	257
特別増減の部			
特別収益	3,989	3,999	3,431
特別費用	3,989	10,999	351
特別増減差額	-	7,000	3,080
当期活動増減差額	558	13,982	1,733

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
経費老人ホーム事務費補助金	30,910	26,666	28,854

7. 社会福祉法人 凌友会

(1) 施設の概要

施設の名称

ケアハウス はがくれの郷

所在地

佐賀市久保泉町大字川久保

施設の種類

ケアハウス

設置主体

社会福祉法人 凌友会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
ケアハウス 凌友会	50	50
合計	50	50

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	332,796	293,463	298,621
現・預金	220,182	190,218	193,843
その他の流動資産	112,614	103,244	104,778
固定資産	1,246,784	1,193,466	1,151,827
基本財産	1,217,313	1,168,722	1,132,585
その他の固定資産	29,471	24,743	19,241
資産の部合計	1,579,581	1,486,929	1,450,449
負債の部			
流動負債	32,709	57,197	94,583
固定負債	335,791	281,020	254,883
負債の部合計	368,500	338,218	349,466
純資産の部	1,211,081	1,148,711	1,100,982
負債及び純資産の部合計	1,579,581	1,486,929	1,450,449

(イ) 事業活動計算書 (あるいは資金収支報告書)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	86,835	87,159	89,085
サービス活動費用	76,851	102,973	91,521
サービス活動増減差額	9,983	15,814	2,436
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	3,006	2,981	3,218
サービス活動外費用	-	-	-
サービス活動外増減差額	3,006	2,981	3,218
特別増減の部			
特別収益	-	-	-
特別費用	-	-	-
特別増減差額	-	-	-
当期活動増減差額	12,990	12,833	782

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
経費老人ホーム事務費補助金	31,674	32,749	32,740

8. 社会福祉法人 清水福祉会

(1) 施設の概要

施設の名称

ケアハウス アミジア

所在地

小城市小城町

施設の種類

ケアハウス

設置主体

社会福祉法人 アミジア

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
ケアハウス アミジア	50	50
合計	50	50

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	606,960	602,074	613,824
現・預金	383,050	380,115	379,377
その他の流動資産	223,910	221,959	234,447
固定資産	2,426,937	2,351,282	2,427,424
基本財産	2,148,928	2,087,245	2,185,909
その他の固定資産	278,009	264,037	241,515
資産の部合計	3,033,898	2,953,357	3,041,249
負債の部			
流動負債	190,481	162,986	191,767
固定負債	524,836	489,247	507,210
負債の部合計	715,317	652,234	698,978
純資産の部	2,318,580	2,301,123	2,342,270
負債及び純資産の部合計	3,033,898	2,953,357	3,041,249

(イ) 事業活動計算書 (あるいは資金収支報告書)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	118,418	121,825	122,469
サービス活動費用	112,875	108,001	110,127
サービス活動増減差額	5,542	13,824	12,341
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	197	206	244
サービス活動外費用	871	707	543
サービス活動外増減差額	673	500	298
特別増減の部			
特別収益	17	-	1,142
特別費用	100	4,216	2,217
特別増減差額	82	4,216	1,075
当期活動増減差額	4,786	9,107	10,967

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
経費老人ホーム事務費補助金	30,881	31,545	30,335

9. 社会福祉法人 祥楓会

(1) 施設の概要

施設の名称

ケアハウス 翠晃

所在地

神崎市神崎町鶴

施設の種類

ケアハウス

設置主体

社会福祉法人 祥楓会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
ケアハウス 翠晃	50	47
合計	50	47

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	331,430	320,789	320,128
現・預金	258,297	256,504	256,890
その他の流動資産	73,133	64,285	63,237
固定資産	921,292	875,732	841,326
基本財産	854,967	818,042	790,613
その他の固定資産	66,325	57,689	50,713
資産の部合計	1,252,723	1,196,522	1,161,454
負債の部			
流動負債	63,342	60,093	61,553
固定負債	363,899	306,074	262,845
負債の部合計	427,241	366,167	324,398
純資産の部	825,481	830,354	837,056
負債及び純資産の部合計	1,252,723	1,196,522	1,161,454

(イ) 事業活動計算書 (あるいは資金収支報告書)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	147,617	143,014	145,429
サービス活動費用	141,416	131,417	126,997
サービス活動増減差額	6,200	11,597	18,431
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	5,438	4,553	2,460
サービス活動外費用	13,158	504	-
サービス活動外増減差額	7,720	4,048	2,459
特別増減の部			
特別収益	40,170	-	19,882
特別費用	4,000	-	19,804
特別増減差額	36,170	-	77
当期活動増減差額	34,651	15,646	20,969

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
経費老人ホーム事務費補助金	25,168	28,788	29,969

10. 社会福祉法人 椎原寿恵会

(1) 施設の概要

施設の名称

ケアハウス 花みず木

所在地

鳥栖市村田町

施設の種類

ケアハウス

設置主体

社会福祉法人 椎原寿恵会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
ケアハウス 花みず木	30	30
合計	30	30

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	2,057,677	2,127,297	2,107,998
現・預金	1,776,060	1,823,872	1,812,707
その他の流動資産	281,617	303,425	295,290
固定資産	3,716,034	3,728,533	3,745,296
基本財産	3,238,672	3,219,751	3,167,977
その他の固定資産	477,361	508,782	577,318
資産の部合計	5,773,712	5,855,830	5,853,294
負債の部			
流動負債	220,116	226,804	259,222
固定負債	503,502	514,419	469,620
負債の部合計	723,619	741,223	728,843
純資産の部	5,050,092	5,114,607	5,124,450
負債及び純資産の部合計	5,773,712	5,855,830	5,853,294

(イ) 事業活動計算書 (あるいは資金収支報告書)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	100,669	97,693	99,939
サービス活動費用	102,264	100,444	98,002
サービス活動増減差額	1,595	2,751	1,937
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	108	208	4,141
サービス活動外費用	690	836	786
サービス活動外増減差額	581	627	3,355
特別増減の部			
特別収益	10,592	15,000	-
特別費用	3,592	-	-
特別増減差額	6,999	15,000	-
当期活動増減差額	4,822	11,621	5,292

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
経費老人ホーム事務費補助金	25,168	24,979	26,692

11. 社会福祉法人晴寿会

(1) 施設の概要

施設の名称

特別養護老人ホームケアポート晴寿

所在地

佐賀市高木瀬町

施設の種類

特別養護老人ホーム

設置主体

社会福祉法人晴寿会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
特別養護老人ホームケアポート晴寿	110	110
合計	110	110

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	430,145	653,301	773,639
現・預金	313,658	522,499	638,427
その他の流動資産	116,487	130,802	135,212
固定資産	1,647,284	2,139,780	2,045,264
基本財産	774,472	1,966,928	1,886,917
その他の固定資産	872,812	172,852	158,347
資産の部合計	2,077,430	2,793,082	2,818,904
負債の部			
流動負債	47,871	78,851	112,845
固定負債	500,000	1,050,000	1,000,000
負債の部合計	547,871	1,128,851	1,112,845
純資産の部	1,529,559	1,664,230	1,706,058
負債及び純資産の部合計	2,077,430	2,793,082	2,818,904

(イ) 事業活動計算書

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	755,743	868,651	925,955
サービス活動費用	706,760	841,341	852,720
サービス活動増減差額	48,983	27,310	73,235
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	1,912	1,929	1,851
サービス活動外費用	959	2,645	2,510
サービス活動外増減差額	953	715	659
特別増減の部			
特別収益	7,834	668,844	-
特別費用	7,831	964,987	19,459
特別増減差額	2	296,142	19,459
当期活動増減差額	49,939	269,547	53,116

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金	320,517	-	-

12. 社会福祉法人天寿荘

(1) 施設の概要

施設の名称

特別養護老人ホーム天寿荘

所在地

多久市北多久町

施設の種類

特別養護老人ホーム

設置主体

社会福祉法人天寿荘

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
特別養護老人ホーム天寿荘	77	77
合計	77	77

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	1,407,738	1,092,653	1,350,899
現・預金	439,904	594,086	796,111
その他の流動資産	967,834	498,567	554,788
固定資産	4,881,418	5,010,388	4,718,342
基本財産	3,892,915	3,803,566	3,643,737
その他の固定資産	988,503	1,206,821	1,074,605
資産の部合計	6,289,157	6,103,042	6,069,242
負債の部			
流動負債	296,202	283,227	340,591
固定負債	2,245,108	2,116,818	1,982,533
負債の部合計	2,541,311	2,400,045	2,323,125
純資産の部	3,747,845	3,702,996	3,746,117
負債及び純資産の部合計	6,289,157	6,103,042	6,069,242

(イ) 事業活動計算書

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	529,742	547,092	546,092
サービス活動費用	532,630	526,317	526,675
サービス活動増減差額	2,888	20,775	19,417
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	3,917	465	1,581
サービス活動外費用	8,841	10,102	9,697
サービス活動外増減差額	4,924	9,636	8,115
特別増減の部			
特別収益	357,893	36,888	312
特別費用	323,583	257,654	24,620
特別増減差額	34,310	220,765	24,308
当期活動増減差額	26,497	209,627	13,006

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金	238,581	-	-

13. 社会福祉法人聖母の騎士会

(1) 施設の概要

施設の名称

特別養護老人ホームロザリオの園

所在地

佐賀市大和町

施設の種類

特別養護老人ホーム

設置主体

社会福祉法人聖母の騎士会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

施設名	定員	現員
特別養護老人ホームロザリオの園	114	114
合計	114	114

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	1,652,457	1,746,258	1,861,488
現・預金	1,218,488	1,320,172	1,427,950
その他の流動資産	433,968	426,085	433,538
固定資産	7,602,966	7,597,959	7,704,037
基本財産	4,859,592	4,762,050	4,813,860
その他の固定資産	2,743,374	2,835,909	2,890,177
資産の部合計	9,255,423	9,344,217	9,565,526
負債の部			
流動負債	244,460	276,924	411,668
固定負債	271,632	248,277	237,444
負債の部合計	516,092	525,201	649,113
純資産の部	8,739,331	8,819,015	8,914,574
負債及び純資産の部合計	9,255,423	9,344,217	9,563,687

(イ) 事業活動計算書

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	464,796	482,186	493,848
サービス活動費用	460,449	460,731	481,244
サービス活動増減差額	4,346	21,455	12,603
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	1,518	2,245	3,022
サービス活動外費用	1,171	729	1,102
サービス活動外増減差額	347	1,515	1,919
特別増減の部			
特別収益	40,000	3,998	1,395
特別費用	11,433	15,502	38,669
特別増減差額	28,566	11,504	37,274
当期活動増減差額	33,261	11,466	22,751

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金	-	-	62,100

14．社会福祉法人光の園

(1) 施設の概要

施設の名称

養護（盲）老人ホームサリバン

所在地

唐津市相知町

施設の種類

養護（盲）老人ホーム

設置主体

社会福祉法人光の園

入所者数（H30年4月1日時点）

（単位：人）

施設名	定員	現員
養護（盲）老人ホームサリバン	50	45
合計	50	45

決算の状況

(ア) 貸借対照表

（単位：千円）

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	171,564	160,020	282,897
現・預金	167,075	155,258	247,644
その他の流動資産	4,489	4,761	35,252
固定資産	225,073	219,379	275,306
基本財産	96,587	105,208	96,489
その他の固定資産	128,485	114,171	178,817
資産の部合計	396,637	379,399	558,203
負債の部			
流動負債	8,335	8,185	14,681
固定負債	-	-	35,992
負債の部合計	8,335	8,185	50,673
純資産の部	388,302	371,214	507,530
負債及び純資産の部合計	396,637	379,399	558,203

(イ) 事業活動計算書

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	139,925	138,774	151,598
サービス活動費用	153,520	153,056	151,195
サービス活動増減差額	13,594	14,282	403
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	288	362	331
サービス活動外費用	-	-	13
サービス活動外増減差額	288	362	318
特別増減の部			
特別収益	-	-	-
特別費用	-	-	-
特別増減差額	-	-	-
当期活動増減差額	13,306	13,919	721

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金	-	-	60,090

・障害者施設

1. 社会福祉法人佐賀製肢学園

(1) 施設の概要 (障がい者関連、以下同様)

施設の名称

佐賀整肢学園こども発達医療センター

佐賀整肢学園・オークス

在宅サポートセンター・オークス

佐賀整肢学園からつ医療福祉センター

所在地

佐賀整肢学園こども発達医療センター

佐賀市金立町金立2215-27

佐賀整肢学園・オークス

佐賀市金立町大字金立168-1

在宅サポートセンター・オークス

佐賀市金立町大字金立163-3

佐賀整肢学園からつ医療福祉センター

唐津市双水2806

施設の種類

佐賀整肢学園こども発達医療センター

医療型障害児入所施設

療養介護事業

児童発達支援センター

生活介護事業

放課後等デイサービス事業

短期入所事業

特定・障害児相談支援事業

保育所等訪問支援事業

佐賀整肢学園・オークス

施設入所支援事業

生活介護事業

短期入所事業

日中一時支援

在宅サポートセンター・オークス

生活介護事業

地域活動支援センター

就労継続支援B型事業

- 就労移行支援事業
- 放課後等デイサービス事業
- 特定・障害児相談支援事業
- 福祉ホーム
- 佐賀整肢学園からつ医療福祉センター（入所部門）
 - 医療型障害児入所施設
 - 療養介護事業
 - 短期入所事業
 - 施設入所支援事業
- 佐賀整肢学園からつ医療福祉センター（在宅部門）
 - 児童発達支援センター
 - 児童発達支援事業
 - 放課後等デイサービス事業
 - 保育所等訪問支援事業
 - 福祉ホーム
 - 就労継続支援B型事業
 - 特定・障害児相談支援事業
 - 生活介護事業
 - 障害者生活支援事業

設置主体

社会福祉法人 佐賀製肢学園

入所者数（H30年4月1日時点）

（単位：人）

提供サービス	定員	現員
施設入所支援事業	102	104
生活介護事業	40	30
就労移行支援事業	6	-
就労継続支援B型事業	20	9
放課後等デイサービス事業	35	26
療養介護事業	215	160
医療型障害児入所支援事業	45	46
児童発達支援事業	44	27
合計	507	402

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	1,829,973	2,124,271	2,251,739
現・預金	610,052	1,182,959	1,165,103
その他の流動資産	1,219,921	941,312	1,086,636
固定資産	13,318,570	13,344,140	13,935,581
基本財産	7,734,875	7,363,408	7,219,184
その他の固定資産	5,583,695	5,980,732	6,716,397
資産の部合計	15,148,543	15,468,411	16,187,320
負債の部			
流動負債	192,307	500,380	667,188
固定負債	55,331	51,901	52,800
負債の部合計	247,638	552,281	719,988
純資産の部	14,900,906	14,916,129	15,467,333
負債及び純資産の部合計	15,148,544	15,468,410	16,187,321

(イ) 事業活動計算書(あるいは資金収支報告書)

ことも発達医療センター

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	2,771,471	2,774,330	2,842,526
サービス活動費用	2,460,578	2,702,586	2,629,933
サービス活動増減差額	310,893	71,744	212,593
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	24,070	122,941	20,834
サービス活動外費用	-	4,653	2,156
サービス活動外増減差額	24,070	118,288	18,678
特別増減の部			
特別収益	182,421	211,006	15,572
特別費用	235,894	271,445	83,643
特別増減差額	53,473	60,439	68,071
当期活動増減差額	281,490	129,593	163,200

オークス入所

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	314,959	308,944	315,333
サービス活動費用	374,393	303,494	289,977
サービス活動増減差額	59,434	5,450	25,356
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	872	784	666
サービス活動外費用	-	43	-
サービス活動外増減差額	872	741	666
特別増減の部			
特別収益	42,689	2,250	75,482
特別費用	80,382	24,266	101,690
特別増減差額	37,693	22,016	26,208
当期活動増減差額	96,255	15,825	186

オークス在宅

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	108,080	124,921	135,927
サービス活動費用	122,912	155,159	155,118
サービス活動増減差額	14,832	30,238	19,191
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	329	586	777
サービス活動外費用	-	433	6
サービス活動外増減差額	329	153	771
特別増減の部			
特別収益	23,240	41,831	11,463
特別費用	16,700	26,870	-
特別増減差額	6,540	14,961	11,463
当期活動増減差額	7,963	15,124	6,957

からつ入所

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	1,098,228	1,164,429	1,221,151
サービス活動費用	913,073	1,008,805	1,052,793
サービス活動増減差額	185,155	155,624	168,358
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	17,899	20,697	30,756
サービス活動外費用	-	-	2,574
サービス活動外増減差額	17,899	20,697	28,182
特別増減の部			
特別収益	1,000	22,968	355,604
特別費用	62,486	768,574	494,725
特別増減差額	61,486	745,606	139,121
当期活動増減差額	141,568	569,285	57,419

からつ在宅

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	173,945	192,718	189,959
サービス活動費用	157,459	242,755	180,218
サービス活動増減差額	16,486	50,037	9,741
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	977	1,392	125
サービス活動外費用			
サービス活動外増減差額	977	1,392	125
特別増減の部			
特別収益	1,000	57,727	-
特別費用	8,603	7,208	-
特別増減差額	7,603	50,519	-
当期活動増減差額	9,860	1,874	9,866

(2) 補助金 (障がい者関連、以下同様)

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
障害福祉関係施設整備費補助金	16,443	13,916	1,796
障害者福祉施設等非常災害対策事業費補助金	323	-	-
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	-	63,640	-
医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金	-	-	9,630
重度障害者地域生活重点支援事業費補助金(重度障害者グループホーム事業)	-	-	5,000
障害者グループホーム開設事業費補助金	-	-	2,000

2. 社会福祉法人東方会

(1) 施設の概要

施設の名称

瑠璃光苑

福祉ホーム ビラ・ラズリ

障害者就労支援センター

パーソナルサポートセンター 空

伊万里・有田障害者生活支援センター

所在地

瑠璃光苑

伊万里市二里町大里乙403-1

福祉ホーム ビラ・ラズリ

伊万里市二里町大里乙3391-3

障害者就労支援センター

伊万里市二里町大里乙3609

パーソナルサポートセンター 空

伊万里市二里町大里乙3602-2

伊万里・有田障害者生活支援センター

伊万里市立花町1542-16 伊万里市民交流プラザ内

施設の種類

瑠璃光苑

施設入所支援事業

生活介護事業

短期入所事業

日中一時支援

居宅介護事業

重度訪問介護事業

同行援護事業

福祉ホーム ビラ・ラズリ

福祉ホーム

障害者就労支援センター

就労継続支援B型事業

就労移行支援事業

生活介護事業

パーソナルサポートセンター 空

計画相談支援事業

障害児相談支援事業

地域相談支援事業
 伊万里・有田障害者生活支援センター
 計画相談支援事業
 障害児相談支援事業
 地域相談支援事業

設置主体

社会福祉法人 東方会

入所者数（H30年4月1日時点）

（単位：人）

提供サービス	定員	現員
生活介護事業	26	28
就労移行支援事業	9	9
就労継続支援B型事業	25	28
施設入所支援	40	42
合計	100	107

決算の状況

（ア）貸借対照表

（単位：千円）

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	343,284	424,121	365,973
現・預金	225,706	290,478	228,633
その他の流動資産	117,578	133,643	137,340
固定資産	1,044,588	1,052,868	1,211,312
基本財産	665,957	684,035	820,851
その他の固定資産	378,631	368,833	390,461
資産の部合計	1,387,872	1,476,989	1,577,285
負債の部			
流動負債	39,860	59,914	47,591
固定負債	39,860	33,720	27,581
負債の部合計	79,720	93,634	75,172
純資産の部	1,308,153	1,383,354	1,502,114
負債及び純資産の部合計	1,387,873	1,476,988	1,577,286

(イ) 事業活動計算書(あるいは資金収支報告書)

瑠璃光苑(社会福祉事業)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	285,116	295,151	295,782
サービス活動費用	215,012	221,262	232,586
サービス活動増減差額	70,104	73,889	63,196
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	2,116	1,893	2,202
サービス活動外費用	751	929	1,015
サービス活動外増減差額	1,365	964	1,187
特別増減の部			
特別収益	39,962	41,309	42,322
特別費用	99,445	71,709	172,882
特別増減差額	59,483	30,400	130,560
当期活動増減差額	11,986	44,453	66,177

福祉ホーム(社会福祉事業)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	8,123	8,159	8,083
サービス活動費用	9,655	9,831	9,773
サービス活動増減差額	1,532	1,672	1,690
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	1	1	2
サービス活動外費用	-	-	-
サービス活動外増減差額	1	1	2
特別増減の部			
特別収益	2,285	2,195	2,369
特別費用	2,285	2,195	2,369
特別増減差額	-	-	-
当期活動増減差額	1,531	1,671	1,688

就労支援（社会福祉事業）

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	110,592	117,408	120,331
サービス活動費用	82,215	92,479	90,873
サービス活動増減差額	28,377	24,929	29,458
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	2,547	1,349	1,344
サービス活動外費用	354	325	297
サービス活動外増減差額	2,193	1,024	1,047
特別増減の部			
特別収益	12,234	11,074	11,590
特別費用	26,607	25,005	35,010
特別増減差額	14,373	13,931	23,420
当期活動増減差額	16,197	12,022	7,085

大国(伊万里・有田障害者生活支援センターほか)（社会福祉事業）

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	36,220	44,420	62,963
サービス活動費用	29,145	39,530	61,326
サービス活動増減差額	7,075	4,890	1,637
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	-	8	92
サービス活動外費用	-	-	-
サービス活動外増減差額	-	8	92
特別増減の部			
特別収益	3,409	3,106	187,305
特別費用	3,590	3,096	74,258
特別増減差額	181	10	113,047
当期活動増減差額	6,894	4,908	114,776

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	-	63,640	-
障害者グループホーム開設事業費補助金	-	-	2,000

3. 社会福祉法人はる

(1) 施設の概要

施設の名称

生活介護ライフサポートはる

居宅介護ヘルパーステーションはる

相談支援ほっと

ワークスペースかん

グループホーム野いちご

グループホームはなはな・きらきら・あいあい

ショートステイながせ ・ながせ

放課後等デイサービス事業じゃんぷ

コンフォートながせ ・ながせ

ショートステイはなはな・あいあい

所在地

生活介護ライフサポートはる

佐賀市開成5-5-8

居宅介護ヘルパーステーションはる

佐賀市高木瀬町大字長瀬1168-1

相談支援ほっと

佐賀市高木瀬町大字長瀬1168-1

ワークスペースかん

佐賀市神野西4-4-11

グループホーム野いちご

佐賀市田代1-6-2

グループホームはなはな・きらきら・あいあい

佐賀市神園6-7-13

ショートステイながせ ・ながせ

佐賀市高木瀬町大字長瀬1168-1

放課後等デイサービス事業じゃんぷ

佐賀市高木瀬町大字長瀬1168-1

コンフォートながせ ・ながせ

佐賀市高木瀬町大字長瀬1168-1

ショートステイはなはな・あいあい

佐賀市神園6-7-13

施設の種類

生活介護ライフサポートはる

生活介護事業

居宅介護ヘルパーステーションはる

居宅介護事業

相談支援ほっと

計画相談支援事業

ワークスペースかん

就労継続支援B型事業

グループホーム野いちご

共同生活援助事業

グループホームはなはな・きらきら・あいあい

共同生活援助事業

ショートステイながせ ・ながせ

短期入所事業

放課後等デイサービス事業じゃんぷ

放課後等デイサービス事業

コンフォートながせ ・ながせ

共同生活援助事業

ショートステイはなはな・あいあい

短期入所事業

設置主体

社会福祉法人 はる

入所者数（H30年4月1日時点）

（単位：人）

提供サービス	定員	現員
共同生活援助	22	17
就労継続支援B型事業	20	19
生活介護事業	20	14
放課後等デイサービス事業	10	5
合計	72	55

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	-	144,233	46,512
現・預金	-	119,207	11,331
その他の流動資産	-	25,026	35,181
固定資産	-	122,605	282,354
基本財産	-	-	216,460
その他の固定資産	-	122,605	65,894
資産の部合計	-	266,838	328,866
負債の部			
流動負債	-	114,359	31,884
固定負債	-	88,836	145,690
負債の部合計	-	203,195	177,574
純資産の部	-	63,643	151,293
負債及び純資産の部合計	-	266,838	328,867

(イ) 事業活動計算書(あるいは資金収支報告書)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	-	97,102	184,880
サービス活動費用	-	100,320	196,158
サービス活動増減差額	-	3,218	11,278
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	-	5,607	6,564
サービス活動外費用	-	449	1,093
サービス活動外増減差額	-	5,158	5,471
特別増減の部			
特別収益	-	61,703	95,657
特別費用	-	61,703	95,657
特別増減差額	-	-	-
当期活動増減差額	-	1,940	5,807

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
障害福祉関係施設整備費補助金	-	95,657	-

4. 有限会社みのり

(1) 施設の概要

施設の名称

就労継続支援事業所 実松製作所

所在地

就労継続支援事業所 実松製作所
神崎市千代田町姉391-1

施設の種類

就労継続支援事業所 実松製作所
就労継続支援A型事業

設置主体

有限会社みのり

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

提供サービス	定員	現員
就労継続支援A型事業	10	10
合計	10	10

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	11,146	10,222	26,673
現・預金	3,863	3,861	22,630
その他の流動資産	7,283	6,361	4,043
固定資産及び繰延資産	-	515	12,134
固定資産	-	515	11,570
繰延資産	-	-	564
資産の部合計	11,146	10,737	38,807
負債の部			
流動負債	31,366	34,205	18,463
固定負債	-	-	43,793
負債の部合計	31,366	34,205	62,256
純資産の部	20,219	23,467	23,448
負債及び純資産の部合計	11,147	10,738	38,808

(イ) 損益計算書

	H27年度	H28年度	H29年度
売上高、売上原価及び販管費			
売上高	76,635	82,629	79,198
売上原価及び販管費	78,749	88,163	82,201
営業利益	2,114	5,534	3,003
営業外損益			
営業外収益	1,166	2,357	19,070
営業外費用	37	-	5
営業外損益	1,129	2,357	19,065
特別損益			
特別利益	-	-	-
特別損失	-	-	15,972
特別損失	-	-	15,972
税引前当期純利益	985	3,177	90
法人税等	71	71	71
当期純利益	1,056	3,248	19

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	-	15,972	-
障害者グループホーム開設事業費補助金	-	-	986

5. 一般財団法人みどりの杜

(1) 施設の概要

施設の名称

ごうまちグリーンフィールド

所在地

佐賀県鳥栖市神辺町字合町1578番地3

施設の種類

共同生活援助

設置主体

一般財団法人みどりの杜

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位:人)

提供サービス	定員	現員
共同生活援助	7	5
合計	7	5

決算の状況

(ア) 貸借対照表(平成28年3月7日設立)

(単位:千円)

	H28/12期	H29/3期 決算期変更	H30/3期
資産の部			
流動資産	972	22,739	11,426
現・預金	972	22,739	9,836
その他の流動資産	-	-	1,590
固定資産	-	-	22,619
繰延資産	118	267	986
資産の部合計	1,090	23,005	35,032
負債の部			
流動負債	1,090	1,006	1,933
固定負債	-	22,000	36,015
負債の部合計	1,090	23,006	37,948
純資産の部	-	1	2,916
負債及び純資産の部合計	1,090	23,005	35,032

(イ) 損益計算書(平成30年3月期に一拠点目(補助対象施設)を設置)

	H28/12期	H29/3期 決算期変更	H30/3期
売上高	-	-	4,133
売上原価	-	-	-
売上総利益	-	-	4,133
販売費及び一般管理費	-	1	6,849
営業利益	-	1	2,716
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	118
経常利益	-	1	2,834
特別利益	-	-	23,000
特別損失	-	-	23,000
税引前当期純利益	-	1	2,834
法人税住民税及び事業税	-	-	81
当期純利益	-	1	2,915

(2) 補助金交付年度 全体

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金	-	-	7,334
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	-	-	14,666
佐賀県障害者グループホーム開設事業費補助金	-	-	1,000

6. 特定非営利活動法人風のつばさ

(1) 施設の概要

施設の名称

グループホーム風のつばさ2号館

所在地

佐賀県三養基郡基山町園部413-2

施設の種類

共同生活援助

設置主体

特定非営利活動法人風のつばさ

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位:人)

提供サービス	定員	現員
共同生活援助	9	7
合計	9	7

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位:千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	8,007	7,456	33,733
現・預金	2,180	583	7,402
その他の流動資産	5,828	6,874	26,331
固定資産	38,975	35,078	93,436
資産の部合計	46,982	42,534	127,170
負債の部			
流動負債	10,872	19,877	40,083
固定負債	51,192	45,792	101,869
負債の部合計	62,064	65,669	141,952
純資産の部	15,081	23,134	14,782
負債及び純資産の部合計	46,982	42,534	127,170

(イ) 活動計算書

	H27年度	H28年度	H29年度
経常収益	16,690	17,511	37,751
経常費用			
人件費	12,092	12,798	11,290
その他経費	6,383	7,630	8,907
経常費用計	18,475	20,428	20,198
当期経常増減額	1,785	2,917	17,554

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金	-	-	7,334
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	-	-	14,666
佐賀県障害者グループホーム開設事業費補助金	-	-	1,000
佐賀県障害者福祉施設等非常災害対策事業費補助金	38	-	-

7. 社会福祉法人あんず鍋島

(1) 施設の概要

施設の名称

多機能型事業所 W A N

所在地

佐賀県佐賀市鍋島町大字森田583-1

施設の種類

就労継続支援 A 型・B 型

設置主体

社会福祉法人あんず鍋島

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

提供サービス	定員	現員
就労継続支援 A 型	10	7
就労継続支援 B 型	10	5
合計	20	12

決算の状況

(ア) 貸借対照表 (平成28年7月11日設立)

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	-	21,496	131,331
現・預金	-	9,790	82,048
その他の流動資産	-	11,706	49,283
固定資産	-	72,421	613,373
基本財産	-	57,855	280,371
その他の固定資産	-	14,566	333,002
資産の部合計	-	93,917	744,705
負債の部			
流動負債	-	2,330	281,757
固定負債	-	61,172	316,247
負債の部合計	-	63,501	598,004
純資産の部	-	30,415	146,701
負債及び純資産の部合計	-	93,917	744,705

(イ) 事業活動計算書

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	-	11,476	30,065
サービス活動費用	-	11,304	28,919
サービス活動増減差額	-	172	1,146
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	-	297	21
サービス活動外費用	-	-	1
サービス活動外増減差額	-	297	20
特別増減の部			
特別収益	-	332	107,240
特別費用	-	-	107,240
特別増減差額	-	332	-
当期活動増減差額	-	801	1,167

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金	-	-	21,734
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	-	-	43,466

8. 社会福祉法人たちばな会

(1) 施設の概要

施設の名称

グループホーム向陽及び冬野寮

第一たちばな学園、第二たちばな学園、チョボラ伊万里店及びかがやきの丘

所在地

グループホーム向陽

佐賀県伊万里市立花町2404番地123

冬野寮

佐賀県嬉野市塩田町久間甲2784-11

防犯対策補助金は金額的重要性が低いため、以下の記載は省略している。

施設の種類

グループホーム向陽

共同生活援助

冬野寮

共同生活援助

設置主体

社会福祉法人たちばな会

入所者数（H30年4月1日時点）

（単位：人）

提供サービス	定員	現員
共同生活援助(グループホーム向陽)	7	3
共同生活援助(みかざきハイツ) 冬野寮含む	47	44
合計	54	47

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	690,153	816,256	809,099
現・預金	527,968	620,006	649,065
その他の流動資産	162,185	196,250	160,034
固定資産	3,311,738	3,242,345	3,321,642
基本財産	2,499,452	2,712,177	2,702,806
その他の固定資産	812,286	530,168	618,836
資産の部合計	4,001,891	4,058,602	4,130,741

負債の部			
流動負債	100,055	98,609	109,402
固定負債	6,000	8,101	4,956
負債の部合計	106,055	106,709	114,358
純資産の部	3,895,837	3,951,892	4,016,383
負債及び純資産の部合計	4,001,891	4,058,602	4,130,741

(イ) 事業活動計算書

グループホーム向陽(補助対象拠点) (平成29年11月1日設置)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	-	-	1,274
サービス活動費用	-	-	7,948
サービス活動増減差額	-	-	6,674
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	-	-	-
サービス活動外費用	-	-	-
サービス活動外増減差額	-	-	-
特別増減の部			
特別収益	-	-	87,200
特別費用	-	-	22,071
特別増減差額	-	-	65,129
当期活動増減差額	-	-	58,455

みかざきハイツ(冬野寮(サービス区分)を含む)

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	86,590	89,106	94,774
サービス活動費用	69,994	59,953	64,655
サービス活動増減差額	16,595	29,152	30,118
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	2,325	2,314	1,757
サービス活動外費用	-	428	470
サービス活動外増減差額	2,325	1,886	1,287

特別増減の部			
特別収益	-	-	3,005
特別費用	2,455	34,029	22,023
特別増減差額	2,455	34,029	19,018
当期活動増減差額	16,465	2,991	12,388

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金	-	-	9,849
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	-	-	19,691
その他	-	83	-

9. 社会福祉法人天童会

(1) 施設の概要

施設の名称

永島ホーム指定短期入所事業所

すみよしの里指定共同生活援助事業所、くろかみ学園、くろかみ学園児童発達支援センター及びいぶき村

所在地

永島ホーム指定短期入所事業所

佐賀県武雄市武雄町大字永島15853

防犯対策補助金は金額的重要性が低いため、以下の記載は省略している。

施設の種類

永島ホーム指定短期入所事業所

短期入所

設置主体

社会福祉法人天童会

入所者数 (H30年4月1日時点)

(単位：人)

提供サービス	定員	現員
永島ホーム指定短期入所	10	9
永島ホーム 指定短期入所	10	5
合計	20	14

決算の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度
資産の部			
流動資産	319,669	300,296	407,857
現・預金	198,133	171,679	288,428
その他の流動資産	121,536	128,616	119,428
固定資産	1,686,218	1,731,085	1,813,501
基本財産	947,847	955,945	1,034,666
その他の固定資産	738,371	775,140	778,836
資産の部合計	2,005,888	2,031,381	2,221,358
負債の部			
流動負債	133,581	65,566	160,568
固定負債	9,880	4,540	2,722
負債の部合計	143,461	70,106	163,289
純資産の部	1,862,426	1,961,274	2,058,069
負債及び純資産の部合計	2,005,888	2,031,381	2,221,358

(イ) 事業活動計算書

	H27年度	H28年度	H29年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	52,723	72,678	71,559
サービス活動費用	30,863	40,274	41,256
サービス活動増減差額	21,860	32,404	30,303
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	-	-	131
サービス活動外費用	-	-	-
サービス活動外増減差額	-	-	131
特別増減の部			
特別収益	-	101	21
特別費用	20,000	38,000	29,000
特別増減差額	20,000	37,899	28,979
当期活動増減差額	1,860	5,495	1,455

(2) 補助金

(単位：千円)

補助金名	H27年度	H28年度	H29年度
佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金	10,423	-	11,616
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	20,847	-	23,227
佐賀県障害者グループホーム開設事業費補助金	1,000	-	-